

氷川町地域防災計画

資料編

Ver. 1.0



平成 27 年度改訂

平成 30 年度改訂

令和元年度改訂

令和 2 年度改訂

令和 4 年度改訂

令和 5 年度改訂

氷 川 町

■ 資料編

資料編 目次

第1部 総 則

資料- 1	既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針.....	9
資料- 2	氷川町防災会議条例.....	10
資料- 3	氷川町防災会議委員.....	12
資料- 4	氷川町災害対策本部条例.....	13
資料- 5	氷川町水防協議会条例.....	14
資料- 6	防災機関の実施責任と業務大綱.....	15
資料- 7	過去の災害履歴（高潮災害）.....	17
資料- 8	過去の災害履歴（風水害）.....	17
資料- 9	氷川町 揺れやすさマップ.....	18
資料- 10	氷川町 建物倒壊率マップ.....	19
資料- 11	高潮ハザードマップ.....	20
資料- 12	洪水ハザードマップ.....	21
資料- 13	土砂災害警戒区域等の指定状況.....	22
資料- 14	崩壊土砂流出危険地区.....	26

第2部 災害予防

資料- 15	排水施設の一覧.....	29
資料- 16	水門・鉄扉の一覧.....	30
資料- 17	重要水防区間.....	32
資料- 18	下水道整備状況.....	35
資料- 19	潮位観測体制（潮位計設置個所（熊本県内））.....	36
資料- 20	上水道施設配置図.....	37
資料- 21	上下水道施設配置一覧.....	38
資料- 22	給水用器具等の保有状況.....	38
資料- 23	火災危険箇所.....	39
資料- 24	火災予防査察内容（消防法第4条及び第16条の5に規定）.....	39
資料- 25	雨量計設置箇所.....	40
資料- 26	水位現地観測地点.....	41
資料- 27	水位観測所の基準水位.....	41
資料- 28	風速計設置箇所.....	42
資料- 29	震度計設置箇所.....	42
資料- 30	緊急輸送道路（熊本県資料を加工）.....	43
資料- 31	防災備蓄倉庫箇所図.....	44
資料- 32	道の駅竜北・概要.....	45

資料- 33	氷川分署.....	46
資料- 34	情報収集システム.....	47
資料- 35	A E D設置箇所.....	48
資料- 36	救急告示医療機関.....	49
資料- 37	町内医療施設.....	49
資料- 38	医療救護所.....	50
資料- 39	災害拠点病院、災害支援病院.....	50
資料- 40	薬事施設.....	50
資料- 41	危険地区および避難場所.....	51
資料- 42	指定緊急避難所及び指定避難所.....	52
資料- 43	福祉避難所.....	52
資料- 44	ヘリコプターの発着可能地.....	53
資料- 45	要配慮者対策計画.....	54
資料- 46	要配慮者利用施設.....	57
資料- 47	仮置場の選定および配置計画のポイント.....	58
資料- 48	仮置場の必要面積の算定方法.....	59
資料- 49	指定文化財.....	60
資料- 50	防災訓練計画.....	64
資料- 51	防災知識普及計画.....	66
資料- 52	熊本県防災ハンドブック.....	67

第3部 災害応急対策

資料- 53	防災組織一覧図.....	71
資料- 54	災害情報連絡本部（警戒態勢時）における組織.....	73
資料- 55	勤務時間中及び勤務時間外の動員に関する伝達系統図.....	73
資料- 56	災害対策本部長の代行順位（本部長、副本部長（副町長、教育長）が不在時）.....	73
資料- 57	第1回災害対策本部会議における協議・決定事項（例）.....	73
資料- 58	災害対策本部会議資料項目例.....	75
資料- 59	気象庁が発表する警報・注意報の基準.....	76
資料- 60	気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容.....	81
資料- 61	県が発表する情報の内容.....	83
資料- 62	予警報の伝達経路.....	84
資料- 63	現象ごとの住民への周知メッセージ内容.....	86
資料- 64	各段階で収集する情報の種類.....	88
資料- 65	消防庁への直接即報基準.....	91
資料- 66	熊本県への被害状況等の報告系統・報告先.....	93
資料- 67	災害優先電話.....	99
資料- 68	記者発表の項目例.....	100
資料- 69	広報すべき情報項目.....	100
資料- 70	氷川町の有する広報の手段.....	101

資料- 71	法律等に基づく応援協力の要請系統	102
資料- 72	応援協力要請に必要な事項	103
資料- 73	自衛隊派遣要請の系統図	105
資料- 74	自衛隊の災害派遣活動範囲	106
資料- 75	自衛隊災害派遣要請計画	107
資料- 76	応急公用負担について	108
資料- 77	高齢者等避難・避難指示の実施者及び内容	111
資料- 78	住民への伝達方法（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準・伝達経路）	113
資料- 79	警戒区域の設定権者及び要件・内容	118
資料- 80	学校長がとるべき安全対策の措置	119
資料- 81	救出・救助活動の原則、要領	119
資料- 82	医療救護活動の内容	120
資料- 83	救急医療全体システム図	121
資料- 84	消防計画	122
資料- 85	消防組織及び消防機構	125
資料- 86	交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法	126
資料- 87	通行規制に係る相互連絡体制	127
資料- 88	緊急輸送対象の想定	128
資料- 89	緊急車両標章	129
資料- 90	緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート	130
資料- 91	緊急輸送対策計画	131
資料- 92	輸送業者	133
資料- 93	食料供給計画	134
資料- 94	救援物資集積場所	135
資料- 95	応急物資等の調達方法イメージ	135
資料- 96	給水計画・給水確保対策計画	136
資料- 97	生活必需品供給計画	137
資料- 98	住民への伝達方法	138
資料- 99	防疫対策	139
資料- 100	動物対策	140
資料- 101	遺体捜索及び収容埋葬計画	141
資料- 102	清掃・廃棄物処理計画	142
資料- 103	住宅応急対策計画	143
資料- 104	福祉仮設住宅概要	144
資料- 105	文教対策計画（応急教育対策）	145
資料- 106	災害ボランティア活動計画	146
資料- 107	災害ボランティア活動支援体制	147
資料- 108	災害ボランティアの区分	147
資料- 109	労務供給計画（労働力の確保）	148
資料- 110	災害応急対策の従事命令・協力命令	149

第4部 災害復旧・復興

資料- 111 住家等被害判定手順.....	153
------------------------	-----

第5部 法令等一覧

法令- 1 災害救助法.....	159
法令- 2 激甚災害法.....	166
法令- 3 高等学校授業料減免措置.....	168
法令- 4 緊急採用奨学金.....	168
法令- 5 児童扶養手当等の特別措置.....	168
法令- 6 地方税の特別措置.....	168
法令- 7 国税の特別措置.....	169
法令- 8 医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予.....	170
法令- 9 生活保護.....	170
法令- 10 放送受信料の免除.....	171
法令- 11 公共料金・使用料等の特別措置.....	171
法令- 12 未払賃金立替払制度.....	172
法令- 13 雇用保険の失業等給付.....	173
法令- 14 公営住宅への入居.....	173
法令- 15 特定優良賃貸住宅等への入居.....	173
法令- 16 職場適応訓練費の支給.....	174
法令- 17 恩給担保貸付.....	175
法令- 18 小・中学生の就学援助措置.....	175
法令- 19 幼稚園への就園奨励事業.....	175
法令- 20 特別支援学校等への就学奨励事業.....	176
法令- 21 大学等授業料等減免措置.....	176
法令- 22 国の教育ローン.....	176
法令- 23 職業訓練.....	176
法令- 24 職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給.....	177
法令- 25 法的トラブル等に関する情報提供.....	177
法令- 26 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度.....	178
法令- 27 民事調停の申立手数料の免除.....	179
法令- 28 災害弔慰金.....	179
法令- 29 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）.....	180
法令- 30 災害援護金の支給.....	181
法令- 31 熊本県災害障害見舞金.....	182
法令- 32 生活福祉資金貸付制度による貸付.....	183
法令- 33 母子父子寡婦福祉資金貸付金.....	184
法令- 34 年金担保貸付、労災年金担保貸付.....	184
法令- 35 被災者生活再建支援制度.....	185

法令- 36	災害復興住宅融資（建設）	186
法令- 37	災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）	187
法令- 38	災害復興住宅融資（補修）	188
法令- 39	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	188
法令- 40	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	189
法令- 41	宅地防災工事資金融資	189
法令- 42	地すべり等関連住宅融資	190
法令- 43	生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）	191
法令- 44	天災融資制度	192
法令- 45	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付	193
法令- 46	災害復旧貸付	193
法令- 47	高度化事業（災害復旧貸付）	194
法令- 48	災害関係保証	194
法令- 49	マル経融資	195
法令- 50	生活衛生改善貸付	195
法令- 51	セーフティネット保証	195

第6部 協定等一覧

協定- 1	締結協定一覧	199
-------	--------	-----

第7部 様式一覧

県の報告様式

県の報告様式- 1		205
県の報告様式- 2		206
県の報告様式- 3		208
県の報告様式- 4		209
県の報告様式- 5		210

災害救助法の様式

災害救助法の様式- 1	被害状況調	215
災害救助法の様式- 2	災害救助費概算額調	216
災害救助法の様式- 3	市町村別被災世帯状況調	217
災害救助法の様式- 4	年度災害救助基金報告書	218
災害救助法の様式- 5	救助の種目別物資受払状況	219
災害救助法の様式- 6	避難所設置及び収容状況	220
災害救助法の様式- 7	応急仮設住宅台帳	221
災害救助法の様式- 8	炊出し給与状況	222
災害救助法の様式- 9	飲料水の供給簿	223
災害救助法の様式- 10	物資の給与状況	224
災害救助法の様式- 11	救護班活動状況	225

災害救助法の様式- 12	病院診療所医療実施状況.....	226
災害救助法の様式- 13	助産台帳.....	227
災害救助法の様式- 14	被災者救出状況記録簿.....	228
災害救助法の様式- 15	住宅応急修理記録簿.....	229
災害救助法の様式- 16	生業資金貸付台帳.....	230
災害救助法の様式- 17	学用品の給与状況.....	231
災害救助法の様式- 18	埋葬台帳.....	232
災害救助法の様式- 19	死体処理台帳.....	233
災害救助法の様式- 20	障害物除去の状況.....	234
災害救助法の様式- 21	輸送記録簿.....	235
災害救助法の様式- 22	実施弁償の従事状況（第 1～4 号）.....	236
災害救助法の様式- 23	実施弁償の従事状況（第 5～10 号）.....	237
災害救助法の様式- 24	扶助金の支給状況.....	238
災害救助法の様式- 25	損失補償費の状況.....	239
災害救助法の様式- 26	法律 19 条の補償費の状況.....	240
災害救助法の様式- 27	死体の捜索状況記録簿.....	241
災害救助法の様式- 28	救助実施記録日計票.....	242
町の様式		
町の様式- 1	被害認定用パターンチャート.....	247
町の様式- 2	地震被害 2 次調査票_非木造.....	249
町の様式- 3	震被害 2 次調査票_木造.....	250
町の様式- 4	住家被害調査票（地震被害・非木造用）.....	251
町の様式- 5	住家被害調査票（地震被害・木造用）.....	252
町の様式- 6	被災証明書【原本】.....	253
町の様式- 7	り災証明書【原本】.....	254
その他の様式		
その他の様式- 1	部隊等の派遣要請要求書.....	257
その他の様式- 2	部隊等の撤収要請.....	258
その他の様式- 3	緊急通行車両事前届出済書.....	259

第 8 部 地区防災計画

地区防災計画.....	263
-------------	-----

資料編

第1部 総則

資料-1 既往災害で得られた教訓・課題と地域防災計画改定方針

項目	既往災害から得られた教訓と課題	地域防災計画の改定方針
災害対策本部機能	<p><東日本大震災></p> <ul style="list-style-type: none"> 想定を超える広域かつ甚大な被害により、現行の組織体制が十分に機能しなかった。 <p><紀伊半島大水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部業務の認識が不十分であったため、迅速かつ適切な対応ができなかった。 特定の班に業務が集中し円滑な対応ができなかった。 <p><熊本地震></p>	<p>(1) 組織間の連携と機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部組織の改編(班⇒課にすることによる体制、役割分担の明確化) <p>(2) 災害対策本部業務の認識の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時事務分掌の見直し・業務内容の明確化 時間概念の追加 「行動マニュアル」の作成 <p>(3) 被災による行政機能低下時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮原振興局の位置づけの明記
情報収集・伝達	<p><東日本大震災></p> <ul style="list-style-type: none"> 通信途絶により国・県との連絡等に支障をきたした。 被災状況や避難状況の把握に時間を要した。 防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかった。 <p><紀伊半島大水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 通信途絶により国・県との連絡等に支障をきたした。 被災状況や避難状況の把握に時間を要した。 職員が避難勧告・指示(現避難情報でいう「避難指示」)の判断ができなかった。 防災行政無線が浸水により使用できず住民への情報伝達ができなかった。 <p><熊本地震></p>	<p>(1) 通信体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報通信手段・発信手段の効果的な活用と強化 <p>(2) 情報の迅速かつ的確な「収集」と「整理」</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間により情報収集方針を分類 情報収集体制の強化と明確化 <p>(3) 情報の的確な「分析」と「発信」</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報分析体制の強化 「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の作成 被災者や外部への迅速な情報伝達の強化
避難所・避難生活	<p><東日本大震災></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所の浸水被害が発生した。 避難所、対応職員、物資の不足により混乱が生じた。 女性や災害時要援護者への配慮が不足した。 在宅避難者への配慮が不足した。 <p><紀伊半島大水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難場所の浸水被害が発生した。 女性や災害時要援護者への配慮が不足した。 <p><熊本地震></p>	<p>(1) 被災者への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難の考え方の整理 避難生活者への生活再建支援の強化 避難所を地域への情報発信拠点・支援拠点として位置づけ <p>(2) 避難所運営体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所管理部門設置による避難所対応強化 地区住民・避難者主体の避難所運営の確立 地域住民主体の避難所運営への支援 <p>(3) 女性、災害時要援護者等への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の視点に配慮した避難者対応 避難所への福祉スペースの設置、福祉避難所の追加
物資輸送・調達	<p><東日本大震災></p> <ul style="list-style-type: none"> 津波によるがれき、液状化等により輸送網が寸断した。 燃料不足による輸送体制の確保に苦慮した。 物資集積拠点から避難所への物資輸送に時間を要した。 <p><紀伊半島大水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れ・橋の流出等による輸送網の寸断 風水害及び地震・津波災害時の両観点からの備蓄配置でなかった。 <p><熊本地震></p>	<p>(1) 物資の輸送・調達のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウを活かした物流システムの構築 ニーズ予測、物資の輸送・調達部門の設置 役割の明確化 <p>(2) 物資集配拠点、調達・輸送体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 物資集積拠点・保管倉庫場所、運搬ルート具体化 民間事業者との協定締結による対応強化 <p>(3) 備蓄のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常持ち出し品の準備、個人備蓄の推進 備蓄計画の作成 流通備蓄の活用
受援体制・連携	<p><東日本大震災></p> <ul style="list-style-type: none"> 受援体制・連携が不十分で、迅速な対応ができなかった。 被災地のニーズに応じた円滑な対応ができなかった。 <p><紀伊半島大水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 受援体制・連携が不十分で、迅速な対応ができなかった。 被災地のニーズに応じた円滑な対応ができなかった。 <p><熊本地震></p>	<p>(1) 受援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の応援協定先の整理と新たな協定の締結 「受援計画」の作成 活動拠点の具体化 <p>(2) 国・県・防災関係機関、近隣市町との連携による災害対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・県・防災関係機関との連携による災害対応強化 近隣市町との連携による災害対応強化 <p>(3) 広域的な連携による災害対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域的な災害対応強化

資料- 2 氷川町防災会議条例

(1/2)

○氷川町防災会議条例

平成17年10月1日

条例第123号

改正 平成20年10月1日条例第35号

平成28年3月22日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、氷川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 氷川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 氷川町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 熊本県の知事部局の職員
 - (2) 熊本県警察の警察官
 - (3) 陸上自衛隊第8特科連隊第1大隊長
 - (4) 八代広域行政事務組合消防本部の職員
 - (5) 八代郡医師会長
 - (6) 指定地方行政機関の職員
 - (7) 指定公共機関の職員
 - (8) 教育長
 - (9) 消防団長
 - (10) 町職員
- 6 委員は、20人以内とする。

(2/2)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、熊本県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験者及び町の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料-3 氷川町防災会議委員

氷川町防災会議委員

令和元年4月1日現在

番号	会議 役職名	区分	機関・職名	機関の住所
1	会長	町長	氷川町長	氷川町島地642
2	委員	国交省	熊本河川国道事務所長	熊本市東区西原1-12-1
3	委員	県知事の 部内の職員	熊本県 県南広域本部長	八代市西片町1660
4	委員		熊本県 県南広域本部 土木部長	八代市西片町1660
5	委員	警察	八代警察署長	八代市西松江城町11-40
6	委員	自衛隊	陸上自衛隊西部方面特科連隊 第1大隊長	熊本市八景水谷2-17-1
7	委員	消防署	八代広域行政事務組合消防長	八代市大村町970
8	委員		八代広域行政事務組合 鏡消防署長	八代市鏡町内田689-5
9	委員	医師会	八代郡医師会長	八代市鏡町内田521
10	委員	指定機関 の職員	西日本電信電話株式会社 熊本支店設備部長	熊本市桜町3-1
11	委員		九州電力株式会社 八代配電事業所長	八代市塩屋町4-38
12	委員		西日本高速道路株式会社九州 支社熊本高速道路事務所長	八代市川田町西691
13	委員		竜北郵便局長	氷川町鹿島1138-2
14	委員		宮原郵便局長	氷川町宮原栄久70
15	委員	教育長	氷川町教育長	氷川町島地642
16	委員	消防団長	氷川町消防団長	氷川町島地642
17	委員	副町長	氷川町副町長	氷川町島地642

資料- 4 氷川町災害対策本部条例

氷川町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、氷川町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に置くべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

資料- 5 氷川町水防協議会条例

氷川町水防協議会条例

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、水防計画その他に関し重要な事項を審査させるため、氷川町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(役職員)

第2条 本協議会に次の役員を置く。

会長	1人	町長
副会長	2人	副町長、議長
委員	10人	教育長、議員4、消防団員2、職員3
幹事	2人	総務課長、建設下水道課長
書記	2人	総務課員、建設下水道課員

(組織)

第3条 町長は会長となり、協議会を代表し、公務を総理する。

- 2 議長、副町長は副会長となり会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 委員には、教育長、町議会から選出した議員4人、消防団から選出した消防団員2人及び町長の指名した役場職員3人をもってこれに充て、水防計画につき重要な事項を調査審議させる。
- 4 幹事2人は総務課長、建設下水道課長を充て計画遂行に当らしめる。
- 5 書記2人は総務課員及び建設下水道課員中より町長が指名し庶務会計に当らしめる。
- 6 職員及び団体を代表する委員は、事故がある場合は職務上の代理者をして委員の職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 代表者たる委員の任期は、その職にある期間とする。

- 2 その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前委員の残任期間とする。
- 3 前2項にかかわらず町長が特別の事由ある場合は、委員を免じ解職することができる。

(会議)

第5条 会長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員定数の過半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

資料- 6 防災機関の実施責任と業務大綱

分類	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
資料編 第1部 総則 県	熊本県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 熊本県防災会議に関する事務 2. 防災に関する施設、改良及び復旧対策 3. 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4. 南海トラフ地震防災対策計画の作成指導及び届出の受理 5. 水防その他の応急処置 6. 被災者に対する救助及び救護措置 7. 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 8. その他県の所掌事務についての防災対策 9. 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
警察	八代警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における治安・交通・通信等警察行政に関する対策
消防	八代広域行政事務組合 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における人命救助・救急活動
指定地方行政 機関	九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 2. 被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること 3. 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 4. 九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
	九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況の情報収集、通報 2. 関係職員の現地派遣 3. 関係機関との連携調整
	熊本労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工場及び事業所等における労働災害防止対策
	九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導調整並びに助成 2. 応急用食料の調達・供給対策 3. 主要食料の安定供給対策 4. 農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 5. 農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策
	九州森林管理局 (熊本南部森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急用材の需給対策 2. 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理
	九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること 2. 災害時における物資の供給及び価格の安定対策
	九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス、及び火薬類施設等の保安の確保対策 2. 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること
	九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常通信体制の整備に関すること 2. 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること 3. 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること 4. 災害時における電気通信の確保に関すること 5. 非常通信の統制、監理に関すること 6. 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
	九州運輸局 (熊本運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整 2. 災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 3. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令

分類	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	九州地方整備局 (熊本港湾・空港整備事務所) (熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること 2. 直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること 3. 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること 4. 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 5. 緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 6. その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	大阪航空局（熊本空港事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遭難航空機の捜索及び救助
	国土地理院 九州地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること 2. 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること 3. 地殻変動の監視に関すること
	海上保安庁 第十管区海上保安部 熊本海上保安部 八代海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
	福岡管区気象台 (熊本地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 2. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 3. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと 4. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること 2. 広域的な交通規制の指導調整に関すること 3. 災害時における他管区警察局との連携に関すること 4. 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること 5. 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること 6. 災害時における警察通信の運用に関すること 7. 津波予報の伝達に関すること
	九州地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物等の処理対策に関すること 2. 環境監視体制の支援に関すること 3. 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
自衛隊	九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2. 米軍施設内通行等に関する連絡調整
	西部方面特科連隊第1大隊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

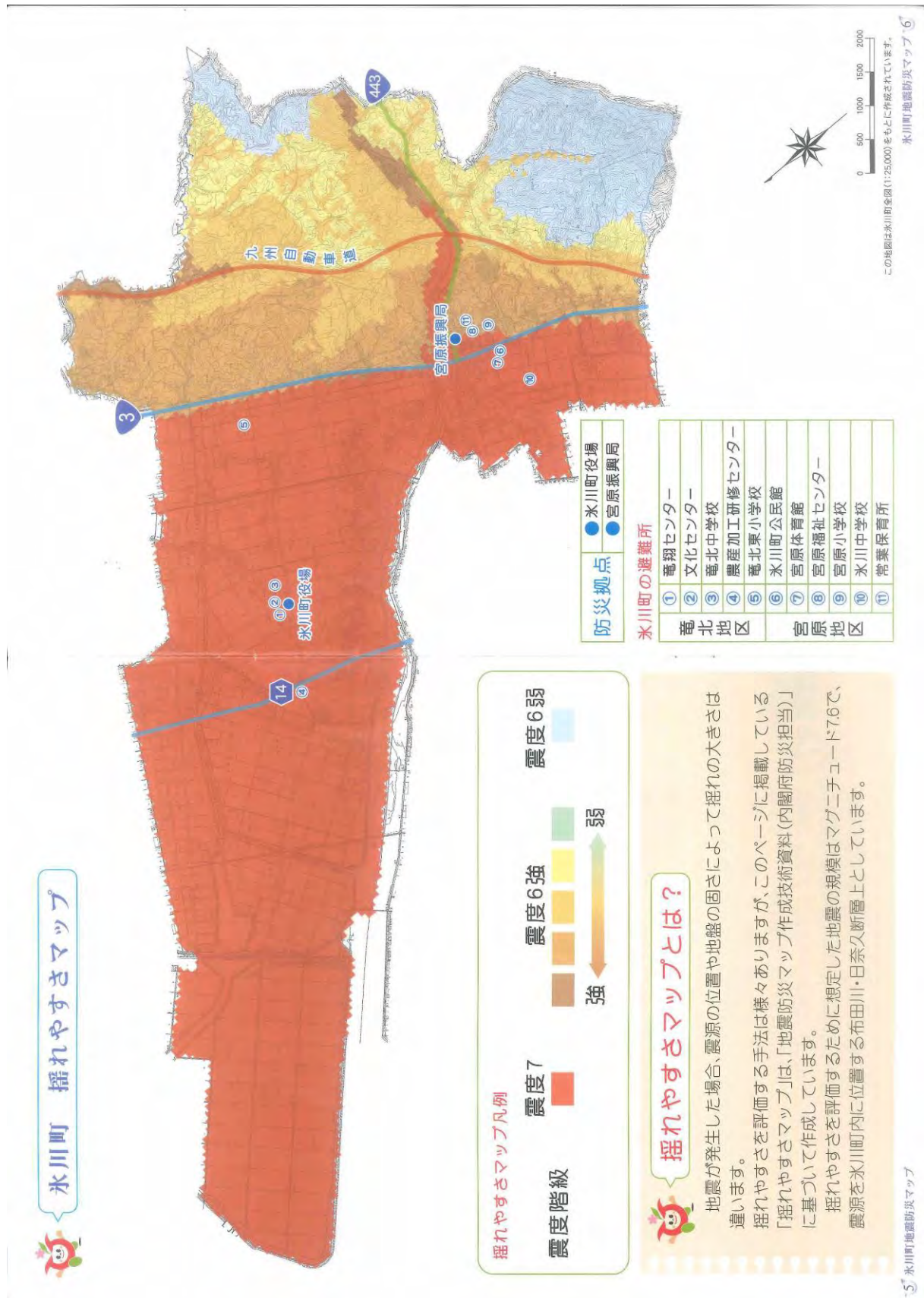
資料- 7 過去の災害履歴（高潮災害）

発生年	月日	警報 発令	近傍観測所 の連続降水 量(mm)	被害状況				備考
				全壊 (件)	半壊 (件)	床上浸 水(件)	床下浸 水(件)	
1999	9/24	あり	131	6	35	104	436	老人・児童福祉施設、小中学校の一部破損

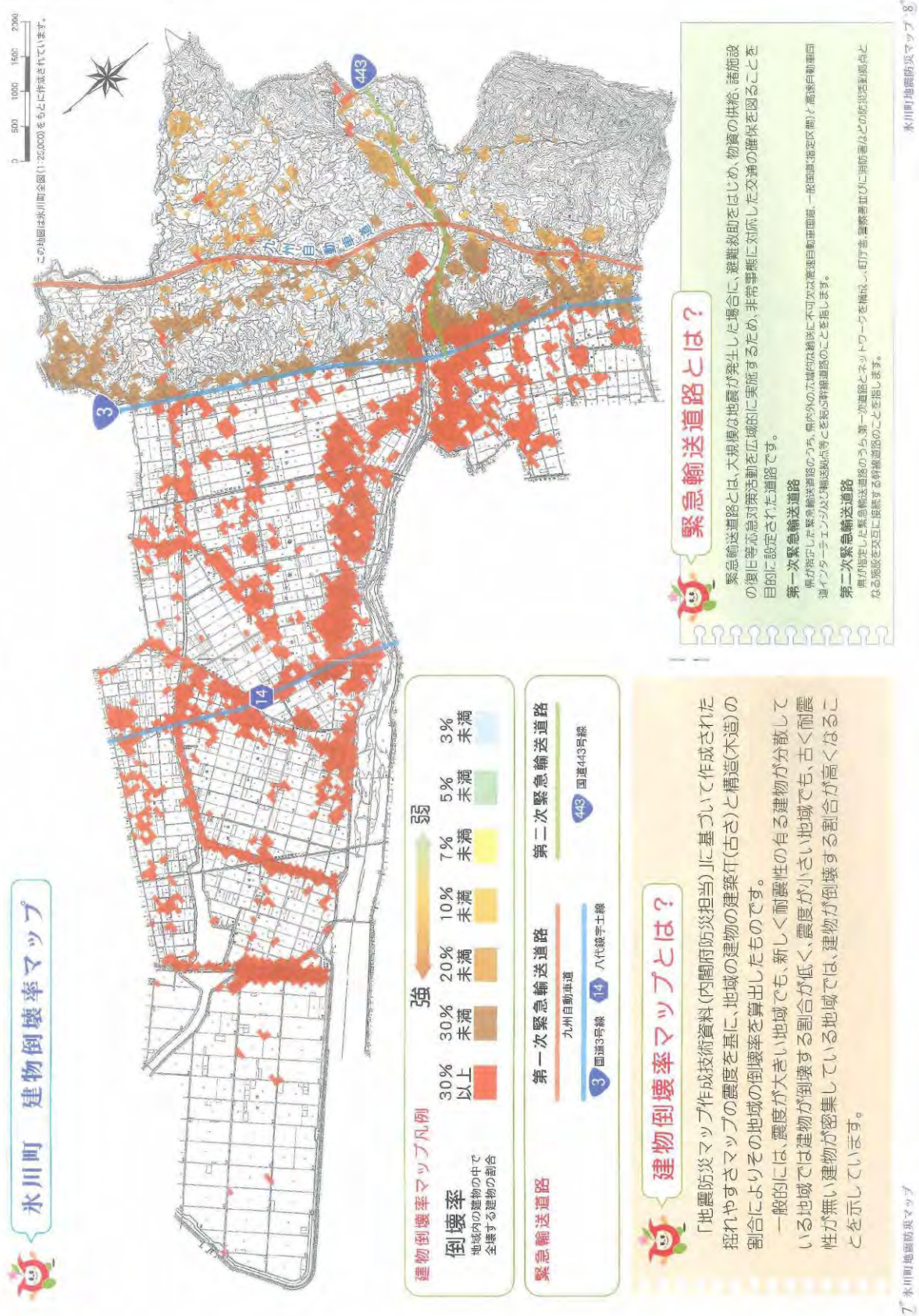
資料- 8 過去の災害履歴（風水害）

発生年	月日	警報 発令	近傍観測所 の連続降水 量(mm)	被害状況				備考
				全壊 (件)	半壊 (件)	床上浸 水(件)	床下浸 水(件)	
1884	6/24	不明	不明	不明	不明	不明	不明	北鹿野の小学校付近まで水が押し寄せ生徒は「伊藤家（県指定重要文化財）」に避難
1953	5/28	不明	不明	不明	不明	不明	不明	公民館報に被災額約3千7百万円との記載あり
1965	8/6	不明	不明	不明	不明	不明	不明	死傷者48名、災害救助法が適用された
1971	7/21	不明	不明	0	6	97	630	災害救助法が適用された
1991	9/27	不明	57	1	2	0	0	家屋一部損壊複数、旧竜北町は8億7千5百万円の被害を出した

資料-9 氷川町 揺れやすさマップ



資料-10 氷川町 建物倒壊率マップ



氷川町 建物倒壊率マップ

建物倒壊率マップ凡例

強 ← 弱

30%以上	30%	20%	10%	7%	5%	3%
未済	未済	未済	未済	未済	未済	未済

地域内の建物の中で全壊する建物の割合

緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

九州自動車道

3 国道3号線 14 八代線宇土線

第二次緊急輸送道路

443 国道443号線

建物倒壊率マップとは？

「地震防災マップ作成技術資料(内閣府防災担当)」に基づいて作成された揺れやすさマップの震度を基に、地域の建物の建築年(古さ)と構造(木造)の割合によりその地域の倒壊率を算出したものです。

一般的には、震度が大きい地域でも、新しく耐震性の有る建物が分散している地域では建物が倒壊する割合が低く、震度が小さい地域でも、古く耐震性が無い建物が密集している地域では、建物が倒壊する割合が高くなることを示しています。

緊急輸送道路とは？

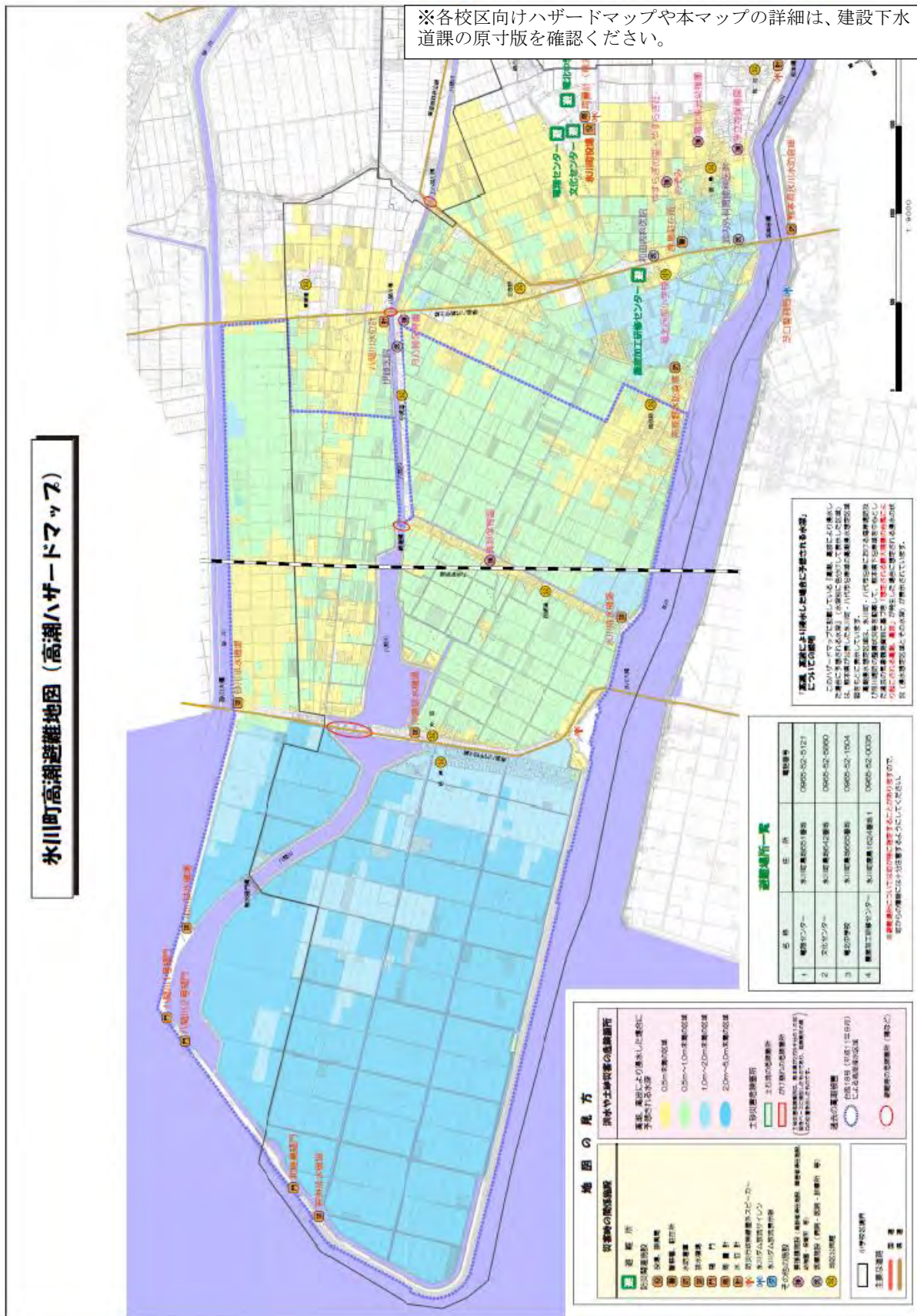
緊急輸送道路とは、大規模な地震が発生した場合に、避難救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定された道路です。

第一次緊急輸送道路
 県が指定した緊急輸送道路のうち、県内外の主要河川を橋で渡り、一般国道(指定区間)と高規格自動車道インターチェンジ及び輸送拠点等を結ぶ幹線道路のことを指します。

第二次緊急輸送道路
 県が指定した緊急輸送道路のうち、第一次道路とネットワークを構成し、町庁舎、警察署並びに消防署などの防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路のことを指します。

氷川町地震防災マップ-8-

資料- 11 高潮ハザードマップ



資料- 12 洪水ハザードマップ

※各校区向けハザードマップや本マップの詳細は、建設下水道課の原寸版を確認ください。

氷川町洪水避難地図 (洪水ハザードマップ)



いつもはこのような風景も……



ひとたび大雨で洪水になれば……



(平成19年7月6日大雨の時の国道3号氷川橋の状況)



氷 川 町

資料編 第1部 総則

資料-13 土砂災害警戒区域等の指定状況

[所管] 熊本県 土木部

(令和4年12月27日現在)

種類	警戒区域数	うち特別警戒区域数
土石流	16	14
急傾斜地の崩壊	78	76
地すべり	—	—

	大字	番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月
					警戒	特別警戒		
1	大野	464-1-001	本山川	土石流	○	○	358号	平成25年3月
2	大野	464-1-002	北川	土石流	○		358号	平成25年3月
3	野津	464-1-003	迫谷川	土石流	○	○	358号	平成25年3月
4	河原野津	464-1-004	法尊寺川	土石流	○	○	358号	平成25年3月
5	野津大野	464-1001	第二迫谷川	土石流	○		358号	平成25年3月
6	吉本	464-1-002-1	高塚(A)-1	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
7	高塚吉本	464-1-002-2	高塚(A)-2	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
8	高塚	464-1-003	高塚(B)	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
9	大野	464-1-004-1	笹尾(A)-1	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
10	大野	464-1-004-2	笹尾(A)-2	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
11	大野	464-1-004-3	笹尾(A)-3	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
12	大野	464-1-005-1	迫-1	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
13	大野	464-1-005-2	迫-2	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
14	大野	464-1-005-3	迫-3	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
15	大野	464-1-005-4	迫-4	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
16	大野	464-1-006-1	笹尾(B)-1	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
17	大野	464-1-006-2	笹尾(B)-2	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
18	大野野津	464-1-007	北川	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
19	大野	464-1-008-1	本山-1	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
20	大野	464-1-008-2	本山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
21	高塚大野	464-2-001	上高塚	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
22	大野	464-2-002	迫A	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
23	大野	464-2-003	大野A	急傾斜地の崩壊	○	○	358号	平成25年3月

	大字	番号	区域名	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示 番号	告示年月
					警戒	特別警戒		
24	高塚	464-2-004	高塚 C	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
25	野津 大野	464-2-005	野津 A	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
26	大野	464-2-007	中大野 A	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
27	大野	464-2-008	中大野 B	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
28	大野	464-2-009	中大野 C	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
29	大野	464-2-010-1	中大野 D-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
30	大野	464-2-010-2	中大野 D-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	358号	平成25年3月
31	立神	465-1-001	川上谷川	土石流	○	○	359号	平成25年3月
32	早尾	465-1-002-1	油谷川-1	土石流	○	○	359号	平成25年3月
33	早尾	465-1-002-2	油谷川-2	土石流	○	○	359号	平成25年3月
34	早尾	465-1-002-3	油谷川-3	土石流	○	○	359号	平成25年3月
35	早尾	465-1-002-4	油谷川-4	土石流	○	○	359号	平成25年3月
36	梶 早尾	465-1-003	島崎川第一	土石流	○	○	359号	平成25年3月
37	梶 早尾	465-1-004	島崎川第二	土石流	○	○	359号	平成25年3月
38	早尾 立神	465-2-001	豊の内谷川	土石流	○	○	359号	平成25年3月
39	早尾	465-2-002	油谷川第一	土石流	○	○	359号	平成25年3月
40	早尾	465-2-003	油谷川第二	土石流	○	○	359号	平成25年3月
41	宮原	465-1-001-1	明神-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
42	宮原	465-1-001-2	明神-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
43	宮原	465-1-001-3	明神-3	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
44	宮原 立神	465-1-002-1	豊の内-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
45	宮原	465-1-002-2	豊の内-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
46	宮原	465-1-002-3	豊の内-3	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
47	今	465-1-003-1	室ほか-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
48	今	465-1-003-2	室ほか-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
49	今	465-1-003-3	室ほか-3	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
50	今 早尾	465-1-003-4	室ほか-4	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
51	早尾	465-1-003-5	室ほか-5	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
52	早尾	465-1-004-1	油谷 D-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
53	早尾	465-1-004-2	油谷 D-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月

資料編 第1部 総則

	大字	番号	区域名	自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月
					警戒	特別警戒		
54	立神	465-1-005-1	立神 C-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
55	立神	465-1-005-2	立神 C-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
56	椿	465-1-006-1	天神-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
57	椿	465-1-006-2	天神-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
58	早尾 椿	465-1-007-1	油谷 A-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
59	椿	465-1-007-2	油谷 A-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
60	早尾	465-1-007-3	油谷 A-3	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
61	早尾	465-1-007-4	油谷 A-4	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
62	宮原	465-1-001(人)-1	桜ヶ丘-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
63	宮原	465-1-001(人)-2	桜ヶ丘-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
64	宮原 今	465-1-001(人)-3	桜ヶ丘-3	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
65	宮原	465-1-001(人)-4	桜ヶ丘-4	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
66	宮原	465-1-002(人)-1	桜ヶ丘 B-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
67	宮原	465-1-002(人)-2	桜ヶ丘 B-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
68	宮原	465-1-002(人)-3	桜ヶ丘 B-3	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
69	宮原	465-2-001	東上宮 A	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
70	宮原	465-2-002	東上宮 B	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
71	宮原	465-2-003-1	東上宮 C-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
72	宮原	465-2-003-2	東上宮 C-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
73	早尾	465-2-004-1	早尾-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
74	早尾	465-2-004-2	早尾-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
75	立神	465-2-005-1	立神 A-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
76	立神	465-2-005-2	立神 A-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
77	立神	465-2-006-1	立神 B-1	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
78	立神	465-2-006-2	立神 B-2	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
79	立神	465-2-006-3	立神 B-3	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
80	椿	465-2-007	椿	急傾斜地の崩壊	○	○	359号	平成25年3月

	大字	番号	区域名	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		告示 番号	告示年月
					警戒	特別警戒		
81	早尾	465-2-008-1	油谷 B-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
82	早尾	465-2-008-2	油谷 B-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
83	早尾	465-2-009-1	油谷 C-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
84	早尾	465-2-009-2	油谷 C-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
85	早尾	465-2-010	油谷	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
削除	立神	465-2-001(人)-1	城原-1	急傾斜地 の崩壊	×	×	359号	平成25年3月
86	立神	465-2-001(人)-2	城原-2	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
87	立神	465-2-001(人)-3	城原-3	急傾斜地 の崩壊	○		359号	平成25年3月
88	立神	465-2-001(人)-4	城原-4	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
89	立神	465-2-001(人)-5	城原-5	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
90	立神	465-2-001(人)-6	城原-6	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
91	立神	465-2-001(人)-7	城原-7	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
92	早尾	465-3-001	平原	急傾斜地 の崩壊	○	○	359号	平成25年3月
解除	立神	465-2-001(人)-1	城原-1	急傾斜地 の崩壊	×	×	1086号	平成27年12月
93	岡町小路 楯	202-1-001	弥勒川	土石流	○	○	1087号	平成27年12月
94	立神 東陽町南	465-2-001(人)-1	城原-1	急傾斜地 の崩壊	○	○	1087号	平成27年12月

土砂災害警戒区域において円滑な警戒避難を確保するために必要な事項

「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村防災会議（又は市町村長）は、市町村地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、市町村長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講じるものとする。

- i) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- ii) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- iii) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- iv) 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる者がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- v) 救助に関する事項
- vi) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

さらに、まだ土砂災害警戒区域の指定に至らない土石流危険溪流についても「災害対策基本法」に基づき、市町村地域防災計画に土石流危険溪流における土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は特別警報、警報の発表及び伝達、避難、救助に関する事項について定めるものとする。

出典：「熊本県地域防災計画（共通対策編）」（令和4年度修正）

資料-14 崩壊土砂流出危険地区

[所管] 林野庁 九州森林管理局

地区番号	市町村	大字	字	面積 (ha)
468	氷川町	早尾	油谷	0.54

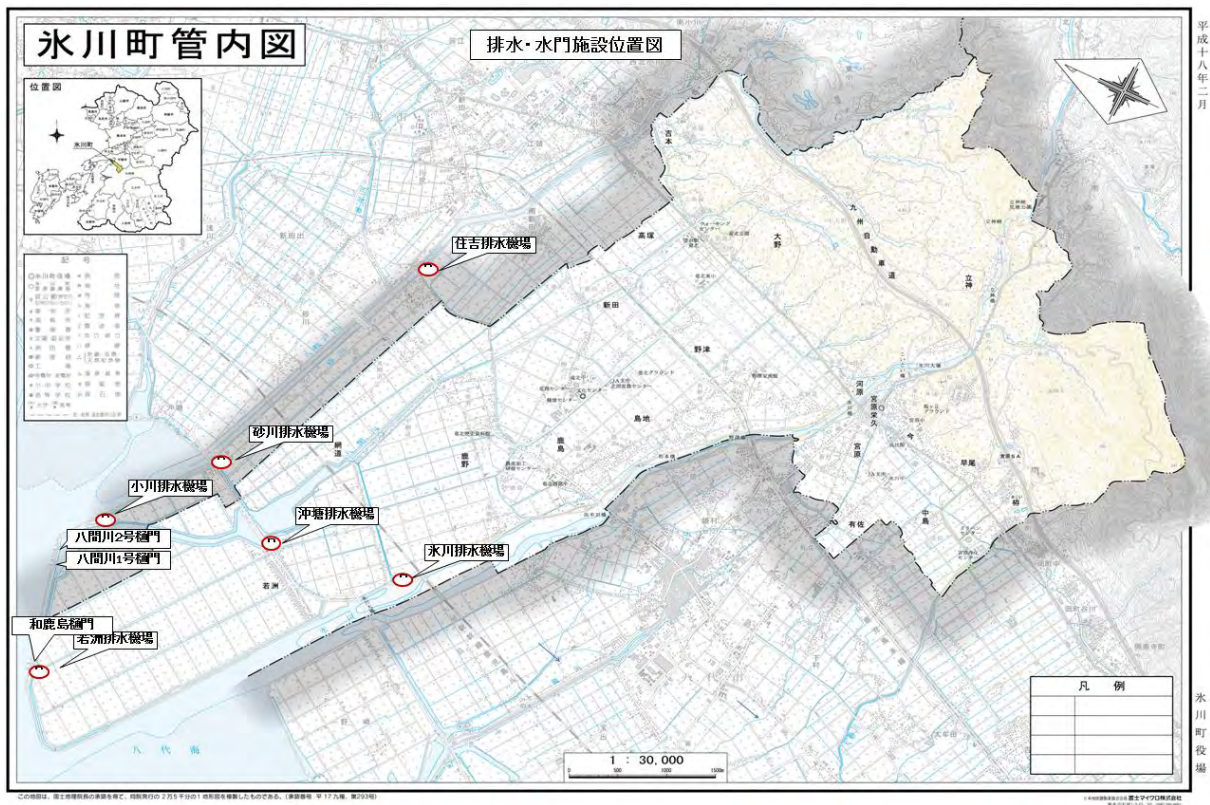
資料編

第2部 災害予防

資料- 15 排水施設の一覧

【排水施設（排水機場）】

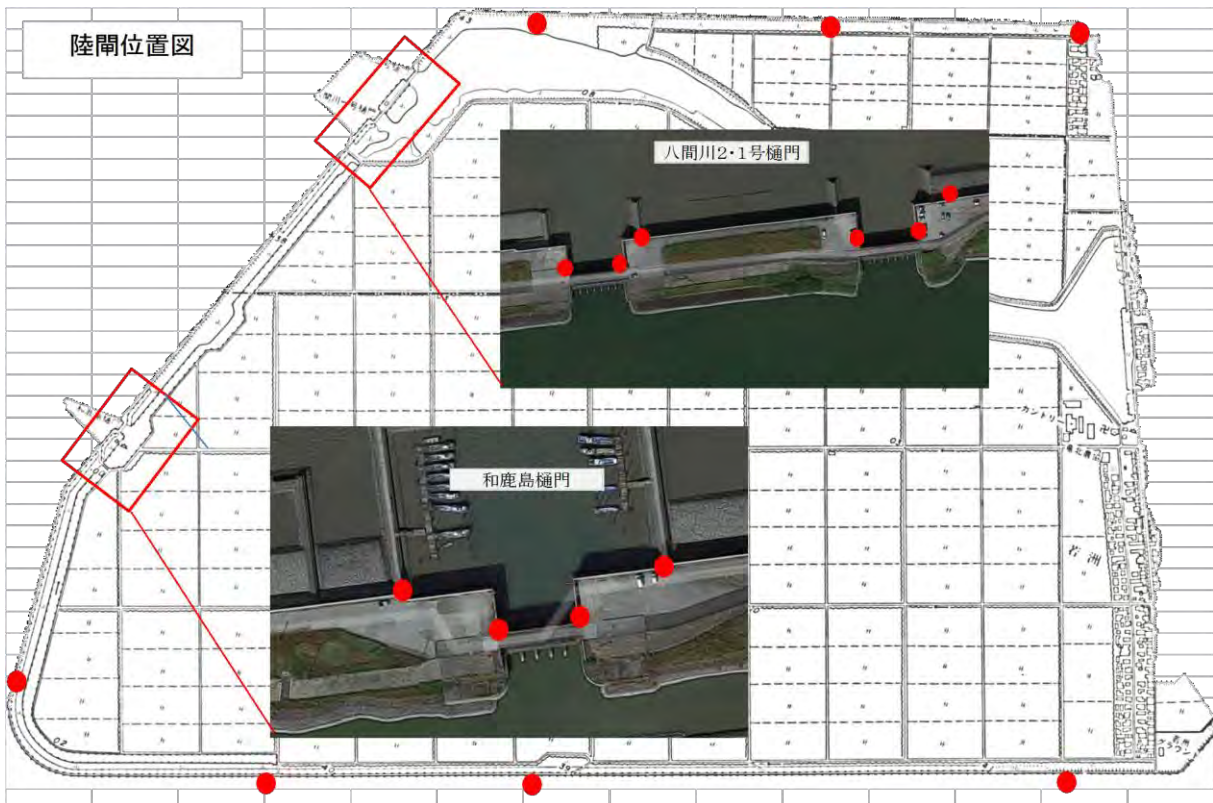
番号	ポンプ場名	口径 (mm)	実揚程 (m)	排水量 (m ³ /秒)	出力	始動 形式	所有	管理	備考
1	氷川排水機場	1,500mm × 3	2.00	14.0	250Ps × 3	エア-	氷川町	氷川土地 改良区 (管理委託)	
2	若洲排水機場	1,200mm × 2	5.14	6.5	375Ps × 2	エア-	氷川町	氷川土地 改良区 (管理委託)	
3	沖塘排水機場	900mm × 4	1.78	7.0	75Kw × 4	電動	氷川町	氷川土地 改良区 (管理委託)	
4	砂川排水機場	1,500mm × 3	2.00	15.0	270Ps × 3	エア-	宇城市	住吉・網道地区排水機場管 理協議会	所在 宇城市
5	住吉排水機場	700mm × 2	4.48	2.0	75Kw × 2	電動	宇城市	住吉・網道地区 排水機場 管理協議会	所在 宇城市
6	小川排水機場	800mm	5.1	1.2	130Ps	エア-	宇城市	住吉・網道地区 排水機場 管理協議会	所在 宇城市



資料- 16 水門・鉄扉の一覧

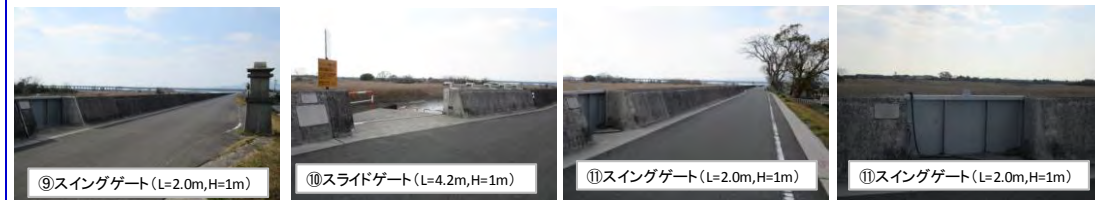
【水門（樋門・陸閘）】

番号	河川 海岸 港湾名	地区名	名称 (目標場所)	種類	所在地 (設置付近)	所有	管理	可動方法	備考
1	和鹿島 海岸	若洲	和鹿島樋門	樋門	海岸堤防 (氷川町内)	熊本県	氷川 土地改良区	扉5門(自動開閉) 非常用ゲート5門(手動)	
2	和鹿島 海岸	宇城市 不知火	八間川1号樋門	樋門	海岸堤防 (宇城市内)	熊本県	氷川 土地改良区	扉8門(自動開閉) 非常用ゲート8門(手動)	
3	和鹿島 海岸	宇城市 不知火	八間川2号樋門	樋門	海岸堤防 (宇城市内)	熊本県	氷川 土地改良区	扉7門(自動開閉) 非常用ゲート7門(手動)	
4	和鹿島 海岸	若洲	名称なし	陸閘	海岸堤防 (氷川町内)	熊本県	氷川 土地改良区	手動 8か所	見回 (地元消防)
5	和鹿島 海岸	宇城市 不知火	名称なし	陸閘	海岸堤防 (宇城市内)	熊本県	氷川 土地改良区	手動 9か所	見回 (地元区)



⇒資料 16 つづき

【鉄扉（氷川堤防防潮ゲート（スライドゲート・スウィングゲート等））】



資料編 第2部 災害予防

資料- 17 重要水防区間

【県指定の水防区間】

(重要水防区間一覧)

水系名	河川名	所管	地先名	延長	危険状況	水防工法
河川の【部】Aランク						
氷川	氷川	八代地域振興局	氷川町鹿野～氷川町川上	右岸 4,570m 左岸 4,570m	堤防高不足	積み土嚢工
八間川	八間川	八代地域振興局	氷川町新田～氷川町大野	右岸 1,600m 左岸 1,600m	堤防高不足	積み土嚢工
河川の【部】Bランク						
氷川	氷川	八代地域振興局	氷川町川上～八代市東陽町北	右岸 4,300 左岸 4,030	堤防高不足	積み土嚢工
大鞘川	島崎川	八代地域振興局	氷川町椿～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土嚢工
大鞘川	弥勒川	八代地域振興局	氷川町椿～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土嚢工
河川の【部】Cランク						
八間川	八間川	八代地域振興局	氷川町沖塘～氷川町新田	右岸 3,000 左岸 4,200	堤防高不足	積み土嚢工
海岸の【部】Cランク						
なし						

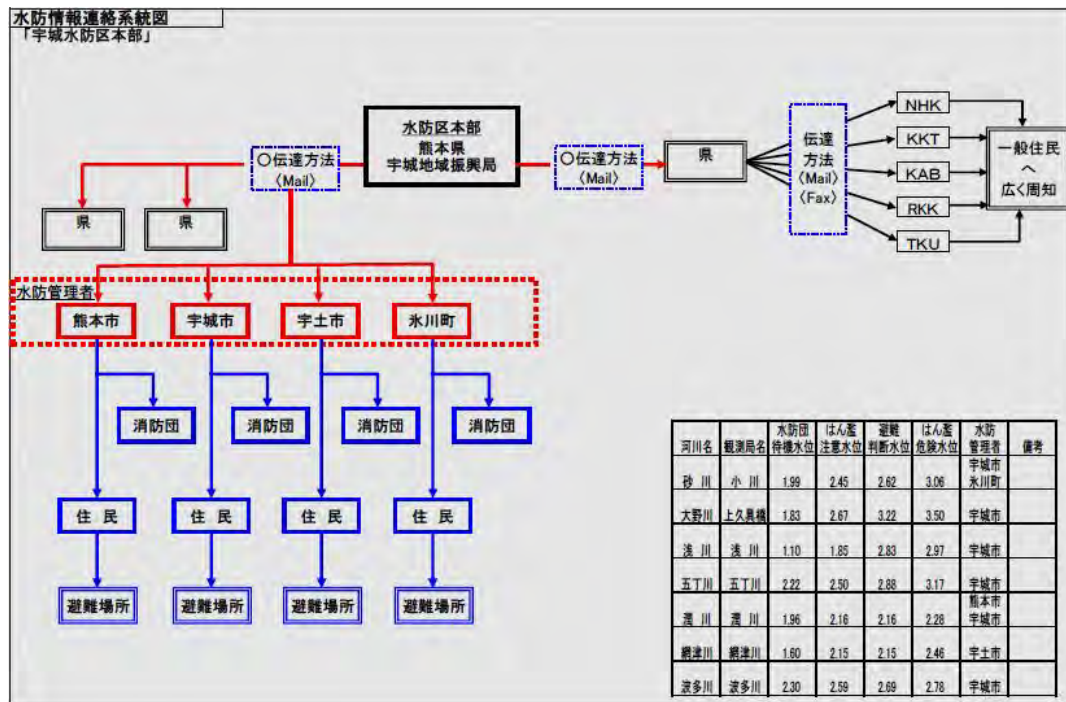
(水防警報・水位情報の通知及び周知を行う河川及びその区域、条件)

[熊本県水防計画書 第5章第2節(2)関係]

水系名	観測局名	区域
氷川	松本橋	左岸：八代郡氷川町宮原(氷川大堰)から海まで 右岸：八代郡氷川町立神(氷川大堰)から海まで
	立神	左岸：河俣川合流点から八代郡氷川町宮原(氷川大堰)まで 右岸：河俣川合流点から八代郡氷川町立神(氷川大堰)まで
	落合	左岸：八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳(氷川ダム)まで 右岸：八代市泉町柿迫桂原から八代市泉町下岳(氷川ダム)まで
大鞘川	第2大鞘橋	左岸：夜狩川合流点から海まで 右岸：夜狩川合流点から海まで
	千丁町北村	左岸：八代郡氷川町早尾字小柳237番1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで 右岸：八代郡氷川町早尾字小柳237番1地先国道3号の県管理区間上流端から夜狩川合流点まで
八間川	八間川	左岸：八代郡氷川町大野字中ノ間890番2地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割867番4地先の県道八代不知火線まで 右岸：八代郡氷川町高塚字一町田1534番地先の国道3号から八代郡氷川町網道字五七番割854番10地先の県道八代不知火線まで

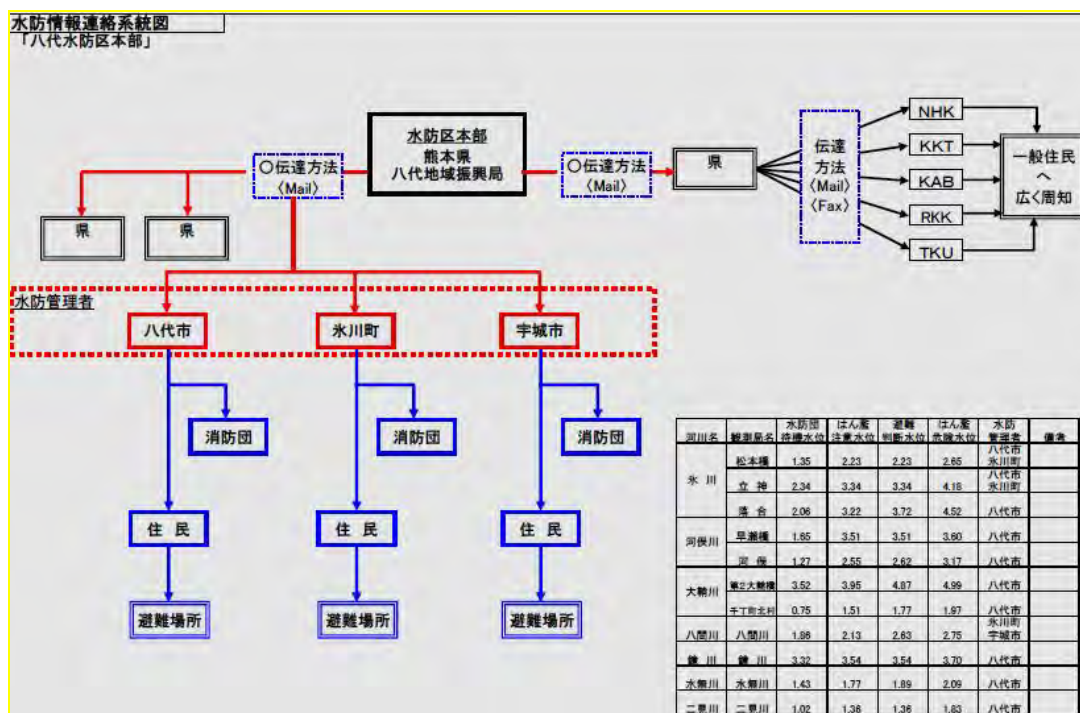
(水防情報連絡系統図「宇城水防区本部」)

[熊本県水防計画より]



(水防情報連絡系統図「八代水防区本部」)

[熊本県水防計画より]



【町の定める水防区間】

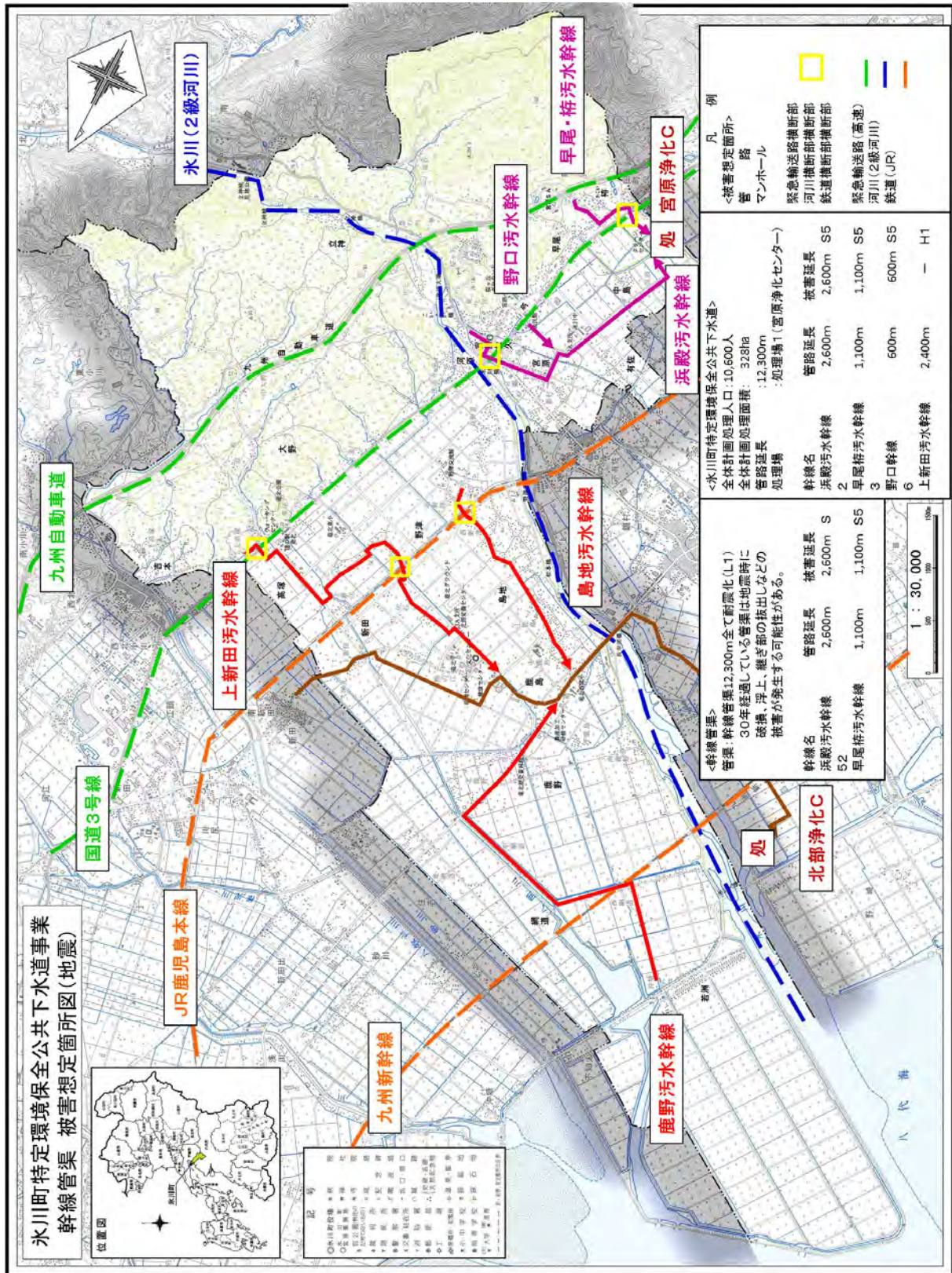
(1) 河川

河川名	地先名	延長	予想被害	耐水加工法	備考	
氷川	右岸	立神～鹿野	4,570m	溢水	積土のう工	
	左岸	立神～新村	3,750m	溢水		
八間川両岸	大野～新田	1,600m	溢水			
島崎川	梶	100m	溢水	木流し 積土俵		
今村川	今	160m	溢水			

(2) 海岸

海岸名	地先名	延長	予想被害	耐水加工法	備考
和鹿島海岸	若洲	5,000m	越波	積土のう工	

資料-18 下水道整備状況



資料編 第2部 災害予防

資料- 19 潮位観測体制（潮位計設置個所（熊本県内））

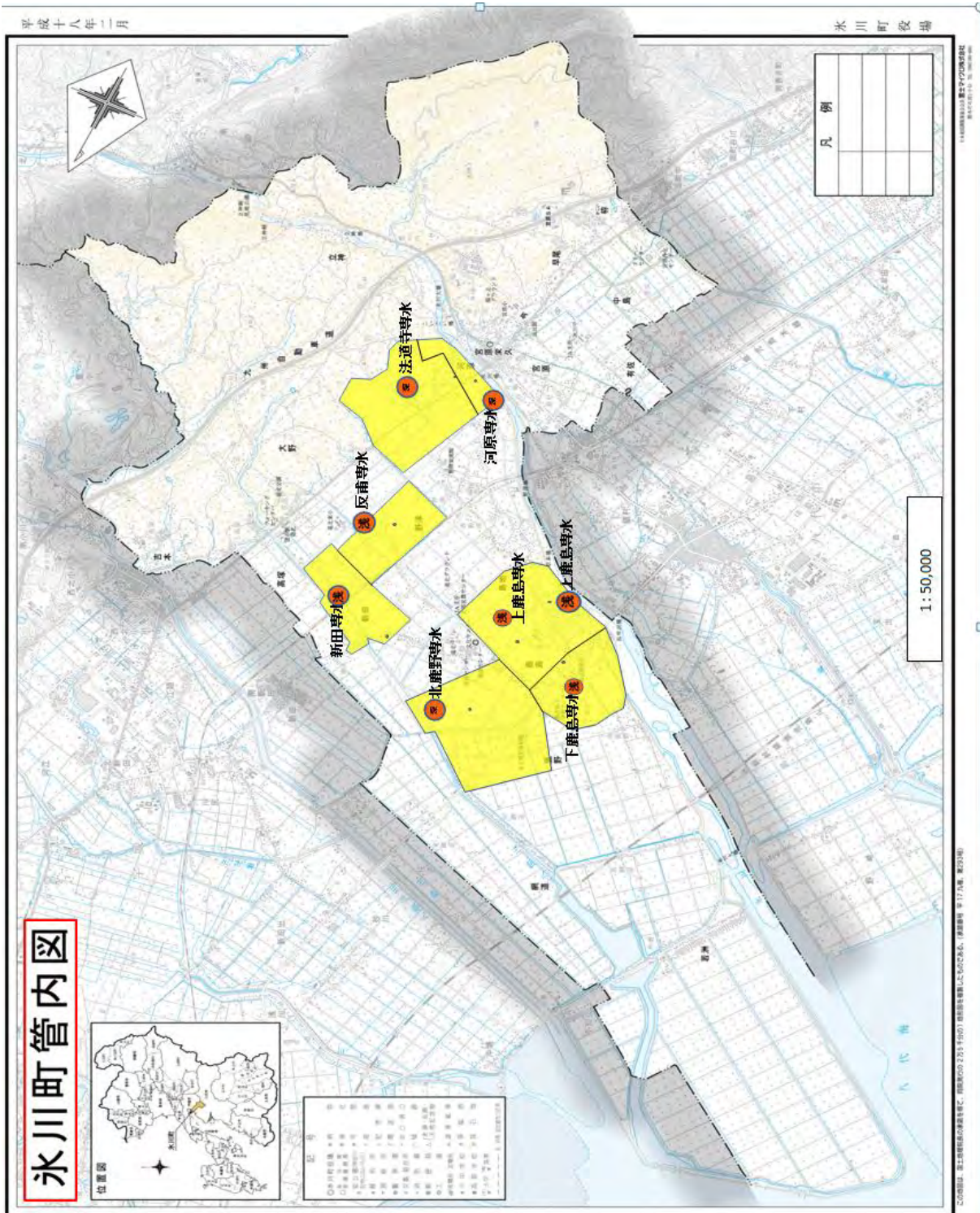
1. 潮位観測所

観測所名	所在地		管理者	種類	備考
	市町村名	字			
熊本	熊本市	西区沖新町	熊本県港湾局	フロート式	32° 45' 130° 34'
八代	八代市	港町	熊本県港湾局	フロート式	32° 31' 130° 34'
本渡瀬戸	天草市	大門	熊本県港湾局	フロート式	32° 26' 130° 13'
苓北	天草郡 苓北町	都呂々	熊本地方气象台	電波式	32° 28' 130° 2'

（気象庁公表資料より）

資料- 20 上水道施設配置図

【簡易水道地図】



資料編 第2部 災害予防

資料- 21 上下水道施設配置一覧

名称	管理	深浅	備考
法道寺専水	町民課／八代生活環境事務組合	深	
河原専水	町民課／八代生活環境事務組合	深	
反甫専水	町民課／八代生活環境事務組合	浅	
新田専水	町民課／八代生活環境事務組合	浅	
上鹿島専門水	町民課／八代生活環境事務組合	浅	
上鹿島専門水	町民課／八代生活環境事務組合	浅	
下鹿島専水	町民課／八代生活環境事務組合	浅	
北鹿野専水	町民課／八代生活環境事務組合	深	

資料- 22 給水用器具等の保有状況

1. 給水用器具、応援資機材状況

種別	管理	容量	個数
トラック (1.25t)	氷川町	トラック (1.25t)	1台
軽トラック	氷川町	軽トラック	1台
軽トラック	八代生活環境事務組合	軽トラック	2台
給水タンク	八代生活環境事務組合	500ℓ以下	6基
ポリ容器	八代生活環境事務組合	20ℓ	100個
非常用飲用ビニール袋	八代生活環境事務組合	袋	500袋
発電機	氷川町	機	1機
発電機	八代生活環境事務組合	機	3機
発光機	氷川町	機	1機
鉄管切断機	八代生活環境事務組合	機	1機
水中ポンプ	八代生活環境事務組合	台	3台

資料- 23 火災危険箇所

区域名	影響を受ける区域	世帯数	人口	公共施設	備考
吉本	吉本町通り	70	230		白玉粉製造工場
河原 法道寺	河原・法道寺 国道～旧国道	70	240	保育園 1	
町		126	359	宮原振興局 郵便局 八代生活環境事務組合	
東上宮		210	573	常葉保育所 宮原福祉センター「さくら」 公営住宅	
西上宮		125	347	氷川町公民館 宮原体育館	
桜ヶ丘団地		157	494	公営住宅	

資料- 24 火災予防査察内容（消防法第4条及び第16条の5に規定）

消防法に基づき、八代広域行政事務組合が行う予防査察について、次のとおり実施の推進を図る。

(1) 定期査察

年間査察計画の樹立に当たっては、八代広域行政事務組合と連絡を密にし、管内の対象物を定期的に査察するよう依頼する。

(2) 特別査察

八代広域行政事務組合消防長または鏡消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に実施する特別査察に協力する。

(3) 警戒査察

火災警報中その他特に警戒を必要とする場合に警戒査察を実施する。

(4) 住民査察

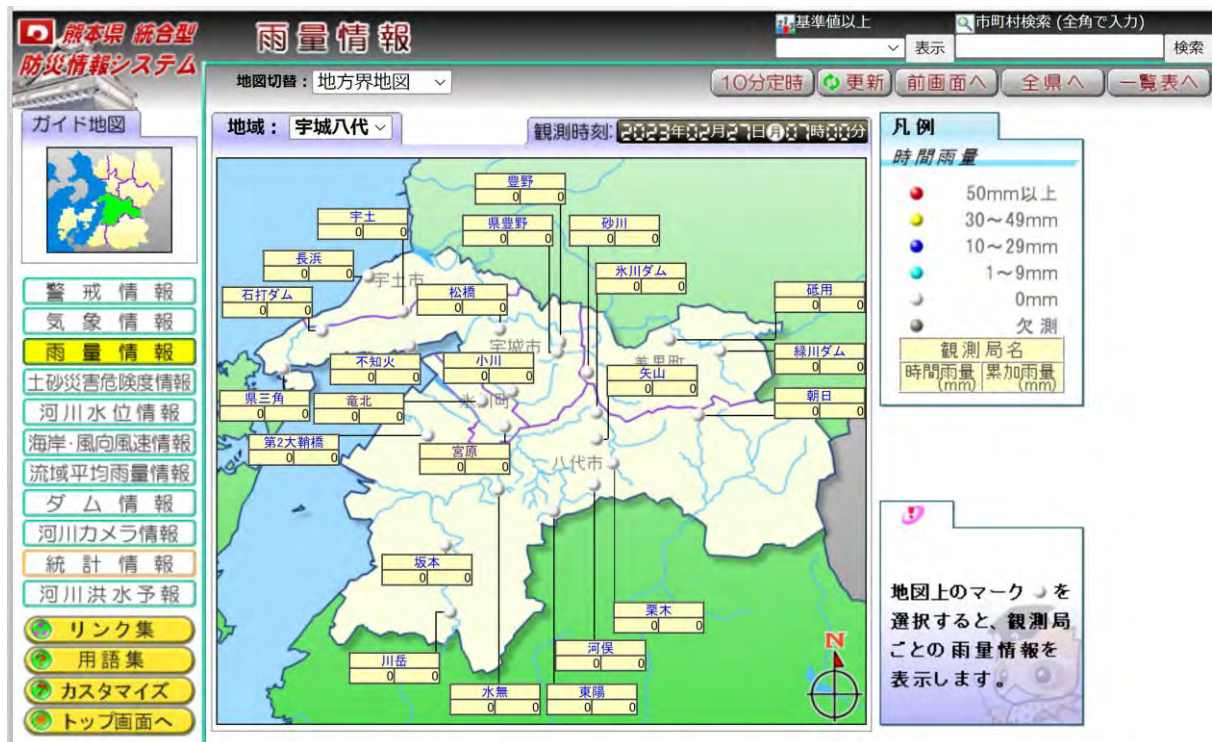
住民の協力を得て、消防団幹部を中心に八代広域行政事務組合と協力して一般住宅の防火診断を実施する。

資料- 25 雨量計設置箇所

観測所名	所在地		所管	備考
	市町村名	大字		
竜北	氷川町	島地 6 4 4 - 1	熊本県土木部砂防課	
宮原	氷川町	立神字下溝口 2 6 3 8 - 4 8	熊本県土木部砂防課	

(熊本県統合型防災情報システムを使用する)

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/GmnDsp.exe?M21A5>



資料- 26 水位現地観測地点

水位観測は、基本的に熊本県統合型防災システムの観測局毎の水位情報で観測するものとするが、必要に応じて現地観測を行うものとする。

【現地観測地点】

(1) 氷川水系

現地観測地点	所在地	観測対象	
氷川橋		水位表示標	両岸の橋脚に表示
浜傘田橋		水位表示標	左岸側の橋脚に表示
氷川大橋		水位表示標	右岸側の橋脚に表示 潮位（堤防道路高の4.5mを表示）

(2) 砂川水系

現地観測地点	所在地	観測対象	
刈萱橋		水位表示標	刈萱橋下流左岸側の観測所基礎に表示

資料- 27 水位観測所の基準水位

(その1)

※令和元年度 水防計画（氷川町水防本部）

河川名	観測所	所在地 大字	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	管理者
氷川	立神	立神字本村	2. 3 4	3. 3 4	3. 3 4	4. 1 8	熊本県土木部河川課
	松本橋	島地 1303 番地先 松本橋公園内	1. 3 5	2. 2 3	2. 2 3	2. 6 5	熊本県土木部河川課
八間川	八間川	大字網道	1. 8 6	2. 1 3	2. 6 3	2. 7 5	熊本県土木部河川課
砂川	小川	宇城市小川町大字 南小川字井手口	1. 9 9	2. 4 5	2. 6 2	3. 0 6	熊本県土木部河川課

(熊本県統合型防災情報システムを使用する)

(その2) 河川監視カメラ設置河川（水位周知河川）県整備

番号	水 系	河川名	地 先	設置場所
①	氷川水系	氷 川	立 神	立神橋
②	砂川水系	砂 川	吉 本	小川町（刈萱橋）
③	氷川水系	氷 川	島 地	松本橋水位周知設備（簡）
④	八間川水系	八間川	網 道	八間川橋下流（簡）
⑤	八間川水系	八間川	高 塚	溝下 1745 先堤防（危）（簡）

※①②の映像は、「熊本県統合型防災情報システム」により閲覧可能。

※③～⑤の映像は、「川の水位情報」により閲覧可能。

（簡）簡易型河川監視カメラ、（危）危機管理型水位計

(その2-2) 監視カメラ設置箇所 氷川町整備 役場にて閲覧可能（水位監視）

番号	設置地先	設置箇所	設置カメラ仕様
1	沖 塘	竜北漁協	ドームレスPTZカメラ
2	北鹿野	竜神宮	〃
3	島 地	氷川町役場	〃
4	東上宮	氷川大堰	〃

資料- 28 風速計設置箇所

設置場所	場所	所管
八代港	八代市港町 249 番地	熊本県土木部河川課
永尾海岸	宇城市不知火町松合字屋敷新地 無番地	熊本県土木部港湾課

資料- 29 震度計設置箇所

設置場所	所管
氷川町役場	熊本県
氷川町宮原振興局	熊本県
宇城市松橋町	熊本地方気象台
八代市平山新町	熊本地方気象台



熊本県の地震観測

計測震度計

計測震度計は、地震が発生した時に「震度(揺れの強さ)」を計る装置です。県内には、気象台が設置している震度計が12ヶ所(津波地震早期検知網を含む)、県や市が設置している震度計が70ヶ所、独立行政法人防災科学技術研究所が設置している震度計が20ヶ所あり、観測されたデータは気象庁が発表する情報として利用されています。

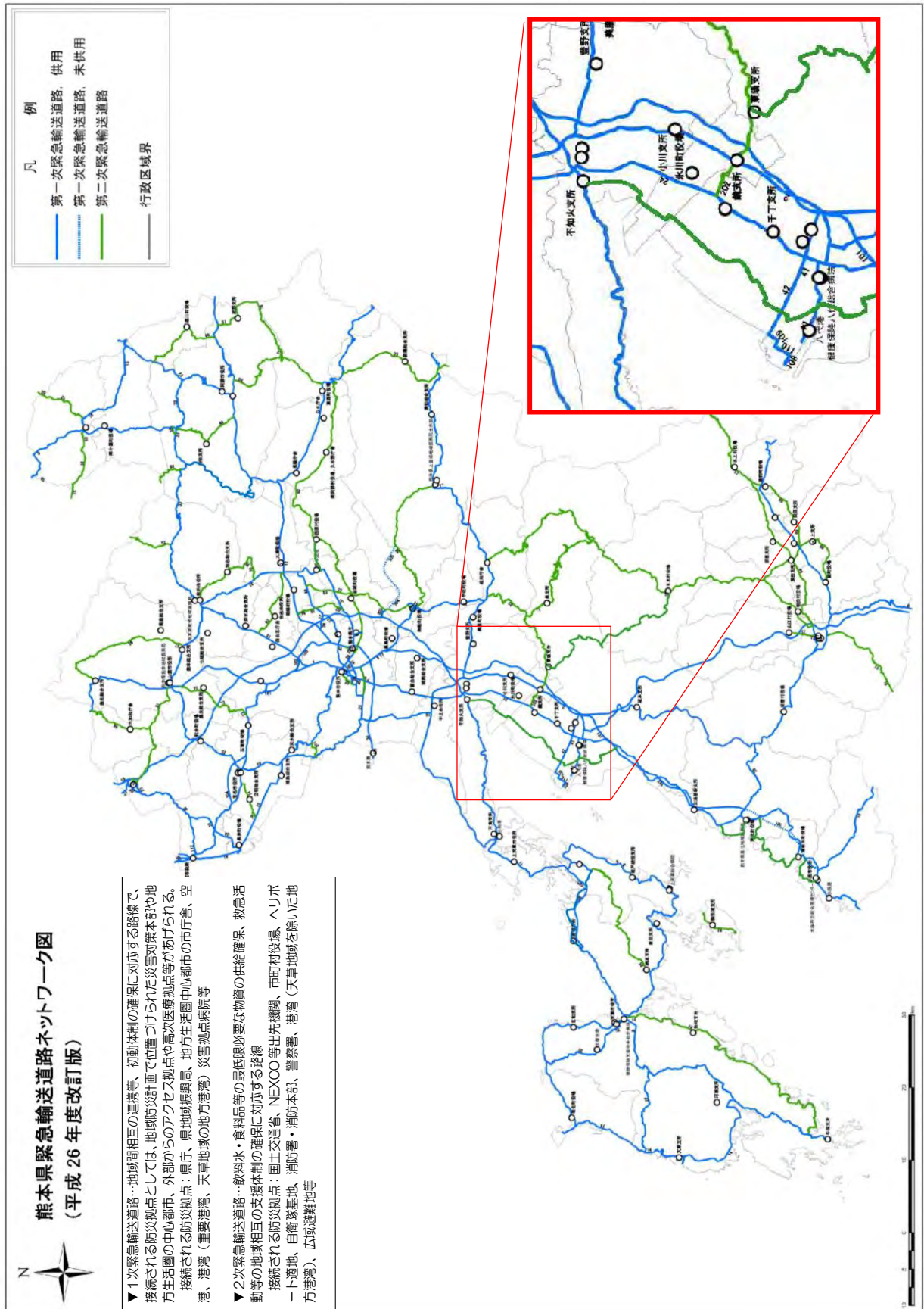
津波地震早期検知網(地震計)

地震計は、地震の波形を記録する装置です。観測データは震源位置の決定や、津波の有無の判定などに利用されます。震度の観測もできます。県内3ヶ所に設置しています。

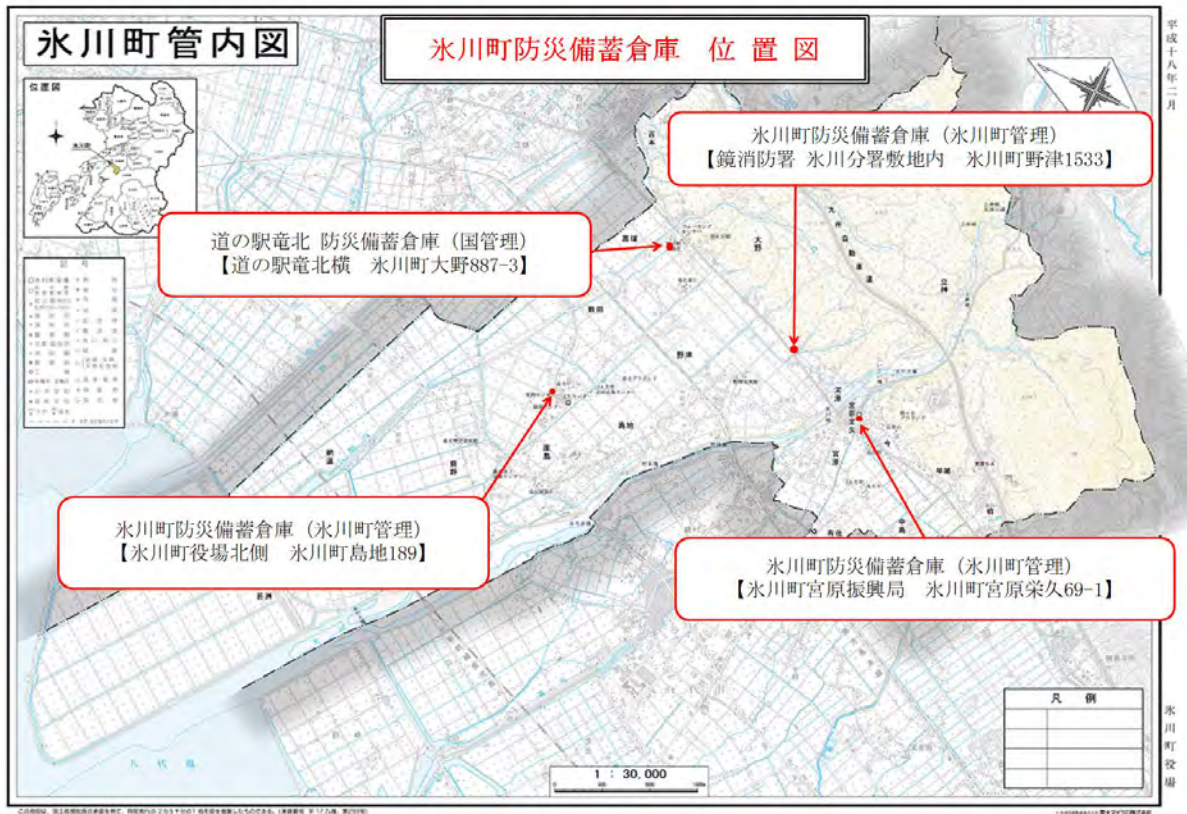
津波観測計

津波観測計は、津波が発生した時に生じる潮位の変動を計測しています。宇城市三角町と天草郡苓北町に設置しています。

資料 30 緊急輸送道路（熊本県資料を加工）



資料- 31 防災備蓄倉庫箇所図



倉庫	場所	住所	所管
氷川町防災備蓄倉庫	氷川町宮原振興局	氷川町宮原栄久 69-1	氷川町
氷川町防災備蓄倉庫	鏡消防署氷川分署敷地内	氷川町野津 1533	氷川町
氷川町防災備蓄倉庫	氷川町役場北	氷川町島地 189	氷川町
道の駅竜北 防災備蓄倉庫	道の駅竜北横	氷川町大野 887-3	国土交通省

資料- 32 道の駅竜北・概要

■道の駅「竜北」

▶ 設備概要 ～防災機能の強化を実施

1) 機能強化の目的：大規模地震や豪雨等が発生した場合に以下の機能を備える

- ・災害等発生時における情報発信の拠点施設
- ・被災地の復旧活動の支援拠点
- ・物資の中継・集積基地

2) 経緯

- ・防災機能強化について、平成24年度から検討・設計、平成25年度から工事着手

3) 強化する機能の概要

①電力の確保

=停電時等において、照明(駐車場、トイレ、情報室)・情報機器等が稼働可能となるよう、電力確保に向けた非常用発電機を整備

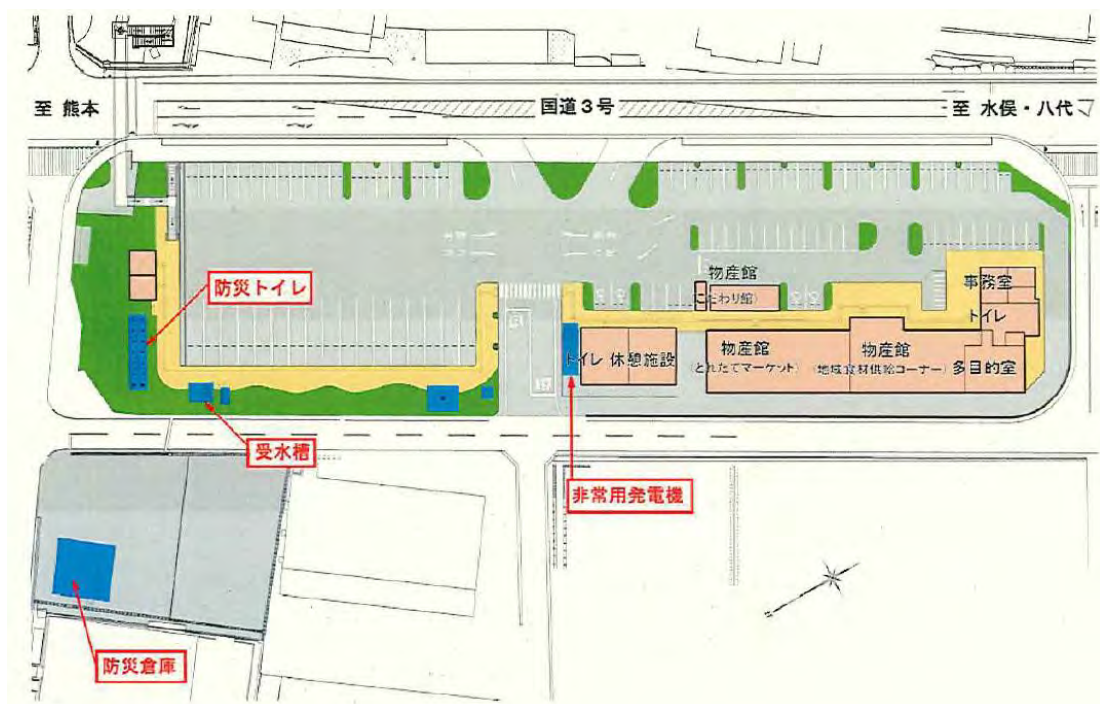
②トイレ利用の確保

=災害発生時にトイレが24時間利用可能となるよう、防災トイレを整備

=被災影響による断水時に、防災トイレの手洗い用水が確保できるように重水槽を整備

③備蓄品等の常備スペースの確保

災害発生時に必要となる復旧資材等を常時保管する防災倉庫を整備



施設配置図

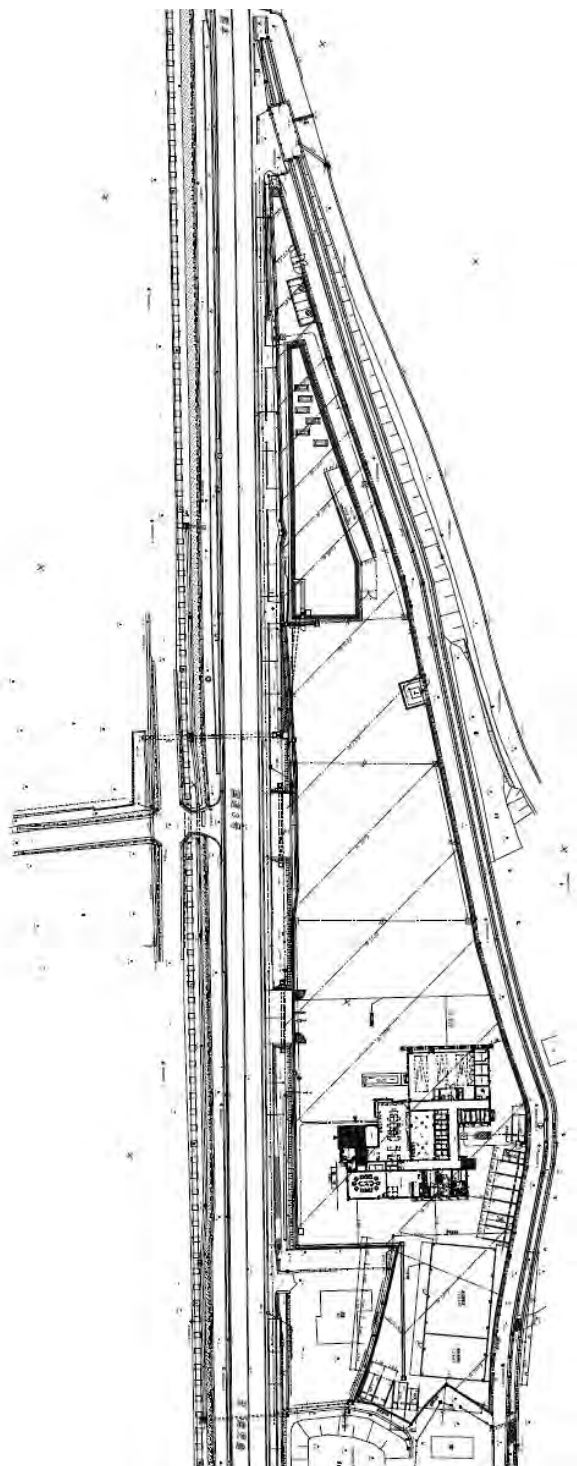
資料- 33 氷川分署

(氷川分署計画概要(1/2))

鏡消防署・氷川分署庁舎

- 1 施設名称 八代広域行政事務組合 鏡消防署氷川分署庁舎
- 2 建設位置 氷川橋北半径500m国道三号線付近
- 3 敷地面積 6,080㎡
- 4 建物用途 消防分署庁舎
- 5 建物規模 耐火造1階建て 約480㎡

(氷川分署位置図)



資料- 34 情報収集システム

情報収集ツール	所管	内容
気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	雨量、台風予報、潮位情報等、 記録的短時間大雨、規格化版流域 雨量指数、潮位情報
熊本地方気象台 災害時ホットライン（電話）	熊本地方気象台	今後の気象見込情報
防災情報くまもと https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp	熊本県 危機管理防災課	県内市町村の被害状況、活動状況
熊本県総合型防災情報システム http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/		熊本県雨量情報、土砂災害警戒情 報 (雨量計設置箇所の雨量情報、土砂 災害警戒情報)
XバンドMP レーダー http://www.river.go.jp/xbandradar/	国土交通省	豪雨等の情報把握
川の防災情報 http://www.river.go.jp/	国土交通省	水位の状況把握
海の防災情報 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/	国土交通省	潮位、波高等

防災情報くまもと
Kumamoto Disaster Information Portal

緊急ニュース
2022年05月25日 09時37分 更新 現在、緊急ニュースはありません。

お知らせ
2022年03月30日 10時09分 更新
令和3年8月11日からの大雨に係る天草市の避難情報について
2022年04月14日 11時13分 更新
令和2年7月豪雨に係る芦北町、津久木町、球磨村の避難情報について

災害・防災情報
大きな地図で見る

市町村名	避難情報		防災気象情報等						
	避難情報	避難所	防災気象情報	指定河川洪水予報	雨量	河川水位	潮位	土砂災害危険度	火山
熊本市	なし	—	発表なし	発表なし	超過なし	超過なし	超過なし	超過なし	発表なし
八代市	なし	—	発表なし	発表なし	超過なし	超過なし	超過なし	超過なし	発表なし

普段からサイトを見ておき、
いざとなったときに情報を
取り出しやすいように備え
ておきましょう。

資料編 第2部 災害予防

資料- 35 AED設置箇所

番号	名称	個数	備考・設置箇所
1	氷川町役場	1	リース
2	宮原振興局	1	リース
3	健康センター	1	身障者トイレ入口横、リース
4	文化センター	1	リース
5	常葉保育所	1	
6	宮原体育館	1	リース
7	竜翔センター (2階)	1	リース
8	宮原福祉センター	1	
9	竜北福祉センター	1	
10	立神峡公園管理棟	1	リース
11	竜北物産館	1	リース
12	竜北歴史資料館	1	リース
13	氷川中学校	3	体育館(1)リース
14	竜北中学校	2	体育館(1)リース
15	宮原小学校	2	体育館(1)リース
16	竜北東小学校	2	体育館(1)リース
17	竜北西部小学校	2	体育館(1)リース
合計	17 か所	23	

資料- 36 救急告示医療機関

救急告示医療機関（八代圏域）

医療機関名	所在地	診療科目	病床数
JCHO 熊本総合病院	八代市通町 1 0 - 1 0	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、血液内科、内分泌科、呼吸器内科、消化器内科、循環器科、頭頸部外科、等夫尿病内分泌内科	3 4 4 床
労働者健康福祉機構 熊本労災病院	八代市竹原町 1 6 7 0	内科、小児科、外科、整形外科形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、腎臓内科	4 1 0 床

資料- 37 町内医療施設

【医療機関】

医療機関名	所在地	病床数	診療科目
ひかわ医院	氷川町島地 4 1 9 - 3	—	内科、循環器科、小児科
緒方内科医院	氷川町宮原 6 9 4 - 1	—	内科
八代北部地域医療センター	氷川町今 1 5 1 - 1	8 9	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、小児外科、肛門科、リハビリテーション科
武内外科胃腸科医院	氷川町島地 1 6 3 3 - 1	1 9	内科、胃腸科、外科、整形外科、皮膚科、こう門科
和田内科医院	氷川町鹿島 7 6 9 - 1	—	内科、呼吸器科、胃腸科、循環器科
上村整形外科医院	氷川町大野 8 8 3	—	内科、整形外科、リハビリテーション科
氷川町健康センター	氷川町島地 4 1 9 - 2	—	内科
障害者支援施設のぞみ	氷川町鹿島 9 4 5	—	内科
特別養護老人ホームやすらぎ荘	氷川町鹿島 9 4 5	—	内科
特別養護老人ホーム早尾園	氷川町早尾 1 3 2	—	内科

【歯科医】

医療機関名	所在地	病床数	診療科目
まつがえ歯科医院	氷川町宮原 7 9 5 - 1	—	歯科、小児歯科
上田歯科医院	氷川町宮原 3 9 8 - 1	—	歯科
中村歯科医院	氷川町鹿島 1 2 3 3	—	歯科
竜北歯科クリニック	氷川町鹿野 3 2 2 - 5	—	歯科、小児歯科、歯科口腔外科
医療法人敬愛会 宇城八代歯科医院	氷川町宮原 6 6 7 - 1	—	歯科

資料編 第2部 災害予防

資料- 38 医療救護所

施設名	所在地区	所在地
八代北部地域医療センター	今	氷川町今151-1
氷川町健康センター	島地	氷川町島地419番地2

資料- 39 災害拠点病院、災害支援病院

保健医療圏	災害拠点病院	区分	DMAT	救命
熊本	熊本赤十字病院	総合/地域	○	○
	熊本大学医学部付属病院	総合/地域	○	×
	国立病院機構熊本医療センター	総合/地域	○	○
	済生会熊本病院	総合/地域	○	○
宇城	宇城総合病院	総合/地域	○	×
有明	公立玉名中央病院	総合/地域	○	×
鹿本	山鹿町民医療センター	総合/地域	×	×
菊池	川口病院	総合/地域	×	×
阿蘇	阿蘇医療センター	総合/地域	○	×
上益城	矢部広域病院	総合/地域	×	×
八代	熊本労災病院	総合/地域	×	×
芦北	国保水俣市立総合医療センター		○	×
球磨	健康保険人吉総合病院		○	×
天草	上天草市立天草総合病院		×	×
	健康保険天草中央病院		×	×

資料- 40 薬事施設

(氷川町近隣の薬局)

薬局の名称	薬局の所在地	電話番号
有限会社宮原調剤薬局	八代郡氷川町宮原694-10	0965-62-3624
めろん薬局	八代郡氷川町鹿島1047	0965-43-8050
東洋調剤薬局氷川店	八代郡氷川町鹿島776-3	0965-52-5200
有限会社新光調剤薬局	八代市鏡町下有佐45-6	0965-52-3469
守田調剤薬局	八代市鏡町鏡206	0965-52-8566
堤 薬局	八代市鏡町鏡53番地	0965-52-0424
鏡調剤薬局	八代市鏡町鏡村910	0965-52-5750
新道調剤薬局	八代市鏡町鏡村918番地	0965-52-8120
かがみ中央薬局	八代市鏡町大字内田477-1	0965-52-7198

資料- 41 危険地区および避難場所

■ 竜北地区

危険地区	予想災害	指定緊急避難箇所及び指定避難所
氷川右岸堤防沿い (河原～鹿島) 4,200m	異常降雨による溢水	竜翔センター、文化センター 竜北中学校
柳の江、島地、鹿島、北鹿野	大雨による住宅への浸水	竜翔センター、文化センター 竜北東小学校、竜北西部小学校
鹿島	大火災による住宅被害 (ひばりが丘)	農産加工研修センター、 竜翔センター、文化センター 竜北西部小学校
南鹿野、西網道、 沖塘・若瀬 東・中網道	高潮による住宅被害 (氷川堤防沿い、和鹿島海岸堤防、砂川堤防)	竜翔センター、文化センター 竜北中学校
	大雨による住宅への浸水	
吉本(町通り)	大火災による住宅被害	竜翔センター、竜北東小学校
吉本	急傾斜地崩壊 (宮川モーターズ裏山、宮川モーターズ東側)	
高塚	吉野川溢水(国道上70m)	竜翔センター、文化センター
	急傾斜地崩壊(谷郷橋東側)	竜翔センター、文化センター
泊	急傾斜地崩壊(大野窟下)	竜翔センター、文化センター
笹尾	急傾斜地崩壊(笹尾公民館裏山、吉田石油裏山)	竜翔センター、文化センター
本山	急傾斜地崩壊(本山公民館東側)	竜翔センター、文化センター
中大野	がけ崩れによる住宅被害	竜翔センター、文化センター
北川	急傾斜地崩壊(北川公民館裏山)	竜翔センター、文化センター
	土石流(野津バス停北側上流、公民館横北側上流)	
新田、堺丸	八間川溢水(八間川海岸：新田～大野)	竜翔センター、文化センター
河原、法道寺(国道上)	大火災による住宅被害	竜北東小学校 竜翔センター、文化センター
高野道、北・西野津、反穂	大雨による住宅への浸水	竜翔センター、文化センター

※上記以外の指定緊急避難場所及び指定避難所の他、地区公民館を指定緊急避難場所及び指定避難所にする場合がある。

■ 宮原地区

危険地区	予想災害	指定緊急避難箇所及び指定避難所
氷川左岸(立神～新村)	異常降雨による溢水	氷川町公民館・宮原体育館、宮原福祉センタ ー、宮原小学校、氷川中学校、常葉保育所
氷川右岸 (異常降雨による溢水)	異常降雨による溢水	常葉保育所
梶、早尾、今、東上宮、 桜ヶ丘、立神、川上	急傾斜地崩壊、土石流危険箇所 大雨による住宅への浸水	氷川町公民館・宮原体育館、宮原福祉センタ ー、宮原小学校、氷川中学校、常葉保育所
町、東上宮、西上宮、 桜ヶ丘	大火災による住宅被害	氷川町公民館・宮原体育館、宮原福祉センタ ー、宮原小学校、氷川中学校、常葉保育所
西上宮、新村、下宮、宮園、 有佐、原田	大雨による住宅への浸水	氷川町公民館・宮原体育館、宮原福祉センタ ー、氷川中学校

※上記以外の指定緊急避難場所及び指定避難所の他、地区公民館を指定緊急避難場所及び指定避難所にする場合がある。

資料編 第2部 災害予防

資料- 42 指定緊急避難所及び指定避難所

地震・津波避難所 地震・津波によって避難生活が必要となった場合の避難施設

風水害避難所 台風等の風水害や土砂災害時の避難施設

番号	名称	所在地	1、2次 避難所	福祉 避難所	地区名
1	竜北福祉センター	島地 651 番地	○	○	柳の江
2	文化センター	島地 642 番地	○		柳の江
3	竜北中学校	島地 665 番地	○		柳の江
4	農産加工研修センター	鹿島 1624 番地 1	○		鹿島
5	竜北西部小学校	鹿島 746 番地	○		鹿島
6	竜北東小学校	野津 2336 番地	○		反甫
7	氷川町公民館・宮原体育館	宮原 690 番地 2	○		西上宮
8	宮原小学校	今 762 番地	○		今
9	氷川中学校	今 39 番地	○		今
10	常葉保育所	宮原 823 番地	○		東上宮
11	宮原福祉センター	宮原 702 番地 5	○	○	町

【地震・津波における緊急避難所の整備計画】

番号	名称（すべて仮称）	所在地	地区名
1	野津防災公園	野津 4744 番地 他	高野道
2	宮原防災公園	宮原 88 番地 他	下宮
3	網道防災公園	網道 676 番地 2 他	東網道

資料- 43 福祉避難所

番号	名称	所在地	地区
1	竜北福祉センター	氷川町島地 6 5 1 番地	島地
2	宮原福祉センター	氷川町宮原 7 0 2 番地 5	東上宮

資料- 44 ヘリコプターの発着可能地

番号	市町村	発着予定地名称	所在地	予定地面積 (タテ*ヨコ)	規模	備 考
41	氷川町	竜北中学校	島地 6 6 5	90*100	大	東・南・北校舎、北西防球ネット
42		竜北東小学校	野津 2 3 3 6	90*145	大	西校舎、周囲防球ネット
43		竜北西部小学校	鹿島 7 4 6	80*80	中	北西校舎、ナイター設備、周囲防球ネット
44		竜北グラウンド	野津 3 1 3 4	90*150	大	周囲防球ネット、樹木
45		松本橋公園	鹿島	80*50	中	東つり橋
46		氷川中学校	今 3 9	80*100	大	
47		宮原小学校	今 7 6 2	50*100	中	
48		桜ヶ丘グラウンド	宮原 1 0 1 9	100*150	大	

資料-45 要配慮者対策計画

各地域における要配慮者等が災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画による。

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、要配慮者対策にもつながることから、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることが必要である。

また、災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、災害時の避難支援を実行性のあるものにするため、個別計画の作成に努める。

1. 要配慮者の把握・情報伝達体制の整備

町は、以下について対応に努める。

- (1) 自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じ、要配慮者状況を把握、迅速な体制を整える。
- (2) 障がい者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力体制作りを整える。
- (3) 氷川町在宅老人緊急通報装置貸与事業実施要綱の規定に基づき緊急通報システムの充実・促進に努める。
- (4) 保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに保護する。
 - ① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育する。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できる。
 - ② 保護者を失った児童があるときは、所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護する。
- (5) 避難行動要支援者の避難活動を円滑に行うためのマニュアルを作成する。
- (6) 避難行動要支援者の相談窓口を設置する。
- (7) 避難行動要支援者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告を行うにあたり防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯電話等を活用するなど複数の手段を有機的に組み合わせるよう配慮する。

2. 社会福祉施設等の対応

(1) 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を作成し、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておく。

(2) 避難場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておく。災害発生時は、入所者等の保護に万全を期する。

(3) 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

(4) 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努める。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努める。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食料、水及び緊急ベッド等の確保に努める。
- ④ 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努める。

(5) 福祉施設との協定

町は、要配慮者の避難所として、福祉施設との協定を結ぶ。

(6) 災害時に特に配慮すべき事項

町は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮し、地域防災計画で明確に定める。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食料の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の予防
- ⑮ 医療福祉相談窓口の設置

3. 外国人対策

町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

- (1) 在日外国人の把握 : 町は県と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努める。
- (2) 情報伝達体制の整備 : 町は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努める。
- (3) 予防対策等
 - ① 県が設置する熊本県国際交流センター等を拠点に、外国人相談窓口を開き、災害予防対策相談に応じる。
 - ② 外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。
 - ③ 通訳者等の確保やボランティア団体の協力により、外国人に対するサポート体制の強化に努める。

4. 避難行動要支援者の避難誘導體制の確立

本人の意思及びプライバシーの保護に充分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努めるとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な打合せを行いながら個別計画の策定に努める。また、避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

5. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

八代広域行政事務組合、氷川町消防団、八代警察署、民生委員・児童委員協議会、氷川町社会福祉協議会
自主防災組織、自治会、その他町長が必要と認める避難支援等の実施に携わる関係者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（名簿掲載の承諾を毎年度得る必要がある点に注意）

- ① 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護1以上の認定を受けているもの

- ② 身体障害者手帳を所持している者で、障害等級が1級から3級までのもの
- ③ 療育手帳を所有している者で、障害の程度がA1又はA2のもの
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、障害等級が1級又は2級のもの
- ⑤ 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けているもの
- ⑥ 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けているもの
- ⑦ その他町長が必要と認めるもの

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

上記の避難行動要支援者名簿作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を一定期間ごとに更新する。

(5) 名簿情報の情報漏えいを防止するため市が求める措置及び町が講ずる措置

- ① 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 一地区の自主防災組織等に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ③ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- ⑤ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

6. 避難支援等関係者の安全確保

安全確保の措置として、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知するよう努める。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解を得るとともに、避難支援等関係者等は避難支援に努めるものの、支援できない可能性もあることも理解を得るよう努める。

資料-46 要配慮者利用施設

番号	施設名	所在地	地区	電話	FAX	土砂警戒	浸水想定	担当課	備考
●高齢者利用施設									
1	サービス付き高齢者向け住宅 セレニティ	宮原578-1	西上宮	62-1000	62-1001		○	福祉課	
2	グループホーム花音	宮原588-2	下宮	62-2518	62-2518		○	福祉課	
3	小規模多機能 桜ヶ丘別荘	宮原704-1	東上宮	30-2800	30-2801		○	福祉課	
4	デイサービス木香	宮原717-1	東上宮	30-2700	30-2701		○	福祉課	
5	特別養護老人ホーム早尾園	早尾132	早尾	62-3838	62-3242		○	福祉課	
6	介護老人保健施設八祥苑	早尾132	早尾	62-4818	62-4817		○	福祉課	
7	デイサービスオアシス	宮原栄久99	町	62-8377	62-8505		○	福祉課	
8	デイサービスオアシス365	今326-1	今	62-9570			○	福祉課	
9	デイサービスより処ここから	鹿島1606.1607-3	下鹿島	52-0077			○	福祉課	
10	デイサービス湧楽苑	吉本108	吉本	0964-43-1952	0964-43-1953		○	福祉課	
11	有料老人ホーム絆	野津873-1	法道寺	62-8886	62-1188		○	福祉課	
12	小規模多機能竜宮	野津4600	西野津	52-1001	52-5765		○	福祉課	
13	グループホーム和鹿島	鹿野1301-2	南鹿野	52-3500	52-8747		○	福祉課	
14	有料老人ホーム ケアライフ竜宮	鹿島628-1	下鹿島	62-8105	62-8106		○	福祉課	
15	グループホームやすらぎの里	鹿島943	上鹿島	53-2500	53-2501		○	福祉課	
16	特別養護老人ホームやすらぎ荘	鹿島945	上鹿島	52-0173	52-0685		○	福祉課	
17	有料老人ホームかぜの杜	鹿島1927	下鹿島	52-8896	52-8897		○	福祉課	
18	JAやつしろ花みづき	今55-2	今	62-1112	62-1113		○	福祉課	
●障害者利用施設									
1	氷川学園	宮原1116	桜ヶ丘	62-4081	62-4082			福祉課	
2	障害者支援施設グループホームのぞみ	鹿島945	上鹿島	53-2500	53-2501		○	福祉課	
3	就労継続支援A型事業所 カドル	宮原264-5	新村	62-3550	62-3554		○	福祉課	
4	竜北福祉センター	島地651	柳の江	52-5121			○	福祉課	
5	宮原福祉センター	宮原702-5	町	62-3456			○	福祉課	
●小中学校									
1	竜北中学校	島地665	柳の江	52-1504	52-2760		○	学校教育課	
2	氷川中学校	今39	今	62-2232	62-4460		○	学校教育課	
3	竜北東小学校	野津2336	反甫	62-3800	62-3841		○	学校教育課	
4	竜北西部小学校	鹿島746	鹿島	52-0268	52-0065		○	学校教育課	
5	宮原小学校	今762	今	62-2147	62-4480	◎		学校教育課	
●保育園・幼稚園									
1	吉野保育園	大野1078-1	迫	62-4130	62-1303	◎		福祉課	
2	ダーナ保育園	河原63	河原	62-2010	62-2022		○	福祉課	
3	東光保育園	野津4500-2	西野津	52-1823	52-2961		○	福祉課	
4	月乃輪保育園	鹿野321-6	中網道	52-2125	52-1568		○	福祉課	
5	宮原慈光保育園	有佐409-3	有佐	62-4435	62-4436		○	福祉課	
6	ひかわ保育園	野津4122-5	北野津	62-3211	62-1125		○	福祉課	
7	浄立寺保育園	鹿島130	上鹿島	52-3076			○	福祉課	
8	常葉保育所	宮原823	東上宮	62-2232	62-2232			福祉課	
9	ひかわ幼稚園	早尾418-1	早尾	62-4151	62-1125	○		福祉課	
10	竜北東光幼稚園	鹿島1058-3	上鹿島	52-8145	52-2961		○	福祉課	
●入院設備のある病院									
1	八代北部地域医療センター	今151-1	今	53-5111	53-5112		○	町民課	
2	武内外科胃腸科	島地1633-1	島地	52-7811			○	町民課	

◎特別警戒
○警戒地域

資料- 47 仮置場の選定および配置計画のポイント

対象	ポイント
<p>仮置場全般 (一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場)</p>	<p>(1) 候補地は、以下の点を考慮して選定する。 ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾(水域※を含む)等の公有地(市有地、県有地、国有地等) ※船舶の係留等 ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地(借り上げ) ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域 ④ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。</p> <p>(2) 都市計画法第6条に基づく調査(いわゆる「6条調査」)で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部局との利用調整を図った上で選定作業を行う。</p> <p>(3) 仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。</p> <p>(4) 複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するにあたり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。</p> <p>(5) 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所(例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地)の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。</p> <p>(6) 二次災害のおそれのない場所が望ましい。</p>
<p>一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場</p>	<p>被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。 機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。 発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。 住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。 分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。</p>
<p>機械選別や焼却処理まで行う仮置場</p>	<p>(1) 一時的な保管や一部、破砕処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。</p> <p>(2) 災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。</p> <p>(3) 災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路(搬入路)の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地(大型船がつけられる岸壁)を想定し、近くに選定した方が良い。</p> <p>(4) 搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</p> <p>(5) 選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水(確保できない場合は散水機械)、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。</p> <p>(6) グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</p> <p>(7) 協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰処分場(一般廃棄物を受け入れる手続、有機物混入の場合は汚水処理対応が必要)や貯炭場の一部も検討対象となる。</p>

参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)等を参考に作成

資料- 48 仮置場の必要面積の算定方法

1. 面積の推計方法の例

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

集積量＝災害廃棄物の発生量－処理量

処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理機関

見かけ比重 : 可燃物 0.4(t/m³)、不燃物 1.1(t/m³)

積み上げ高さ : 5m 以下が望ましい。

作業スペース割合 : 0.8～1

2. 簡易推計式の例

面積(m²)＝震災廃棄物の発生量(千 t) ×87.4(m²/t)

出典：「震災時における市町村用廃棄物処理マニュアル」（2005年、熊本県）

「災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）等を参考に作成

資料- 49 指定文化財

1. 国指定文化財

番号	名称	所在地	面積(m ²)	種別	年代	説明	所有者・占有者	指定日
1	野津古墳群	大野字上天堤2078-1 他42	36,171.00	史跡	6世紀前～中	墳長62～102mの前方後円墳4基、火の君の墳墓といわれている。	氷川町	平成17年3月2日
		大野字上天堤2094-2 他6	9,483.61				宮川忠雄	
		大野字北川179	1,811.00				岩村徹生 岩村美那子 岩村好洋 岩村政明 岩村恵子	
		大野字北川179と大野字上天堤2089の間～大野字北川179と大野字上天堤2084の間 他2	462.00				国土交通省(熊本県)	
	合計		47,927.61					
2	氷川町まちづくり情報銀行(旧井芹銀行本店)	宮原栄久35-1	106.00	登録有形	大正14年	鉄筋コンクリート2階、地元による設立・施行	氷川町	平成16年2月17日
3	氷川町まちづくり酒屋(旧井芹家住宅)主屋	宮原栄久31-15	281.00	登録有形	天保3年 明治6年	木造2階瓦葺き	氷川町	平成16年2月17日
4	氷川町まちづくり酒屋(旧井芹家住宅)土蔵	宮原栄久31-15	48.00	登録有形	天保3年	土蔵造2階建瓦葺き	氷川町	平成16年2月17日
5	氷川町まちづくり酒屋(旧井芹家住宅)門	宮原栄久31-15	間口 1.9	登録有形	天保3年	木造	氷川町	平成16年2月17日
6	氷川町まちづくり酒屋(旧井芹家住宅)煉瓦塙	宮原栄久31-15	延長20	登録有形	天保3年	煉瓦造	氷川町	平成16年2月17日
7	氷川町まちづくり酒屋(旧井芹家住宅)外塙	宮原栄久31-15	延長14	登録有形	天保3年	木造	氷川町	平成16年2月17日
8	早尾のスキヤン行事	早尾		(選択)無形民俗		成人式の奇習	早尾地区	昭和57年12月21日 町指定平成15年3月1日
9	勝専坊庫裏	野津4121	415	登録有形	大正9年	木造2階瓦葺き	宗教法人勝専坊 個人	平成20年10月23日
10	大野窟古墳	大野字芝原・崩迫	10722.84m ² (うち7988.29m ²)	史跡	6世紀後半	123mの方円玄室高6.5m、半島系の周濠	個人	平成25年10月17日
11	肥後領内名勝地 五郎方瀧 聖り瀧 走り水ノ瀧 建神ノ岩 神ノ瀨ノ岩屋(立神峡)	立神648-4他	36,641	名勝		不知火海へ注ぐ川が、龍峰山系に含まれる古生代の石灰岩層を侵食してできた石灰岩の岸壁と渓谷。岸壁は高さ75m、幅250mにわたり、「肥後の空滝」「肥後の赤壁」と呼ばれる。五木五家荘県立自然公園特別地域(昭和42年9月1日)	立神峡管理組合	平成27年3月10日

2. 県指定文化財

番号	名称	所在地	種別	年代	説明	所有者・占有者	指定日
1	大王山古墳第3号	氷川町早尾字服巻田522	史跡	5世紀	主体部一壺穴式石室・舟形石棺 遺物一刀子・剣 昭和10年、建武中興碑に板石を使用	島田藤男 早尾868 62-2682島田アキ 熊本市健軍本町44-10 島田誠也宅 096-365-7470	昭和48年6月7日
2	大野窟古墳	氷川町大野字芝原1962 72m ² 畑	史跡	6世紀終	遺物一須恵器・瓦器 主体部一復室の横穴式石室 10722.84m ² (うち2734.65m ²)	木野次男	1985/11/19
		1963 330m ² 畑				岩本統男	
		1964 33m ² 畑				〃	
		1965 19m ² 畑				〃	
		1967 307m ² 雑				迫田千俊他4	
		1972 161m ² 畑				坂田勝良	
		1973 340m ² 畑				岩本統男	
		1974 535m ² 畑				〃	
		1975 502m ² 畑				木野次男	
						計 2,299m ²	

→2. 県指定文化財（つづき）

3	伊藤家住宅	氷川町綱道1535-4 敷地面積 886.16㎡ 建物面積 157.85㎡	有形文化財 (建造物)	19世紀	くど造り—平面コの字型寄棟造り 萱葺き(本来はヨシ葺き)四面庇付 棧瓦葺き	伊藤祐春 八王子市 犬目町225-7	昭和50年5月7日
4	姫ノ城古墳出土 石製品	氷川町大野887番地3 旧JAやつしろ吉野支所跡	有形文化財 (考古)	6世紀初	石見型盾形7点、鍔2点、蓋(笠)6点、蓋(支)3点 一部県立美術館に展示	氷川町	平成7年3月15日
5	銅造阿弥陀 如来立像	氷川町野津4121 勝専坊	有形文化財 (彫刻)	8世紀末頃	像高88mm(総高124mm)銅鑄造 鍍金造り 朝鮮半島製 台座蓮肉部まで一鑄し、台座框部と カシメ留とする 九州征伐時、秀吉が寄進 八代市博へ寄託(H6.2.22～)	宗教法人 勝専坊	昭和62年11月12日

3. 町指定文化財

番号	名称	所在地	地区名	種別	年代	説明	所有者・管理者	指定日	旧番号
1	高塚古墳	氷川町高塚字西新城 529 36㎡ 山林 519 1,041㎡ 山林 計 1,077㎡	下高塚	史跡	5世紀後	円墳 主体部—家形石棺の直葬(内面赤色塗布) 石棺内に円形・方形の彫刻あり 別作りの石枕(衝立状のものがつく)あり	桑原和宏 高塚1333 62-3582	S62	1
2	大王山古墳第2号	氷川町早尾字服巻田	早尾	史跡	7世紀前	円墳 主体部—横穴式石室(鬼の岩屋式)	木本進之十(原田) 護念寺	S44.3.13	2
3	千穂古墳	氷川町早尾字早尾原	早尾	史跡	古墳後	円墳		S44.3.13	3
4	室山古墳	氷川町今字室	今	史跡	5世紀前	円墳 主体部—横穴式石室 1号墳—1号主体部—箱式石棺 2号主体部—石棺 2号墳—舟形石棺 他に舟形石棺あり(関西大学)	氷川町	S44.3.13	4
5	馬原古墳群(1～5)	氷川町立神字馬原	立神	史跡	6世紀後	3-4号主体部—横穴式石室 1-2号は消滅		S44.3.13	5
6	岩立横穴古墳群	氷川町立神字岩立・北清川	立神	史跡	古墳後	七ツ穴—22基 三ツ穴—22基 五ツ穴—5基		S44.3.13	6
7	キリシタン遺跡	氷川町宮原字濱殿	西上宮	建造物	近世	隠れキリシタン?	立石武	S48.11.19	33
8	一口坂古墳	氷川町宮原字上平原	東上宮	史跡	7世紀中	横穴式石室			
9	下溝口横穴古墳	氷川町立神字下溝口(2638-1)	立神	史跡	6世紀後～7世紀	1基 灯明台あり	園田ミキ子 立神2638-13	H11.12.14	
10	熊野座神社の板碑群	氷川町高塚字笠松 熊野座神社内	下高塚	建造物	室町	1531年、1469年、1490年、年代不詳(2基)があり、 特に1469年のものは県下最古の十三仏碑である	八代市末広町3-3 鈴木昭子	H15.6.2	3
11	高塚城跡の板碑	氷川町高塚字西新城	下高塚	建造物	天文2(1533年)	木野氏が建立? 266×128×23	氷川町高塚592 釜山造子	H15.6.2	4
12	毘沙門堂の板碑群	氷川町野津字上北(3972) 北野津公民館内	北野津	建造物	室町	1469年、1548年、1558年、1559年、不明 一字一石のものあり	田口義明他6名 北野津区長2名	H15.6.2	5
13	高塚どんの墓	氷川町高塚字高塚	上高塚	建造物	天正9(1581年)	1773年の供養等あり 吉本城主東播磨介の墓? 台志伊勢守親為の墓? 高塚上野の墓?	氷川町高塚1526 高野亮一	H15.6.2	6
14	重森寺内「室婆印呪塔」	氷川町宮原字東段	東上宮	建造物	室町	旧神蔵寺のものを明治4に移転		S44.3.13	9

資料編 第2部 災害予防

→3. 町指定つづき

15	仁王尊石像	水川町宮原栄久 加藤神社内	町	建造物	江戸初	2体 旧神蔵寺のものを明治41に移転 鹿児島系	町区	S44.3.13	10
16	神蔵寺塔心礎	水川町宮原下宮後 三神宮内	下宮	建造物	近世	1647~91代 旧神蔵寺三重塔?	宮原下宮後三神宮	S44.3.13	11
17	早尾六地藏	水川町早尾字山口	早尾	建造物	中世	薩摩街道と旧四浦往還の三叉路 高さ2.4m		S44.3.13	14
18	立神六地藏	水川町立神字本村	立神	建造物	中世	天蓋裏に天人舞楽の彩色面あり 高さ2.8m		S44.3.13	15
19	はらあみどう六地藏	水川町有佐字春川	有佐	建造物		旧妙法院開運 旧井戸別荘内六地藏 S59年現地へ移動	井戸重遠	S44.3.13	16
20	三宮社六地藏	水川町宮原下宮後 三神宮内	下宮	建造物	貞享2(1685年)	旧三宮社神蔵寺 S59年、西福寺から移動		S44.3.13	17
21	立神毘沙門天前五輪塔	水川町立神字本村	立神	建造物	14~15世紀	豪族の墓	立神区	S44.3.13	22
22	丸山五輪塔群	水川町早尾字油谷 丸山宅前	早尾	建造物	室町~江戸	13基(2基は室町、残り江戸)		S44.3.13	23
23	オサキ墓地宝塔五輪塔	水川町橋字山下	橋	建造物	室町~江戸	五輪塔23基(「鳥八日」あり 宝塔2基 墓域調査後、1箇所にとどめる)		S44.3.13	24
24	松(樋)前政丸の墓	水川町立神字高山	立神	建造物	9世紀	八代郡司松前政丸の墓「樋隈政丸墓」	高崎力(立神)	S48.11.9	30
25	立神阿弥陀三尊来迎像板碑(業師さん)	水川町立神字内迫	立神	建造物	天文4(1535年)	飛雲に乗った阿弥陀立像と観音菩薩、勢至菩薩を刻む。国衆(中世、領国内の土着武士)の一族が關主	立神区	S48.11.19	31
26	霊森寺境内板碑二面	水川町宮原字東段	東上宮	建造物		地藏菩薩像と掌善童子立像	霊森寺	S48.11.19	32
27	郡代御詰所眼鏡橋	水川町宮原字東段	東上宮	建造物	天保年間	昭和54年に200m下流より現地に移転 東隠・五木への往還道路	水川町	S44.11.9	34
28	山口天神眼鏡橋	水川町橋字山下・早尾字山口	早尾	建造物	天保12	昭和53年、河川改修時に埋設		S44.3.23	35
29	坊屋敷観音堂宝塔	水川町早尾字坊屋敷	早尾	建造物	室町	国東型式 正面に阿弥陀如来線刻 97×47	坊屋敷区	S48.11.9	45
30	今天神社キリク板碑	水川町今字南	今	建造物	文中元(1372年)	名和一族の追善塔 90×35			
31	今寺十王像板碑	水川町早尾字今寺	早尾	建造物	中世	十王信仰の板碑 89.5×32			
32	早尾服巻田板碑	水川町早尾字服巻田	早尾	建造物	中世	種字なし 85×42×26			
33	はらあみどう釈迦如来坐像板碑	水川町有佐字堂本	有佐	建造物	天正10(1582年)	笠石をのせる 100×49			
34	神蔵寺六観音	水川町有佐字京田	有佐	建造物		明治4年、旧神蔵寺より墓地へ移動、その後現地へ			
35	橋馬之神	水川町橋字桑原	橋	建造物	天正15(1587年)	秀吉の愛馬「村雨」葬った 戦国時代の五輪塔あり			
36	田中五輪塔	水川町今字坂口	今	建造物	中世	五輪塔7基 石棺蓋あり S59発見			
37	早尾梵字板碑	水川町早尾字今宮	早尾	建造物	中世	64×23×11		S48.11.19	29
38	今寺五輪塔群	水川町早尾字今寺	早尾	建造物	14世紀?	H元年、保護委員調査 5基 建武新政の時の戦場での武士の墓			
39	今寺築山五輪塔群(早尾原)	水川町早尾字今寺	早尾	建造物	14世紀?	建武新政の時の戦場での武士の墓			
40	弥勒川板碑	水川町橋字小越453-1	橋	建造物	15C後~16C前	砂岩 秦紅王と尊衣婆の線刻 94×57×9	橋地区	H11.12.14	
41	宮原公忠公の墓	水川町宮原字南段987-1	今	建造物	宝永元(1704年)	戦国時代の五輪塔あり 無縫塔あり		H15.3.1	
42	宮原公忠公の奥方の墓	水川町有佐字春川390-1	有佐	建造物		周りに五輪塔、四方仏あり		H15.3.1	
43	神蔵寺住職墓地碑群(室山「増地坊良雄墓」)	水川町宮原字南段 室山北墓地	椋ヶ丘	建造物	近世			S44.3.13	13
44	沖塘樋門群	水川町綱道	沖塘地区	建造物	1852年	1852年瀬止 5枚戸2箇所、3枚戸4箇所		H15.6.2	7
45	坊屋敷四面仏	水川町早尾字坊屋敷	早尾	彫刻	室町後	病気を治すため、削って食す? 高さ約30		S44.3.13	18

→3. 町指定つづき

46	今寺観音四面仏	水川町早尾字今寺	早尾	彫刻	元禄10(1698年)	高さ2m		S44.3.13	19
47	塚田四面仏	水川町宮原字塚田	下宮	彫刻	江戸中			S44.3.13	20
48	川久保(峰)薬師四面仏 (早尾山口アワノドン)	水川町早尾字山口	早尾	彫刻	室町末～江戸初	峰薬師墓地より移転 大日如来塔		S44.3.13	21
49	天神境内四面仏	水川町今字南	今	彫刻			今区	S44.3.13	25
50	川上用水取入口大日如来	水川町立神字本村	立神	彫刻		150×83	立神区	S48.11.9	28
51	毘沙門天像	水川町野津字上北(3972) 北野津公民館内	北野津	彫刻	近世	1596(慶長?1)年2月吉日 楠製 寄木造 施主は大炊基兵衛 高さ162cm 随侍は吉祥天女108cm・善哉童子112cm 三神宮祭典の神行に供奉した武者行列の武具	田口義明地6名 北野津区長2名	H15.6.2	10
52	甲冑	水川町宮原栄久	町	工芸品			町教委 宮原資料館	S47.3.23	40
53	氷川往來園巻	水川町宮原690-2		歴史資料	江戸末～近代初	紙本着色 卷子 800×46 三神宮～釈迦院 八代市博に寄託(H17.9.29～)	町教委	H16.6.22	
54	物見輪古墳出土品	水川町島地642 教育委員会内 大野887番地3 旧JAやつしろ吉野支所跡		考古	6世紀前半	金製垂飾付耳飾・長さ約6cm 重さ約15g 1点 陶質土器:有蓋把手付鉢 ハソウ 8点 朝鮮半島(伽耶地域)とのつながりをもつ	水川町	H15.6.2	8
55	中ノ城古墳出土品	水川町大野896 社会教育センター		考古	6世紀前半 ～中頃	円筒埴輪3点(完形に近いもの) 口縁部直径・高さとも約1m	水川町	H15.6.2	9
56	三宮社宝物	水川町今字中園		古文書	応保元(1161年)	三宮社勧請の祭文 熊本市内の寺にある	野村マサ子	S44.3.13	12
57	立神塚(南電神洞)	水川町立神字宮迫972	立神	名勝			立神共有	S44.3.23	36
58	立神塚(北電神洞)	水川町立神字宮迫972	立神	名勝			立神共有	S44.3.23	37
59	油谷(園谷洞)	水川町早尾字油谷2491	早尾	名勝			菅原神社	S44.3.23	38
60	法道寺薬師堂の楠	水川町野津字中山王(352) 法道寺公民館内	法道寺	天然記念物	樹齢600年	薬師堂が立てられた当時植えられたらしい。明治15 年にモースが訪れ、スケッチを残している。	埋田園重地12名 法道寺区長2名	H15.6.2	11
61	北川のカンノキさん	水川町大野字北川	北川	有形民俗		火の神さん 毎年12月15日に裏を取り替える	北川区長	H15.6.2	12
62	奴	水川町大野字北川・太尾	北川 笹尾	無形民俗	天明4(5)年?	かんぱつ時の雨乞い行事 明治6(1873)年の説あり	奴保存会 北川区長 笹尾区長	S50.4.1	2
63	川上の餅つき	水川町立神	川上	無形民俗	江戸末	雨乞い行事	川上の餅つき保存会 川上地区館長	S44.2.9	41
64	早尾の棒術	水川町早尾	早尾	無形民俗		無双流 100年以上	早尾の棒術保存会 下川光信	S44.2.9	42
65	三神宮子ども神楽	水川町宮原字下宮後 三神宮	下宮	無形民俗			三神宮子ども神楽保存会 倉村上常義	S44.2.9	43
66	熊野座神社神楽	水川町立神字宮迫 熊野座神社	立神	無形民俗			熊野座神社神楽保存会 立神地区館長	S47.3.23	44
67	早尾のスッキョン行事	水川町早尾	早尾	無形民俗			早尾のスッキョン保存会 丸山秀敏	H15.3.1	
68	三神宮巫女神楽	水川町宮原字下宮後 三神宮	下宮	無形民俗			三神宮巫女神楽保存会 村上常義	H15.3.1	
69	高塚雨乞い太鼓	水川町高塚字笠松991 高塚公民館	高塚	無形民俗	江戸時代終	M16作成 直径124 雨乞い行事	高塚雨乞い太鼓保存会	H19.2.1	
70	吉本地区大太鼓「青貝」	水川町高塚字今古閑307-9 吉本公民館	吉本	有形民俗	嘉永2(1849年)	直径113cm・厚さ76cm 蝶螺の装飾あり 納箱に墨書きあり	吉本区	H20.3.1	
71	小越の楠	水川町栲字小越454	栲	天然記念物	江戸時代?	直径7.2m 馬の神が近くにあり、薩摩街道沿いに	栲地区	H23.1.21	

資料- 50 防災訓練計画

災害対策基本法第48条及び水防法（昭和24年法律第193号）第28条に基づき、災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携を取り、総合的かつ計画的な訓練を実施する計画です。

1. 防災訓練の実施責務と協力

- (1) 町は、他の災害予防責任者（災害対策基本法第47条第1項に定める災害予防責任者をいう。）と共同して必要な防災訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより、参加するものとする。
- (3) 住民その他関係団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。

2. 訓練計画の対象

訓練は、以下を対象とする。

(1) 情報収集伝達	(2) 避難誘導	(3) 救出・救助	(4) 医療救護
(5) 消防	(6) 水防	(7) 防疫	

3. 広域防災訓練

相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

4. 防災関係機関の個別防災訓練

災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確かつ迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。このため、町をはじめとする各防災関係機関は、単独または共同で次の訓練を実施し、災害対応能力の向上に努める。

(1) 参集(非常呼集)訓練	(2) 災害対策本部等設置訓練	(3) 水防訓練
(4) 消防訓練	(5) 避難(誘導)訓練	(6) 情報収集伝達(通信)訓練
(7) 救出・救護訓練	(8) 輸送訓練	(9) その他必要な訓練

5. 訓練時期・場所

(1) 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等訓練を行う際は、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

(2) 訓練の場所

訓練内容、規模に寄り、最も訓練効果を挙げ得る場所を選んで実施するものとする。なお、訓練実施に際し、住民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等避難行動要支援者に十分な配慮を行うものとする。

(3) 訓練の検証

(4) 訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

参考：防災訓練計画

区分	実施主体	実施期間	実施場所	実施方法	
個別訓練	水防訓練	建設下水道課 消防団	水害時期前	水害危険地	図上又は実施訓練。 必要に応じ県と合同又は他の訓練と併合して実施。
	消防訓練	消防署 総務課 消防団	火災時期前	火災危険地	図上又は実施訓練。 必要に応じ県と合同又は他の訓練と併合して実施。
	災害救助訓練	県 消防関係機関 災害救助機関	適切な時期	適切な場所	災害想定に寄り、救助救援を円滑に遂行するため、医療救護、人命救出、炊き出し、その他関連活動を個別又は併合して実施。
	情報連絡訓練	総務課 各課 関係機関	適宜	適宜	気象予警報、指示、命令等の伝達、情報収集、報告等について個別又は併合して実施。
	非常招集訓練		適宜	適宜	応急対策を行うため必要な人員の的確かつ迅速に招集を図るため、個別又は併合して実施。
避難訓練	適宜		適宜	被災の恐れがある地域、学校、病院、育児施設等を中心として、個別又は併合して実施。	
総合訓練	県 町 関係機関	台風時期前	適切な場所	県、町、住民、その他防災関係機関が一体となり、総合的な防災訓練を実施。	

資料- 51 防災知識普及計画

防災諸活動を円滑に行うため、災害予防又は災害応急措置の実施の任にあたる各機関が、地域住民にあらゆる機会を与え、諸方法で科学的な防災知識を普及させるための計画である。

普及計画

- (1) 氷川町地域防災計画の概要
- (2) 簡易な気象の知識（気象予警報の種別と対策）
- (3) 平常時の心構え、準備（非常持ち出し品等）
- (4) 災害発生時取るべき応急措置
- (5) 災害発生時に心得（避難方法、指定緊急避難場所及び指定避難所）
- (6) 被災後の処置等（防疫の心得、消毒方法等の要領）

普及方法

広報紙等による普及

広報誌等に防災関係記事を掲載するとともに、パンフレット等を配布する。

インターネット・メディアによる普及

ホームページやSNS、メールマガジン等、汎用化の進むメディアを使用する。

報道機関による普及

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、町地域防災計画、災害に対する注意事項や防災思想の高揚のための資料の提供を行い、普及についての協力依頼を行う。

映画・写真等による普及

防災活動、被害状況等についての映画、写真を活用し、各種団体等の会合や防災講演会等の機会を利用して防災思想の高揚に努める。

広報車・防災行政無線施設による普及

火災発生の危険がある場合の広報車による巡回広報、防災行政無線施設に寄る一般広報を行い防災情報の提供を行う。

巡回指導による普及

自主防災組織を中心とした災害時における心得等、防災思想の高揚を図るため、巡回指導を行い、防災知識の普及と指導を行う。

教育による普及

小中学校、幼稚園及び保育園（所）における教育を通じて、静と、児童及び円時に対する啓発に努める。

消防外郭団体による普及

危険物安全協会等による危険物火災をはじめ、一般火災の防火思想を普及する。

資料- 52 熊本県防災ハンドブック

(熊本県 HP より)

平成 28 年熊本地震からの被災者の生活再建と被災地の復興を着実に進める中、令和 2 年 7 月豪雨による河川の氾濫や土砂災害によって、県南地域を中心に本県は再び甚大な被害に見舞われました。

今回の災害を受け、本県では、「令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興プラン」を策定し、緑の流域治水を推進するとともに、「誰一人取り残さないくまもと」の思いのもと、被災者・被災地域の日も早い復旧・復興と、生命・財産を守る地域防災力の強化に全力で取り組んでいます。

大規模な災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるためには、行政機関による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」と地域で助け合う「共助」が重要です。

私から皆さまにお願いしたいことは、災害が起きる前に、とにかく安全な場所に避難していただくということです。特に、風水害や土砂災害から身の安全を確保するには、雨風が強くなる前に早めに避難する「予防的避難」が有効です。

この「防災ハンドブック」では、災害の特徴や避難行動のポイントに加え、日頃から必要な災害への備えなどをわかりやすくまとめています。

皆さまにおかれましては、災害発生に備えた防災対策の参考として、是非、本ハンドブックを御活用ください。



<p>風水害から身を守る</p> <p>熊本県では、繰り返し台風や豪雨による被害が発生しています。台風や豪雨は、地震と違い、事前に予測が可能であるため、情報を収集し、早めの避難が重要です。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>土砂災害から身を守る</p> <p>土砂災害は命に関わる重大な被害をもたらします。梅雨や台風などで短時間にたくさんの雨が降るときには特に注意が必要です。早めに避難しましょう。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>地震災害から身を守る</p> <p>わが国は世界有数の地震国であり、これまで何度も地震に襲われ、大きな被害を受けてきました。地震は突然発生するので、日頃の備えが大切です。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>津波災害から身を守る</p> <p>海に囲まれているわが国では、これまで何度も大きな津波に襲われています。地震が起これば津波にも注意し、速やかに避難できるようにしましょう。</p> <p>詳細を確認する</p>
<p>高潮災害から身を守る</p> <p>熊本県では、これまで高潮によって大きな被害を受けています。悲劇を二度と繰り返さないために、以下の事項に留意して高潮に備えましょう。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>火山(噴火)から身を守る</p> <p>わが国は世界有数の火山国であり、その数は111にのぼります。その一つ阿蘇山は、過去に何度も噴火を繰り返し、今も活発に活動する活火山です。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>竜巻・落雷から身を守る</p> <p>近年、竜巻や落雷といった災害が増加傾向にあります。発生する要因など、正しい知識を身につけ、すみやかに避難できるようにしましょう。</p> <p>詳細を確認する</p>	<p>防災 ハンドブック (PDF) こちらよりPDFをダウンロードいただけます</p>

掲載内容 (ホームページより抜粋 (熊本県ホームページでも内容が確認できます))

資料編

第3部 災害応急対策

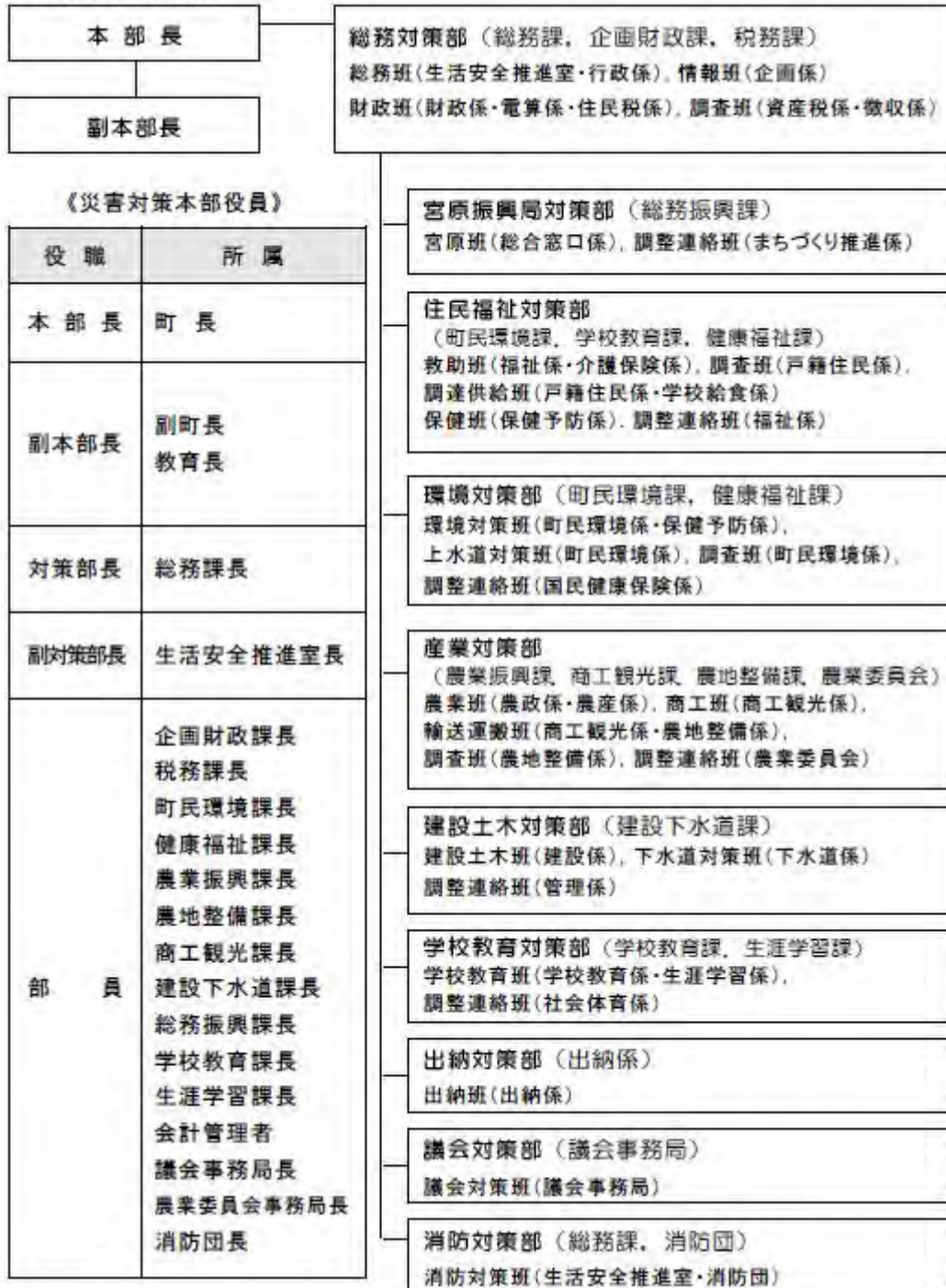
第1章 自然災害編

資料-1 活動体制の立ち上げと災害対応の全体調整

資料- 53 防災組織一覧図

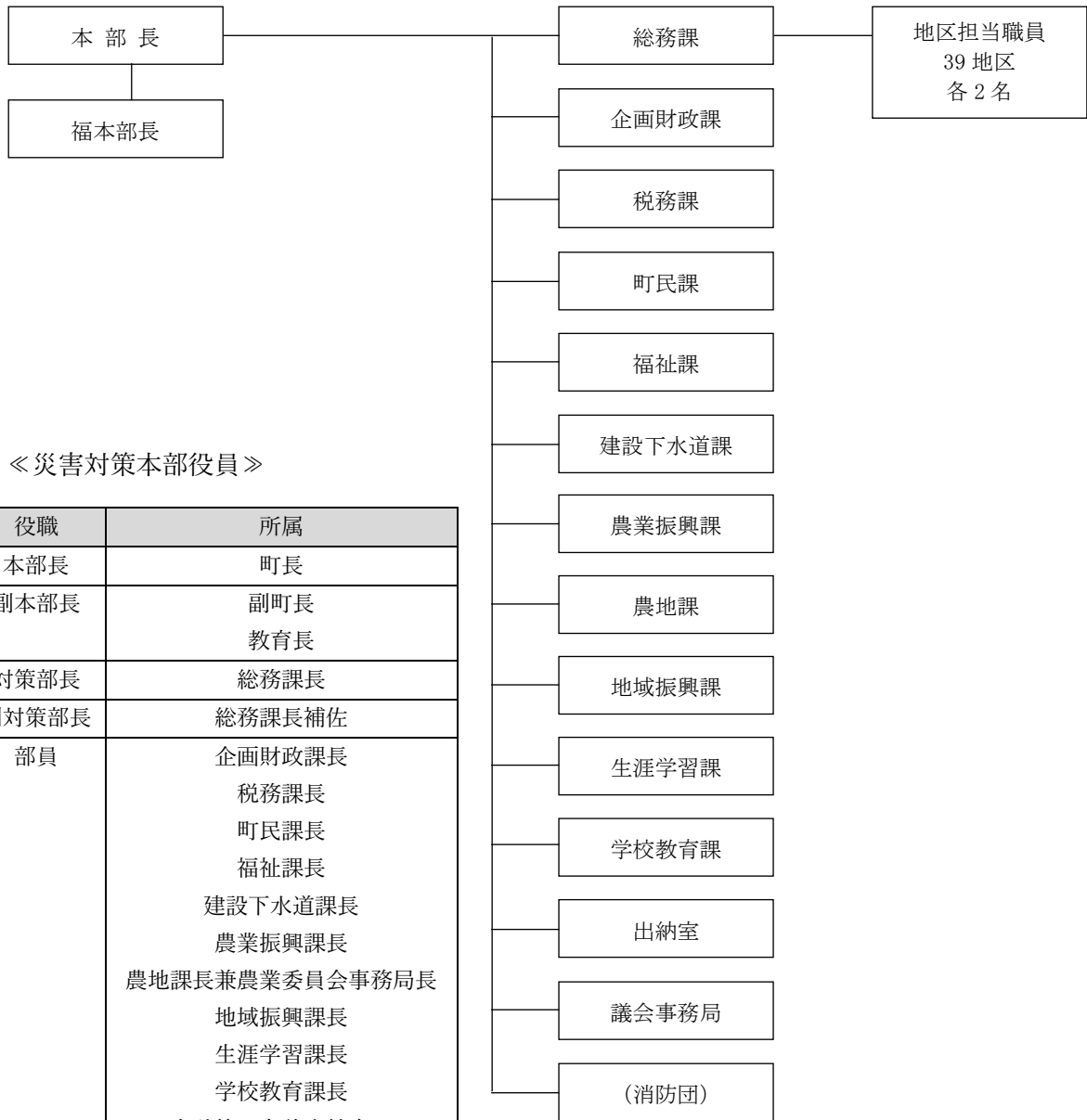
【旧組織】

■ 災害対策本部組織体制



【新組織】

■ 災害対策本部組織体制

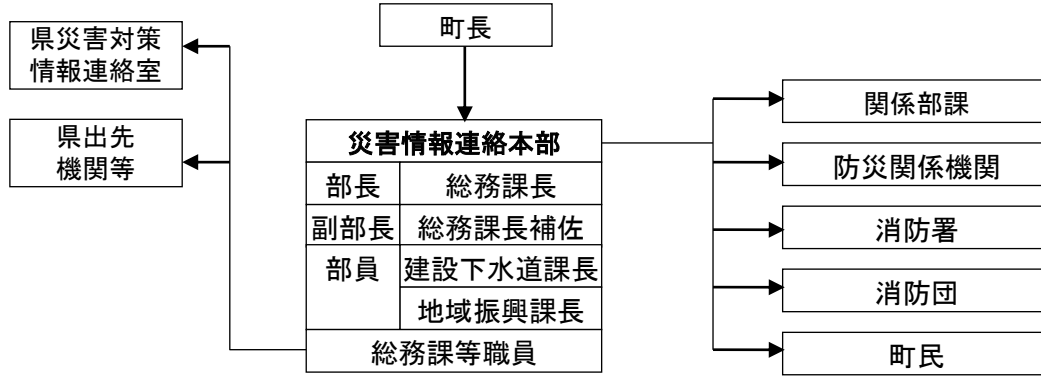


≪災害対策本部役員≫

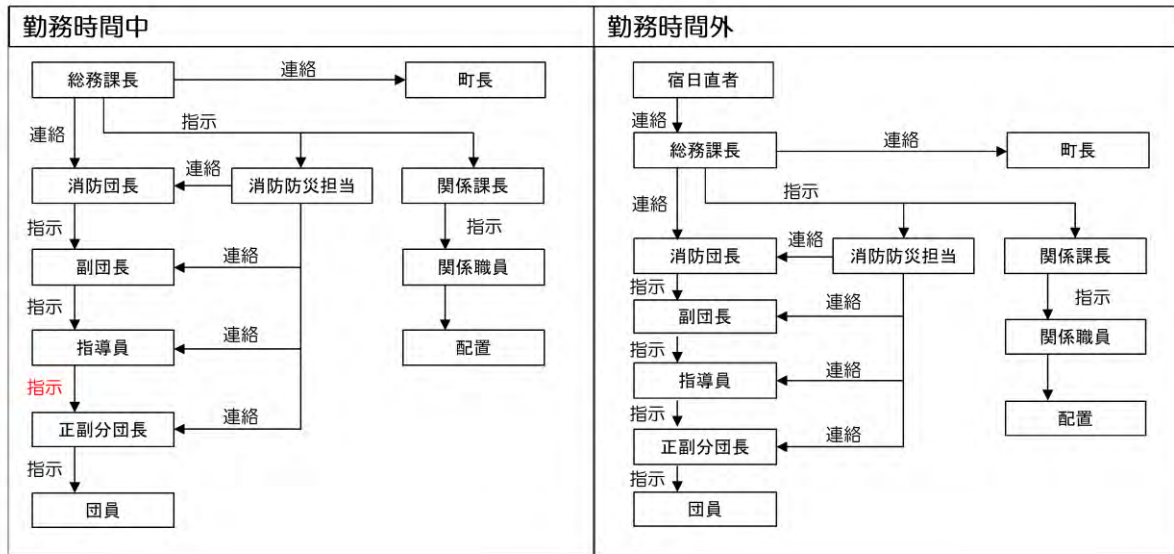
役職	所属
本部長	町長
副本部長	副町長 教育長
対策部長	総務課長
副対策部長	総務課長補佐
部員	企画財政課長 税務課長 町民課長 福祉課長 建設下水道課長 農業振興課長 農地課長兼農業委員会事務局長 地域振興課長 生涯学習課長 学校教育課長 会計管理者兼出納室長 議会事務局長 八代広域消防本部消防長

資料- 54 災害情報連絡本部（警戒態勢時）における組織

※災害情報連絡本部は次の組織により、相互間の連携を図り情報の収集・伝達を行う。



資料- 55 勤務時間中及び勤務時間外の動員に関する伝達系統図



資料- 56 災害対策本部長の代行順位（本部長、副本部長（副町長、教育長）が不在時）

代行順位	役職
第1位	総務課長
第2位	総務課長補佐
第3位	消防防災担当者
第4位	

資料編 第3部 災害応急対策

資料-57 第1回災害対策本部会議における協議・決定事項（例）

1. 被害状況の把握に関すること	<input type="checkbox"/> 災害（地震等）の概要確認
	<input type="checkbox"/> 被害状況の確認
	<input type="checkbox"/> 被害予測結果（県内震度4以上の地震）の確認
2. 災害応急対策の基本方針に関すること	<input type="checkbox"/> 人命救助対策（救助要員の必要推計／消防・警察・自衛隊への応援要請等）
	<input type="checkbox"/> 火災消火対策（消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼等）
	<input type="checkbox"/> 負傷者応急救護対策（医療スタッフ及び救護体制の必要推計／医薬品の必要推計／救急隊の必要推計／関係機関への要請等）
	<input type="checkbox"/> 被災者支援対策（非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等のあっせん手配等）
	<input type="checkbox"/> 死者対策（棺及びドライアイスの数量の推計／火葬場の確保等）
	<input type="checkbox"/> 二次災害防止対策（余震対策も含めた危険個所のチェック／建物応急危険度判定士の必要推計等）
	<input type="checkbox"/> 輸送対策（道路等の被害状況確認／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルート確保／関係機関への協力要請等）
	<input type="checkbox"/> ライフライン対策（ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）
3. 動員配備体制に関すること	<input type="checkbox"/> 職員参集状況の確認
4. 各部・各課間の調整事項に関すること	<input type="checkbox"/> 各部・各課による協議・決定についての指示
5. 避難指示等警戒区域の設定に関すること	<input type="checkbox"/> 記者会見及び町民向けの原稿作成及び緊急放送の実施（防災行政無線の活用）
6. 自衛隊災害派遣要請に関すること	<input type="checkbox"/> 自衛隊への派遣（準備）要請
7. 他市町への応援要請に関すること	<input type="checkbox"/> 県、近隣市町、関係機関等からの要請内容の確認
8. 県及び関係機関との連絡調整に関すること	<input type="checkbox"/> 関係機関への連絡についての指示
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部及び県内市町村の設置状況の確認
	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部、県内市町村への地震発生及び災害対策本部設置の報告についての指示
	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の派遣要請
9. 災害救助法適用要請に関すること	<input type="checkbox"/> 災害救助法の適用について
10. 激甚災害の指定の要請に関すること	<input type="checkbox"/> 適用措置にあわせた被害額の調査に関すること
11. その他災害応急対策の実施及び調整に関すること	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議までの対応についての指示
	<input type="checkbox"/> 第2回災害対策本部会議の開催予定

資料- 58 災害対策本部会議資料項目例

1. 被害等状況の要点

(1) 地震・高潮・気象の要点

余震の状況・見通し

高潮

天候（雨、台風の動き）

水位・潮位（満潮及び干潮時刻）

(2) 被害状況の要点

①人的被害（死傷者）

②建物等被害

③火災状況・消火活動

④救出活動

⑤医療・福祉

⑥避難（避難指示等、避難所）

⑦交通（道路、鉄道）

⑧ライフライン

2. 対応状況の要点

現状の課題、現状の対応方針

3. 関係機関、県・応援市町村の対応状況

(1) 関係機関の対応状況

機関名：現状、現状の課題、現状の対応方針

(2) 県・応援市町村の対応状況

4. 今後に予測される課題と対応方針

発災〇日間に予測される重要な課題（今後に予測される課題、今後の対応方針）

資料- 59 気象庁が発表する警報・注意報の基準

1. 特別警報発表基準

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合、大津波警報を特別警報に位置付ける	
地震	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合、緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置付ける	

2. 警報発表基準

種類			発表基準	
警報	一般の利用に適合する警報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s、海上で20m/s以上になると予想される場合。
			暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い平均風速が陸上で20m/s、海上で20m/s以上になると予想される場合。
			大雨警報	大雨によって重大な土砂災害や浸水害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表する。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。 (浸水害) 表面雨量指数基準 20 以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準 269 以上
			大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。12時間の降雪の深さが、平地で10cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合。
		地面現象警報 ※1	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
			高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が4.2m以上になると予想される場合。

種類		発表基準		
警報	一般の利用に適合する警報	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。有義波高が2.5m以上になると予想される場合。	
		浸水警報 ※1	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		津波警報	大津波	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 【数値での発表（津波の高さの予想の区分）】 ・10m超(10m<予想される津波の最大波の高さ) ・10m(5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m) ・5m(3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m) 【巨大地震の場合の表現】巨大
			津波	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 【数値での発表（津波の高さの予想の区分）】 ・3m(1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m) 【巨大地震の場合の表現】高い
		洪水警報	洪水によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (流域雨量指数基準) 八間川流域 8.3以上、砂川流域 14.9以上、氷川流域 34以上	
		地震警報	緊急地震速報（警報）（震度5弱以上又は最大長周期地震動階級が3以上）を警報と位置付ける。	
	水防活動の利用に適合するもの	気象警報 ※2	一般の利用に適合する大雨特別警報又は大雨警報と同じ	
		高潮警報 ※2	一般の利用に適合する高潮特別警報又は高潮警報と同じ	
		洪水警報 ※2	一般の利用に適合する洪水警報と同じ	
		津波警報 ※2	一般の利用に適合する津波特別警報又は津波警報と同じ	

※1 警報の標題を出さずに、気象警報に含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する警報は一般の利用に適合する警報をもって代える。

3. 注意報発表基準

種類		発表基準	
注意報	一般の 利用に 適合す る注意 報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風速が陸上では10m/s、海上で10m/s以上になると予想される場合。
		強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で10m/s、海上で10m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (表面雨量指数基準) 9以上 (土壌雨量指数基準) 164以上
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。12時間の降雪の深さが平地で3cm以上、山地で5cm以上になると予想される場合。
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関に著しい障害が起こると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度65%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。
		なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 積雪の深さが100cm以上あり、気温が3℃以上の好天、又は低気圧等による降雨、若しくは降雪の深さ30cm以上が予想される場合。
		着雪注意報	着雪によって被害が起こるおそれがある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 大雪警報・注意報の条件下で気温が-2℃～2℃と予想される場合。
		霜注意報	11月20日までの最低気温3℃以下の早霜、3月20日以降最低気温3℃以下の晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こると予想される場合又は冬季の水道管の凍結・破裂による著しい被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (夏期) 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 (冬期) 平地で最低気温が-5℃以下
		着氷注意報	着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起こるおそれがある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 大雪警報・注意報の条件下で気温が-2℃～2℃と予想される場合。

種類		発表基準	
注意報	一般の利用に適合する注意報	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 【数値での発表（津波の高さの予想の区分）】 ・1m(0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m) 【巨大地震の場合の表現】表記しない
		地面現象注意報 ※1	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって被害が予想される場合。
		高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって、被害が予想される場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が2.5mの高さ以上になると予想される場合。
		波浪注意報	風浪、うねり等によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。有義波高が1.5m以上になると予想される場合。
		浸水注意報 ※1	浸水によって被害が予想される場合。
		洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 (流域雨量指数基準) 八間川流域 6.6以上、砂川流域 11.9以上、氷川流域 27.2以上 (複合基準) 八間川流域 表面雨量指数8以上、流域雨量指数6.6以上
	水防活動の利用に適合するもの	気象注意報 ※2	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
		高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ
		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
		津波注意報	一般の利用に適合する津波注意報と同じ

※1 注意報の標題を出さずに、気象注意報を含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する注意報は一般の利用に適合する注意報をもって代える。

4. 記録的短時間大雨情報基準

種類	発表基準
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、又は解析した場合、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 (1時間雨量) 110 mm以上

5. 火災警報基準

- (1) 消防法の規定により、県知事から火災気象通報を受けたとき。
- (2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき。

※熊本地方気象台は、次の気象条件になったとき、又はなると予想されるとき、消防法第22条第1項に基づき、知事に火災気象通報を行う。

- ①実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下、若しくは平均風速10m/s以上の風が吹くと予想されるとき。(熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一)
- ②平均風速10m/s以上の風が吹くと予想され、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

資料-60 気象庁が発表する地震・津波に関する情報の内容

1. 地震に関する情報の内容

情報の種類		情報の内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上が観測された地域名と地震の揺れの検知時刻を発表する。
	震源に関する情報	震度速報を発表した地震で津波警報又は注意報が発表されていない場合、震源要素(※1) やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の付加文あり。
	震源・震度に関する情報	震度3以上あるいは震度2以下でも津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、震源要素やその規模(マグニチュード)と震度3以上が観測された地域の震度を発表するほか、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない市町村を発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上が観測された地震について、震源要素やその規模(マグニチュード)と震度1以上が観測された地点を発表ほか、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 また、地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表する。
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、震源要素やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表し、日本や国外への津波の影響に関しても発表する。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。

※1 震源要素：震源の経緯及び緯度並びに地表からの深さ

2. 津波に関する情報の内容

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区(有明・八代海)に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表する。 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波観測点(※1)における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。また、津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあり、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険であるため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位(有明・八代海)で発表する。
その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。

※1 津波観測点

津波観測点名称	所在地
八代港（国交省港湾局）	熊本県八代市港町
熊本港（国交省港湾局）	熊本県熊本市西区新港
天草市本渡港（国交省港湾局）	熊本県天草市東町
嶺北町都呂々（気象庁）	天草郡苓北町都呂々（都呂々港）

資料- 61 県が発表する情報の内容

1. 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき県と熊本地方気象台が共同で発表する。

県と熊本地方気象台は、大雨警報（土砂災害）又は大雨特別警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村単位で発表する。

2. 土砂災害危険度情報

土石災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足する情報である。

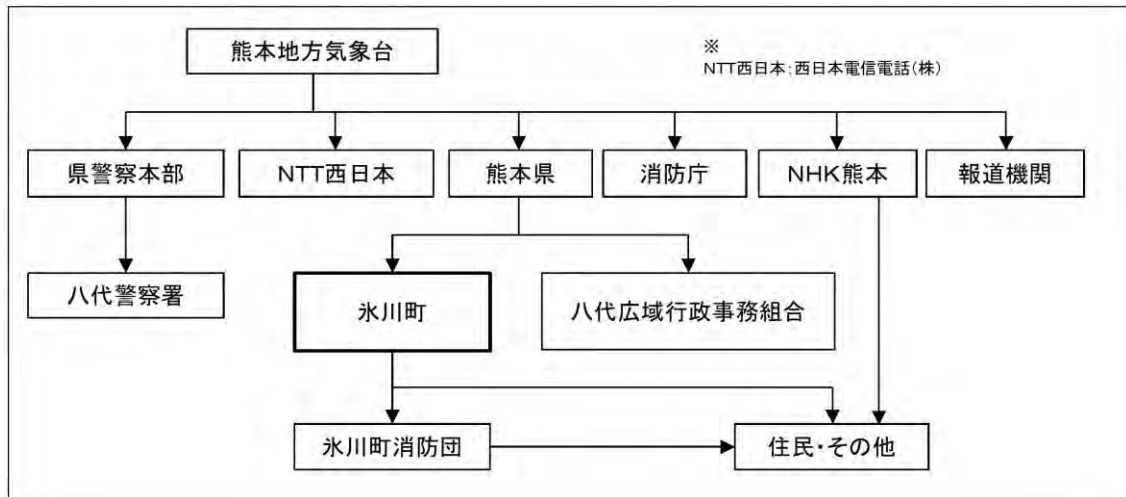
3. 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発表するものである。

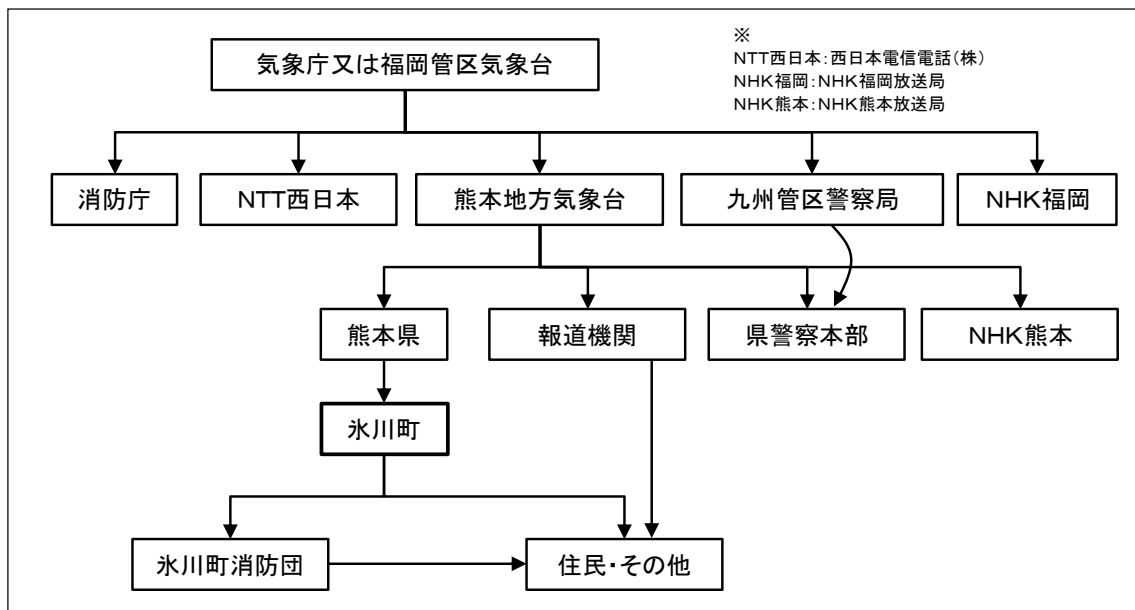
資料-62 予警報の伝達経路

1. 気象台等から本町までの伝達経路

(1) 気象警報等



(2) 津波警報等

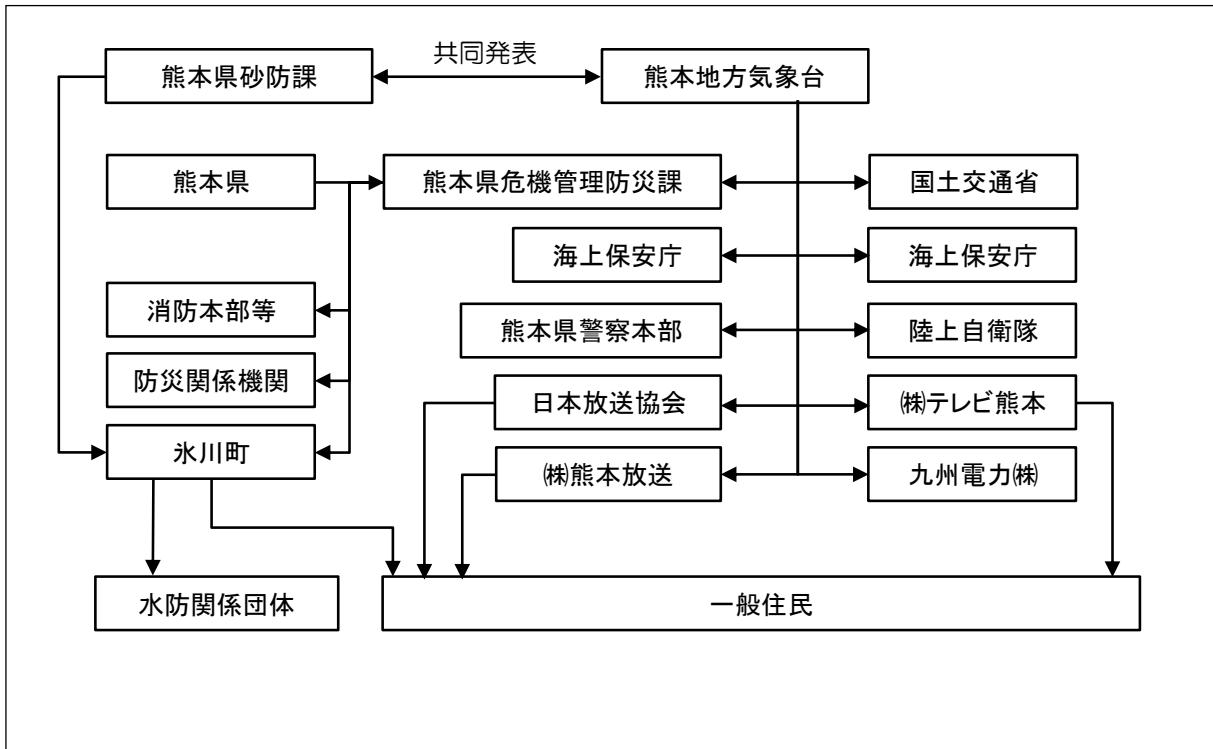


※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行例第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

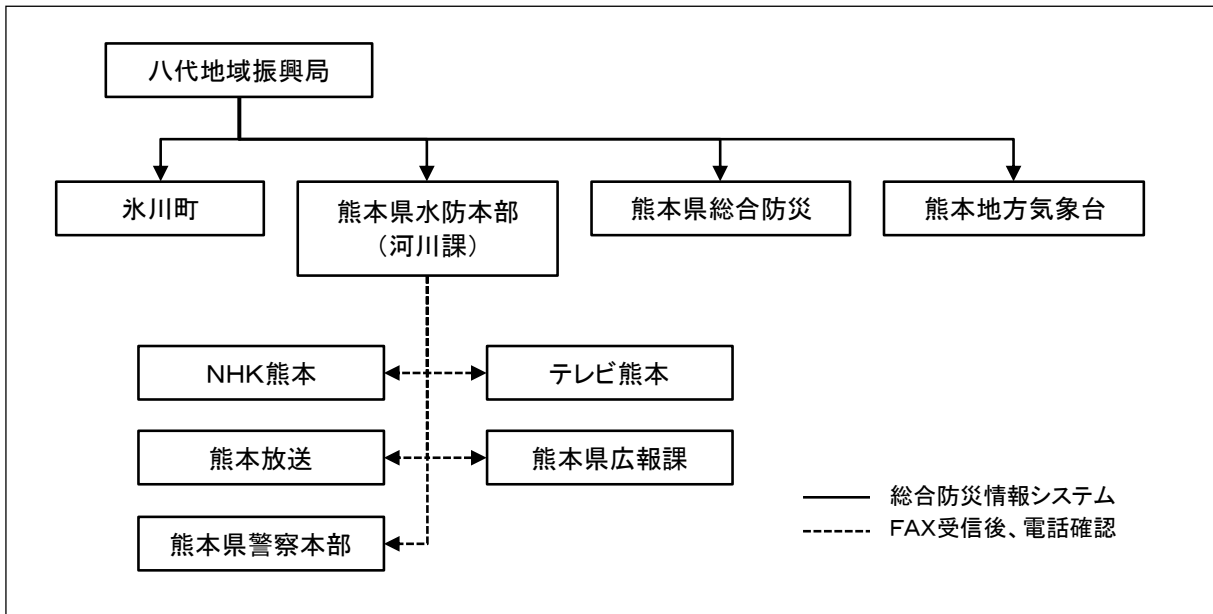
※二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※点線の経路は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

(3) 土砂災害警戒情報



(4) 水位情報



資料編 第3部 災害応急対策

2. 町における伝達経路

(1) 気象警報等（土砂災害警戒情報を含む）

① 総合防災情報システム（熊本県防災情報共有システム）

熊本地方気象台→熊本県→消防本部、氷川町

② 熊本県メール配信サービス（熊本県防災情報共有システム）

熊本地方気象台→熊本県→職員、住民

1. 全国瞬時警報システム（防災行政無線、庁内放送）

熊本地方気象台→消防庁→氷川町→職員、住民

※学校等の公共施設には防災行政無線（移動系）、防災行政無線（同報系）戸別受信機を通じ、伝達

※市庁舎内放送は防災行政無線（移動系）と連動

(2) 津波警報等

① 総合防災情報システム（熊本県防災情報共有システム）

熊本地方気象台→熊本県→消防本部、氷川町

② 熊本県メール配信サービス（熊本県防災情報共有システム）

熊本地方気象台→熊本県→職員、住民

③ 全国瞬時警報システム（防災行政無線、庁内放送）

熊本地方気象台→消防庁→氷川町→職員、住民

※学校等の公共施設には防災行政無線（移動系）、防災行政無線（同報系）戸別受信機を通じ、伝達

※町庁舎内放送は防災行政無線（移動系）と連動

④ エリアメール・緊急速報メール（携帯電話）（熊本県防災情報共有システム）※気象庁、熊本県

気象庁→携帯電話事業者→職員、住民

※気象庁発信によるエリアメール・緊急速報メールは自動（大津波警報、津波警報）

※熊本県発信によるエリアメール、緊急連絡メールは手動（大津波警報、津波警報、津波注意報）

(3) 水位情報

① 総合防災情報システム（熊本県防災情報共有システム）

熊本県→消防本部、氷川町

② 熊本県メール配信サービス

熊本県→職員、住民

(4) 八代広域行政事務組合 火災情報

八代広域行政事務組合指令課→職員、住民

資料- 63 現象ごとの住民への周知メッセージ内容

現象	対象地域	メッセージ内容
地震発生のおそれ (震度4以上)	全地域	大地震(おおじしん)です。大地震です。注意してください。こちらは防災氷川町役場です。
緊急地震速報の誤報	全地域	先ほどの地震速報は誤報です。こちらは防災氷川町役場です。
大津波警報 (東日本大震災クラス)	全地域	大津波警報。大津波警報。東日本大震災クラスの津波が来ます。ただちに高台に避難してください。こちらは防災氷川町役場です。
大津波警報 (東日本大震災クラス以外)	全地域	大津波警報。大津波警報。ただちに高台に避難してください。こちらは防災氷川町役場です。
津波警報	全地域	津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。こちらは防災氷川町役場です。
津波注意報	全地域(昼間) 沿岸部(夜間)	津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。こちらは防災氷川町役場です。
気象警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪、洪水)	全地域	こちらは防災氷川町役場です。当地域に【発表された気象警報】警報が発表されました。今後も気象情報に注意して下さい。
特別警報(大雨単独)	全地域	こちらは防災氷川町役場です。当地域に大雨特別警報が発表されました。周囲の状況を見て、避難行動をとってください。
特別警報(大雨単独以外)	全地域	こちらは防災氷川町役場です。当地域に気象の特別警報が発表されました。周囲状況を見て、避難行動をとってください。
土砂災害警戒情報	全地域	こちらは防災氷川町役場です。土砂災害警戒情報が発表されました。注意してください。

資料編 第3部 災害応急対策

資料- 64 各段階で収集する情報の種類

1. 第1次情報（被害規模を早期把握のために収集する情報）

項目	収集内容	担当課	関係課
概括的被害情報（※1）	現地調査 ・各地区単位で調査 ・土砂災害等の危険箇所	総務課	建設下水道課
	自治会、自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる。 （連絡が取れない場合は要注意）	総務課 地域振興課	
	出勤途上の情報 ・勤務時間外の場合	総務課	各課
	県、防災関係機関によるヘリコプターによる目視、撮影等	総務課	
ライフラインの被害の範囲（※2）	上水道	町民課	
	電話（NTT 西日本）	総務課	
	携帯電話（携帯電話事業者）	総務課	
	電力（九州電力）	総務課	
医療機関に来ている負傷者の状況	民間医療機関（熊本県医師会、八代郡医師会）	福祉課	
119番、110番等通報の状況	119番通報（消防本部）	総務課	
	110番通報（八代警察署）	総務課	
	町役場への町民通報	総務課	
その他	各避難所の避難者の状況	総務課	
	所管施設・設備の損壊状況	各課	
	開始した応急対策の内容	各課	
	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各課	
集約	すべての情報のとりまとめ	総務課	企画財政課

※1 人命危険の有無及び人的被害の発生状況、火災・土砂災害等の二次災害の発生状況や危険性、避難の必要の有無及び避難の状況、町民の動向、道路交通の状況（通行可否等）

※2 施設の被害状況、供給等の停止状況

2. 第2次情報（二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断のために収集する情報）

項目	収集内容	担当課	関係課
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務課	福祉課
	負傷者の状況	総務課	福祉課
住家被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建物応急危険度判定調査(2~3日後)	総務課	建設下水道課
	全焼、半焼等の状況	総務課	
	津波による浸水の状況	総務課	
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、港湾等の状況	建設下水道課	
	急傾斜地、宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査(至急) ・応急危険度判定調査(2~3日後)	建設下水道課	
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関(各社) ・道路交通(警察)	総務課	建設下水道課
	ライフライン施設の状況 ・上水道、下水道 ・電話、電気(各社)等	町民課 建設下水道課	
その他	救急救助活動の状況	総務課	
	医療活動の状況	福祉課	
	応急給水の状況	町民課	
	出火の状況	総務課	
	津波の発生、浸水の状況	総務課	
	社会的混乱の発生状況	総務課	
	避難所の状況	総務課	福祉課
	避難指示等、警戒区域設定の状況	総務課	
	非住家(公共建物等)の状況	各課	
	応急対策活動の状況等その他	各課	
集約	すべての情報のとりまとめ	総務課	企画財政課

資料編 第3部 災害応急対策

3. 第3次情報（詳細な状況把握のために収集する情報）

項目	収集内容	担当課	関係課
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務課	町民課
	負傷者の状況	総務課	町民課
住家被害	全壊、半壊等の状況	税務課	
	全焼、半焼等の状況	総務課	
	津波による浸水の状況	総務課	
非住家被害	公共建物等	税務課	
その他	田畑	農業振興課、 農地課	
	文教施設	学校教育課	生涯学習課
	病院	町民課・福祉課	
	道路	建設下水道課	
	橋梁	建設下水道課	
	河川	建設下水道課	
	港湾	建設下水道課	
	砂防	建設下水道課	
	上水道施設	町民課	
	清掃施設	町民課	
	がけ崩れ	建設下水道課	
	鉄道不通	総務課	
	船舶及び沿岸部の被害等	総務課	
	固定電話（NTT 西日本へ照会）	総務課	各課
	携帯電話（携帯電話事業者へ照会）	総務課	各課
電気（九州電力に照会）	総務課	各課	
り災者（り災証明）	り災世帯、り災者数	企画財政課	地域振興課
火災	火災発生（建物、危険物、その他）	総務課	
被害額	公立文教施設	学校教育課 生涯学習課	
	農林水産業施設	農地課 農業振興課	
	その他の公共施設	各課	
	農林畜水産被害、商工被害	農業振興課 地域振興課	
集約	すべての情報のとりまとめ	総務課	企画財政課

資料-65 消防庁への直接即報基準

火災等	1. 交通機関の火災 航空機火災 タンカー火災 船舶火災であって社会的影響度が高いもの トンネル内車両火災 列車火災
	2. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 (1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 (例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災 又は爆発事故 (2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	3. 危険物等に係る事故 (2の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。) ① 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5名以上発生したもの 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	4. 原子力災害等 (1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの (2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物資等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの (3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	5. ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	6. 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)
救急・救助事故	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

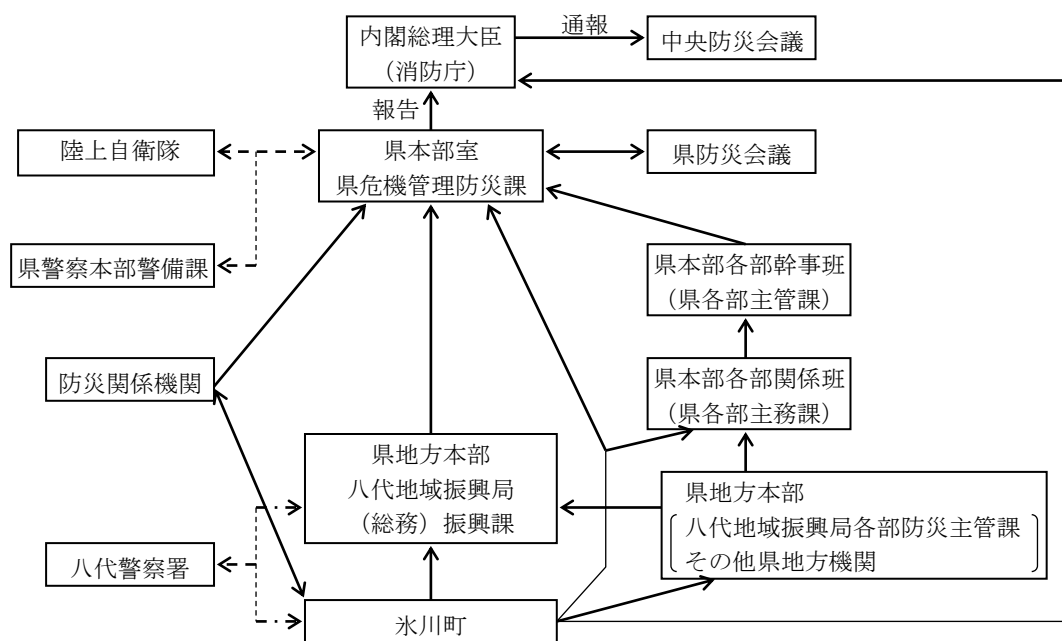
<p>武力攻撃災害</p>	<p>武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>(2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p>
<p>災害</p>	<p>1. 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）</p> <p>2. 津波、風水害、火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの</p>

資料-66 熊本県への被害状況等の報告系統・報告先

1. 災害即報系統図

災害即報は、災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。市は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、県・国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

なお、直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合には、第1報を県に加え、消防庁に対しても報告をする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行う。消防庁へ直接即報する基準は資料-65のとおりである。



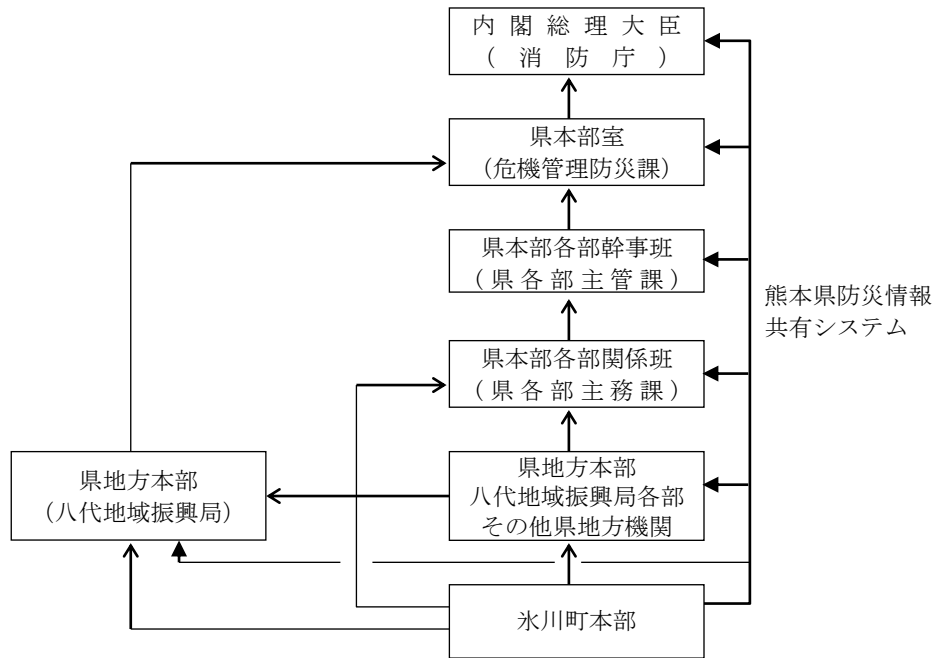
※本部が設置されない場合も上図に準じる。

※点線は、連絡調整をする関係機関である。

※町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

2. 被害状況報告系統図

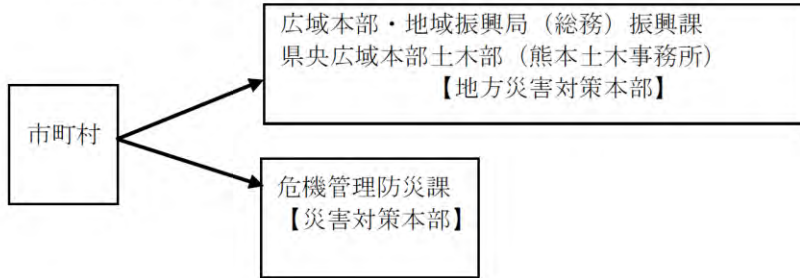
被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。



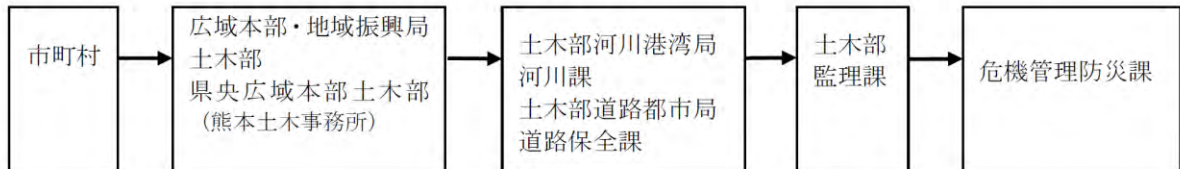
※本部が設置されない場合も上図に準じる。

3. 被害種別の報告先（県の関係部局）

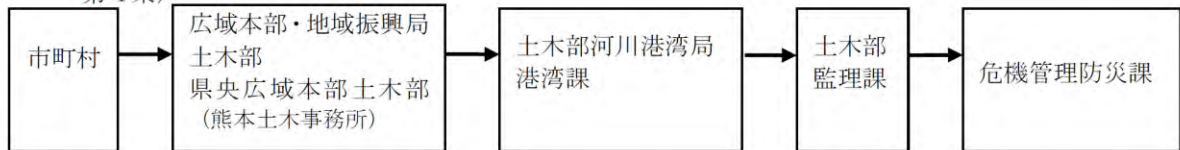
- (1) 災害情報、被害状況報告(速報) (様式第2号)、被害状況報告(確定) (様式第2号)、住民避難等報告 (様式第4号)



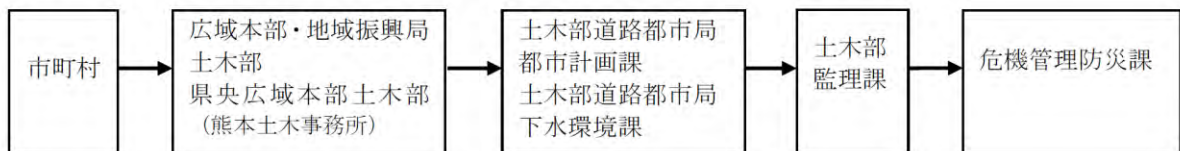
- (2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋梁)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



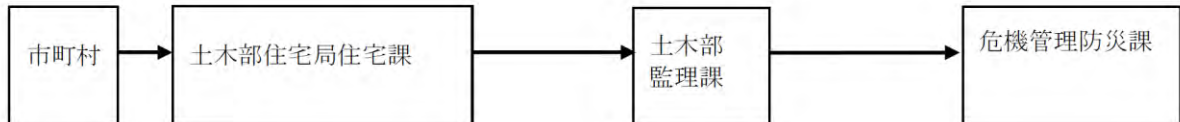
- (3) 港湾関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



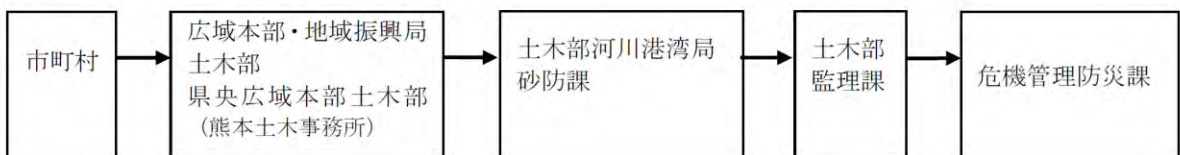
- (4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



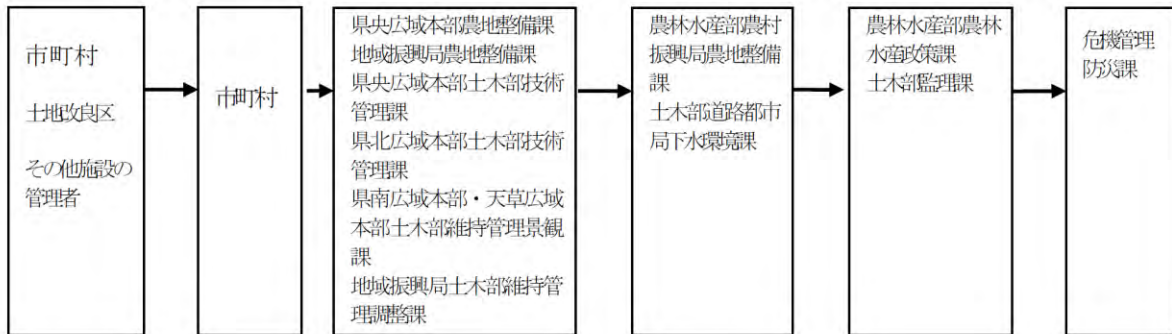
- (5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



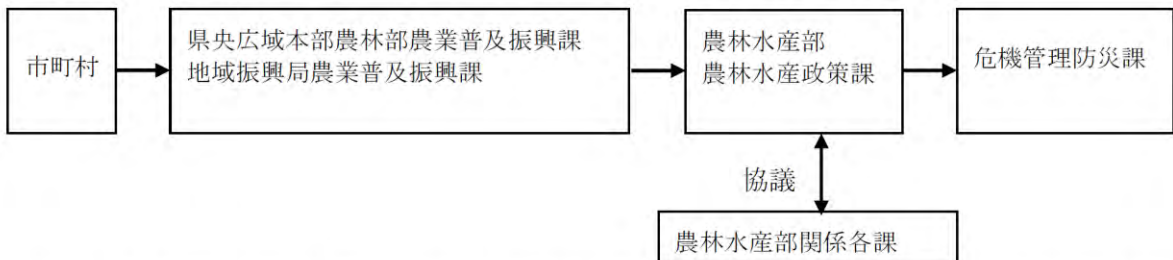
- (6) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



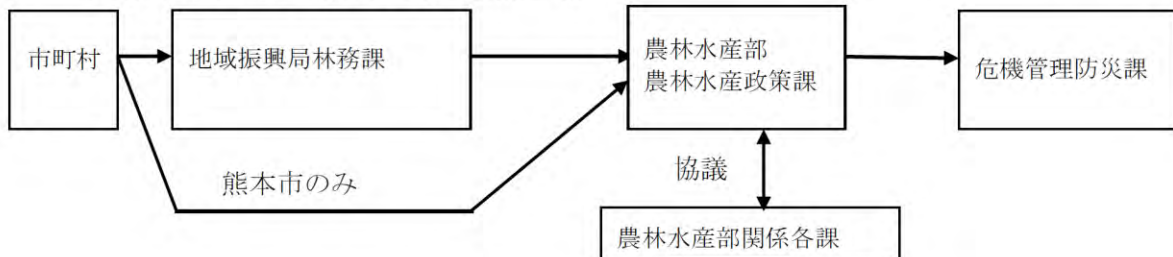
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



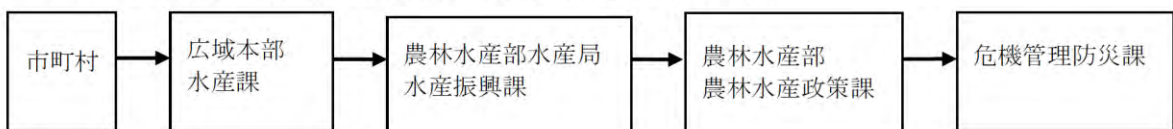
(8) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



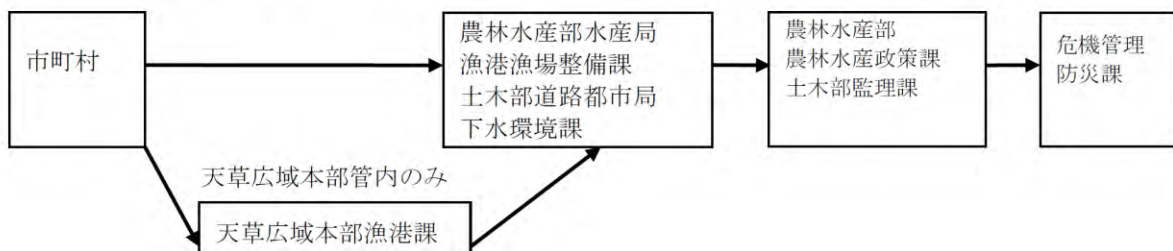
(9) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



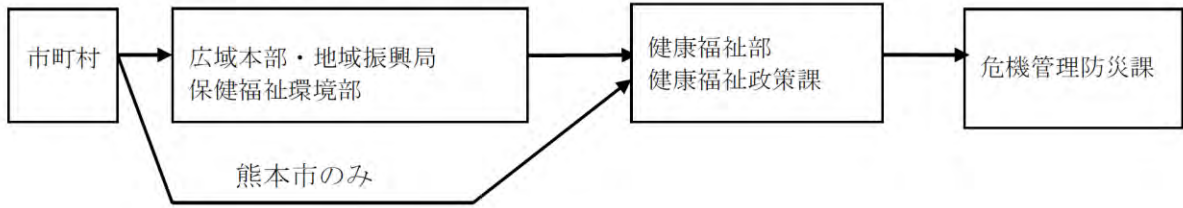
(10) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領）



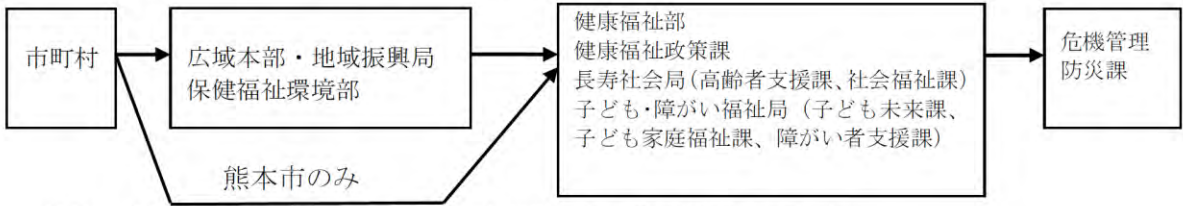
(11) 漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条）



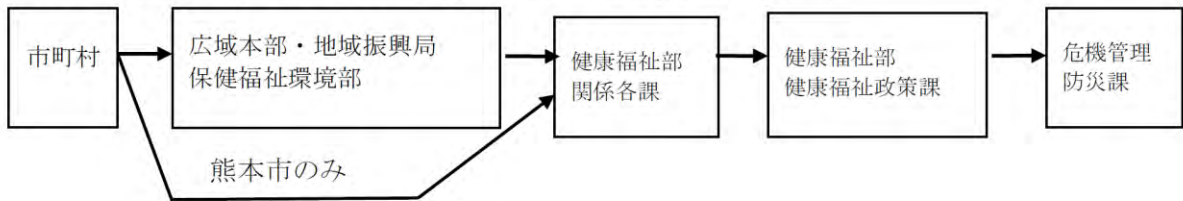
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施」）



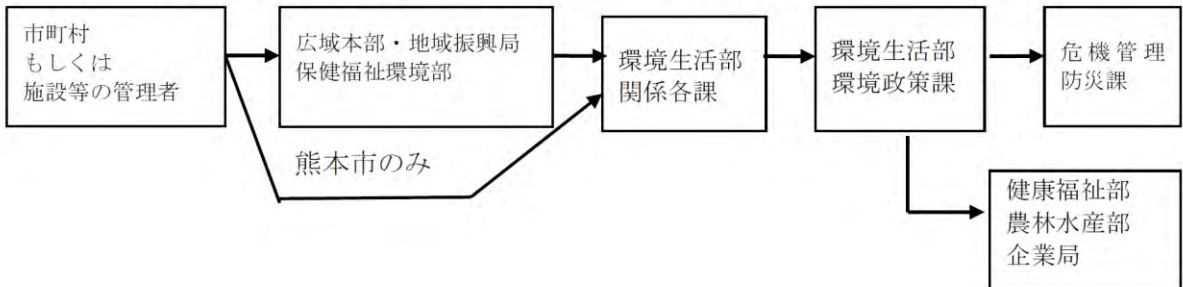
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



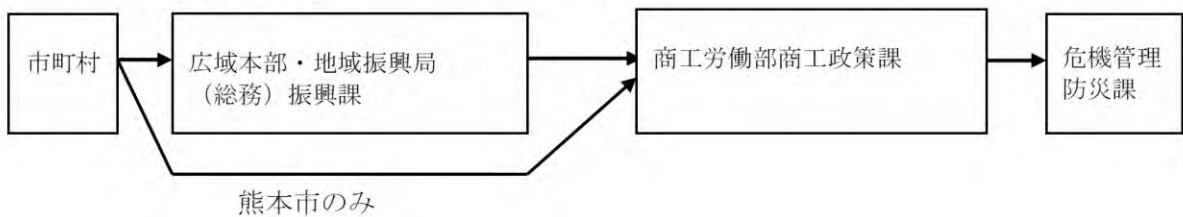
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



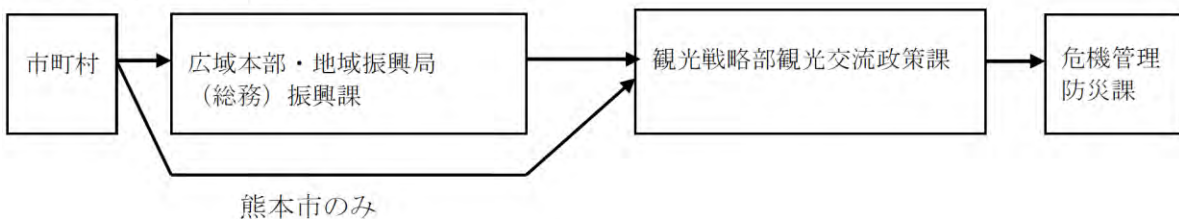
(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



(16) 商工関係被害報告

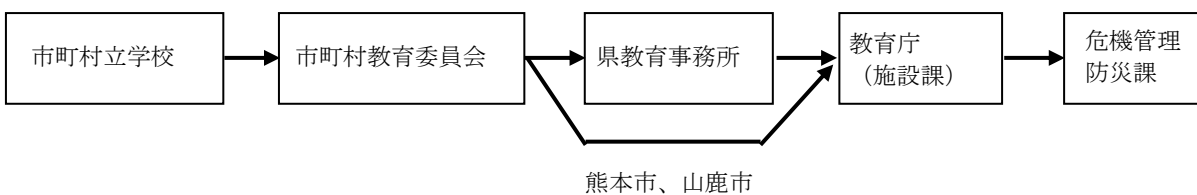


(17) 観光関係被害報告

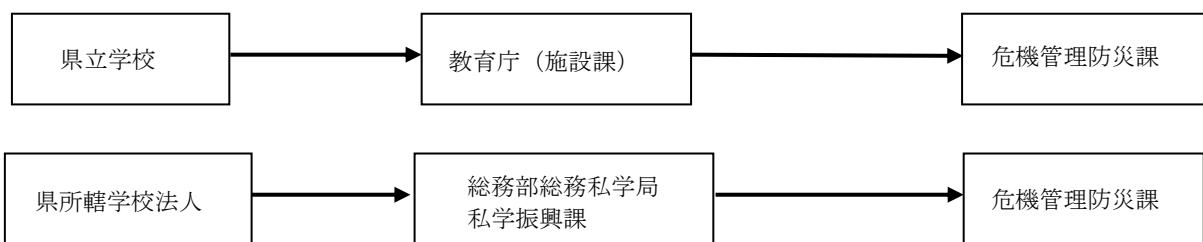


資料編 第3部 災害応急対策

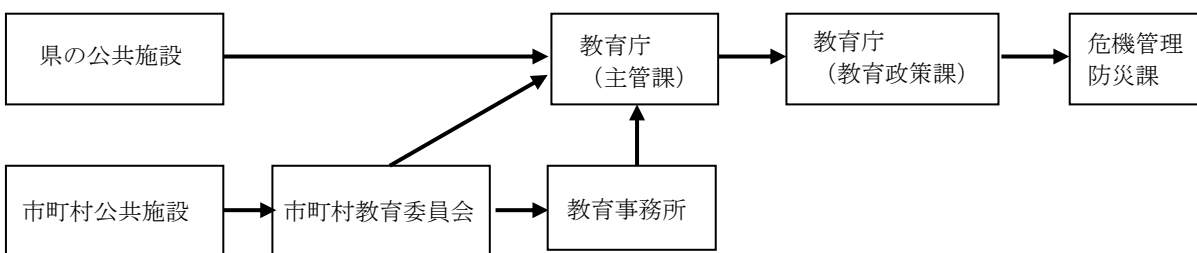
(18) 公立学校施設関係被害報告（文部省監理局長通知「公立学校施設災害復旧事業費国庫負担事業の事務手続き等について」）



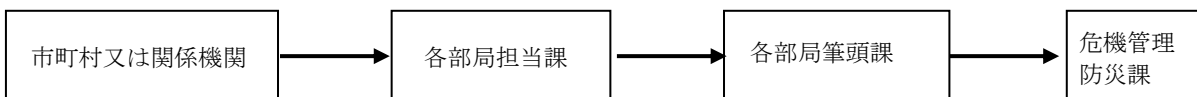
(19) 私立学校関係被害報告（文部省監理局長通知「私立学校の被害状況報告について」）



(20) 県（地方機関を含む）、市町村の教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(21) その他の被害報告



資料- 67 災害優先電話

【災害時優先電話とは】NTT 西日本熊本支店資料抜粋

災害時優先電話とは、

地震・津波・集中豪雨・台風・地滑り・火事などにより大きな災害が発生すると被災地への安否の確認やお見舞いの電話が殺到し、電話がかかりにくくなります。こんな時でも、災害時の救援や復旧などの重要な連絡に必要な通信を確保するため、法律（電気通信事業法）に基づきNTT西日本は、あらかじめ災害時優先電話を指定します。

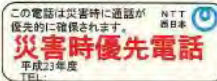
この電話からは、通信設備に被害がない限り、災害時も優先的に電話の発信ができます。

使い方① 災害時優先電話は、
発信用としてご利用ください

災害時優先電話は、災害時に通話等の発信が、優先的に利用できる回線です。災害時における重要連絡に発信用電話としてお使いください。

使い方② 「災害時優先電話」のシールを
電話機に貼ってください

いざという時に、どの電話機が災害時優先電話であるかどなたにでもわかるようにしてください。

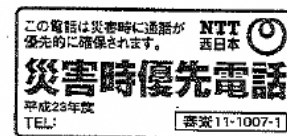


ここにご注意 PBX・ビジネスホンをご利用のお客様へ

PBX・ビジネスホンをご利用の場合、機種や回線割付の設定によっては、いざという時に災害時優先電話回線を特定して発信できないことがあります。予め販売店等に災害時優先電話を特定して発信する方法をご確認ください。

さらに有効 ホットラインも、あわせてご利用ください

いざという時のために、重要な出先機関とのホットライン（専用線）を結んでおくことも、あわせてご確認ください。専用線では、お客様が指定された特定区間を直通回線で結ぶため、一般通話のような「話中」がありません。災害時において、有効な力を発揮します。



NTT西日本熊本支店

【優先電話一覧】

NTT西日本

氷川町様 災害時無線電話一覧表

2011.9月現在

NO	電話番号	施設名等	設置住所
1	0965-52-5861	氷川町役場町民課	熊本県八代郡氷川町島地642
2	0965-52-5856	氷川町役場建設下水道課	熊本県八代郡氷川町島地642
3	0965-62-2311	氷川町役場地域振興課	熊本県八代郡氷川町島地642
4	0965-62-2312	氷川町役場地域振興課	熊本県八代郡氷川町島地642
5	0965-62-2516	氷川町公民館	熊本県八代郡氷川町宮原690-2
6	0965-62-2147	氷川町立宮原小学校	熊本県八代郡氷川町今762
7	0965-52-0268	氷川町立竜北西部小学校	熊本県八代郡氷川町鹿島746
8	0965-62-3800	氷川町立竜北東小学校	熊本県八代郡氷川町野津2336
9	0965-62-2525	氷川町立氷川中学校	熊本県八代郡氷川町今39
10	0965-52-1504	氷川町立竜北中学校	熊本県八代郡氷川町島地665
11	0965-62-2232	氷川町立常葉保育所	熊本県八代郡氷川町宮原823
12	0965-62-2021	氷川商工会館	熊本県八代郡氷川町宮原栄久100-2

資料編 第3部 災害応急対策

資料- 68 記者発表の項目例

災害対策本部は、必要に応じ報道機関に対して町民を保護するための情報や被害状況等について発表する。記者発表の項目例を以下に示す。

<ul style="list-style-type: none"> ○災害の種別 ○人的被害状況 ○家屋等被害状況 ○火災状況・消火活動の状況 ○救出活動の状況 ○医療・福祉施設の被害、対応状況 ○避難指示等の発令状況 ○避難所の収容状況 ○交通施設の被害、対応状況（道路、鉄道、バス、港湾） ○ライフライン施設の被害、対応状況（電気、水道、ガス、固定電話、携帯電話） ○二次災害等その他の情報 ○災害対策本部の設置又は廃止

資料- 69 広報すべき情報項目

1. 緊急情報

情報種別	情報内容
(1) 緊急情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 地震・津波情報（観測情報と今後の見通し） ② 災害の発生状況と応急対策の状況 ③ 二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性） ④ 避難指示等の情報 ⑤ 町民の安否情報 ⑥ 救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況） ⑦ 緊急道路・交通規制情報 ⑧ 町民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用制約、ガスの安全使用等）

2. 避難後の情報

情報種別	情報内容
(1) 生活情報	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話等の被害状況と復旧見込み情報） ② 食料・物資等供給情報 ③ 生活情報（風呂、店舗等開業状況） ④ 鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤ 道路情報 ⑥ 医療機関の活動情報等
(2) 復旧情報	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン（電気・ガス・水道）の復旧情報 ② 交通機関復旧情報等
(3) 避難所情報、復興情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ② 各種相談窓口の開設情報等 ③ 災証明書発行情報 ④ 税・手数料等の減免措置の状況 ⑤ 災害援護金等の融資情報等

資料- 70 氷川町の有する広報の手段

1. 記者発表

投げ込み様式（FAX 様式等）を添付する。

2. 氷川町ホームページからの発表

入力方法を添付する。

3. メールマガジン

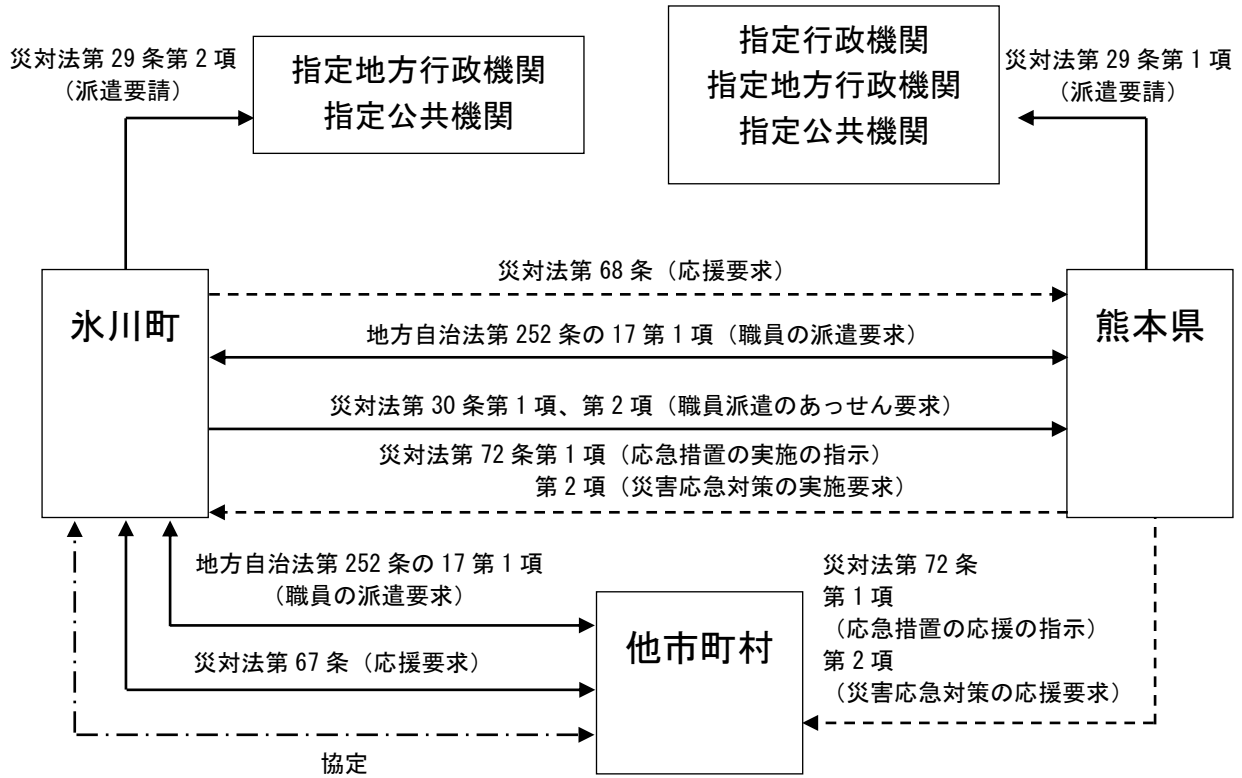
登録者への配信の意味では効果的なツールである。

4. SNS

町長の日記など、町民に身近な目線で情報発信を行えるのと同時に、緊急時においても認知度が高ければ、町長の声がユーザに届きやすいため、効果的なツールとして活用することが期待できる。

資料- 71 法律等に基づく応援協力の要請系統

法律等に基づく応援協力の要請系統は次の図のとおりである。



- · · · → 全般的な相互応援協力要請（協定）
- > 応急措置、災害応急対策の応援要求、指示
- > 職員の派遣要請、派遣のあっせん要求

※県（知事）に職員のアッセンを要求する対象
 災害応急対策法第30条第1項
 : 指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関
 災害応急対策法第30条第2項
 : 他の地方公共団体、特定地方公共機関
 (災害応急対策法：災害対策基本法)

資料-72 応援協力要請に必要な事項

(旧計画本文より抜粋；1/2)

1. 関係機関との相互連絡

(1) 県との関係(要請)

町は、災害応急対策または災害復旧のために必要があると認める場合は、県に対し、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策に万全を期するものとする。

なお、当該要請または斡旋にあたっては、次の事項を明示するものとする。

①派遣を要請する(斡旋を求める)理由、②職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間、④派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤その他職員の派遣について必要な事項、⑥県への応援要請事項	備考
--	----

町長は、必要に応じて知事に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治体法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を申請し、以下を明記するものとする。

要請に必要な事項	備考
ア) 災害の状況 イ) 応援(応急処置の実施)を要請する理由 ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 エ) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 オ) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急処置) カ) その他必要な事項	災害対策基本法第68条 地方自治体法第252条の17

※緊急を要するときは、電話による派遣要請を行い、後に文書により手続きを行う。

(2) 国との関係(要請)

町長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第29条第2項の規定に基づく職員の派遣を要請する。また、県知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第30条第1項の規定に基づく斡旋を求める。

また、町長は、必要に応じ、町長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について、県を通じて総務省に、又は対口支援団体(カウンターパート)に要請するものとする。

(3) 防災会議構成機関

大規模災害発生時には、単一の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障をきたす恐れがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立するとともに、災害時には適切な応援協力を図る。

2. 自衛隊の派遣要請

別途自衛隊災害派遣要請計画を参照

3. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定(平成15年7月23日締結)に基づき、応援を行うものとする。

なお、町は、町の区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。以下の応援を行うものとする。

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に被災市町村から要請のあった事項

4. 消防関係相互の応援要請等

(1) 熊本縣市町村消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行うものとする。応援の要請は、「熊本縣市町村消防相互応援協定」および「救急救助活動に関する消防相互応援協定」に基づき行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行うためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して、専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、町は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

5. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

6. 災害派遣職員の手当及び給与

(1) 災害派遣手当

(2) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

災害派遣手当は、災害対策基本法の第32条第1項の規定により支給する。

国からの派遣職員には災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288条)第18条の規定、県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第2項の規定によるものとする。

7. 応援の受け入れに関する措置

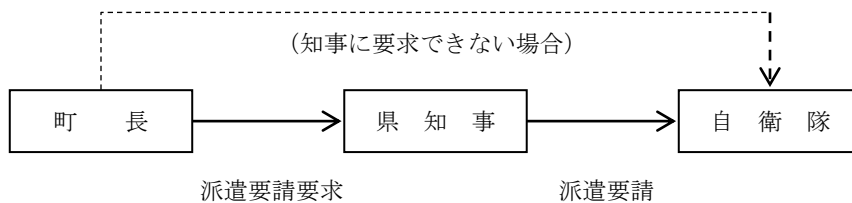
これらの定めるところにより、各防災関係機関が他の機関に対して応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努めるものとする。

資料-73 自衛隊派遣要請の系統図

自衛隊は災害対策基本法第68条の2に基づき、次の場合に部隊等を派遣する。

(自衛隊法第83条第1項)

1. 県知事等から要請があり事態やむを得ないと認める場合における要請に基づく部隊等の派遣(基本法第68条の2 第1項)
2. 通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合、町長等からの通知を受け、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合における自主的判断に基づく部隊等の派遣(基本法第68条の2 第2項)



要請先

陸上自衛隊西部方面特科連隊 第1大隊

〒594-0023 熊本市北区八景水谷2丁目17番1号第

TEL: 096-343-3141 (内線 3443, 3445, 3447, 3448)

資料編 第3部 災害応急対策

資料- 74 自衛隊の災害派遣活動範囲

活動範囲	主な活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
被災者・避難者の援助	避難者の誘導、輸送等
被災者・遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等
消火・消防活動	林野火災に対しての航空機による消火 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去 応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
医療・防疫 （応急医療救護・感染症対策）	被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策、除染車等による防疫 （薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
炊飯及び給水	炊飯及び給水の支援（給水車、水タンク車、水トレーラー車、炊事車）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
宿泊活動 入浴活動	天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置 公園及びグラウンド等の屋街における、応急風呂の開設
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

資料-75 自衛隊災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に対し、人命または財産の保護のため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期する。

1. 要請する災害

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命、身体または財産保護のため、必要な応急措置の実施が町だけでは不可能、もしくは困難であり、自衛隊の活動が必要であると認められるときに要請する。

2. 要請の手続き

自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書、又は口頭に寄り、八代地域振興局長を經由し、知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は、直接県知事公室長（危機管理防災課）に電話等により迅速な手段で行い、その後速やかに要請書を提出する。以下を明確にすること。

- (1) 災害の状況 被災(被災予想)地域／被災(被災予想)状況／被害(被害予想)状況(人命、財産等)／今後の見通し
- (2) 要請する理由 町の措置状況 / 自衛隊派遣を必要とする理由
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となる事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

3. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体および財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して活動を行う。活動範囲は、資料-74に記載する。

4. 連絡担当者

- (1) 町長は派部隊の派遣について通知を受けた時は、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

5. 派遣要請後の措置

町長は部隊の派遣を受けた時は、次の対応により部隊の作業を援助し、災害派遣要請の目的を達するよう努める。

- (1) 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元住民との連絡協調に努める。
- (2) 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- (3) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (4) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

6. 派遣部隊の撤収要請

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請（撤収時期及び理由）を行う。

7. 派遣に要する経費の負担

部隊の活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。

- (1) 部隊の連絡の為に宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- (2) 部隊が宿泊の為に要した宿泊施設の電気料金及び水道料金
- (3) 宿泊施設の汚物の処理料金
- (4) 活動のため現地で調達した資材等の費用
- (5) その他必要な事項については協議にて定める。

資料編 第3部 災害応急対策

資料-76 応急公用負担について

応急公用負担は災害対策基本法第59条、第64条第1項・第2項、第71条第1項、第78条、第82条、災害救助法第5条第1項・第3項、第9条第1項・第2項、消防法第29条第1項・第2項・第3項、水防法第28条に基づき行う。

(1)各種法令に基づく処分権者、処分の条件、範囲、補償等

■ 知事・関係機関等

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠条項
指定行政機関の長	救助を行うため特に必要があると認めるとき	救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。□	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。□	【災害救助法】 第5条 第1項 第3項
指定地方行政機関の長	災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。□		【災害対策基本法】 第78条 第82条
知事	救助を行うため特に必要があると認めるとき内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるとき	病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。□	その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	【災害救助法】 第9条 第1項 第2項
	当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき	施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。□	当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。	【災害対策基本法】 第71条 第1項 第82条

■ 市町村長等

処分権者	条件	範囲	補償等	根拠条項
市町村長 (警察署長) (管区海上保安部の事務所の長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。		【災害対策基本法】 第59条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき□	当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは取用することができる。□	当該処分に より通常生 ずべき損失 を補償する。	【災害対策基本法】 第64条 第1項 第82条
市町村長 (警察官) (自衛官) (海上保安官)	当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(「工作物等」)の除去その他必要な措置をとることができる。		【災害対策基本法】 第64条 第2項
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるとき□	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものたる土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		【消防法】 第29条 第1項
消防長 消防署長 (消防団長)	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものたる土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。		【消防法】 第29条 第2項
	消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるとき	消防法第29条第1項及び第2項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。□	損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。□	【消防法】 第29条 第3項
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のため緊急の必要があるとき□	水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。	時価によりその損失を補償しなければならない。	【水防法】 第28条

(2) 公用負担の変更及び取り消し

公用令書を交付した後、当該公用令書に関わる処分を変更し、又は取り消した時は公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

資料-2 いのちを守る

資料-77 高齢者等避難・避難指示の実施者及び内容

災害から住民の生命、身体を保護するための高齢者等避難、避難指示等の実施責任者は次の通り。災害応急対策の第一次責任者である町長を中心に相互に連携協調し、避難を迅速かつ安全に行うものとする。

指示権者 実施責任者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
町長 (本部長)	高齢者等避難	災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動（避難支援者は支援行動、その他は避難準備）に時間を要する者が、避難行動を開始する必要があると認められるとき、高齢者等避難の情報を提供	基本法 第56条第2項
	避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、または、危険の切迫度及び避難の状況等により、急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示することができる	災対法 第60条第1項
	緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	災対法 第60条第3項
警察官	避難指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる	災対法 第61条第1項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	避難指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる	災対法 第61条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	避難指示	洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示することができる	水防法 第29条
知事又はその命を受けた吏員	避難指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示することができる	地すべり等防止法 第25条
自衛官	避難指示	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法 第94条

※「高齢者等避難」

災対法第56条第2項を根拠として、市町村長は、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報を提供するなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとし、この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3「高齢者等避難」を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

※「避難指示」

災対法第60条第1項を根拠として、市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4「避難指示」を発令し、危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難をもとめることとなる。

※「避難指示」

災対法第60条第1項を根拠として、市町村長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル4「避難指示」を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難をもとめることとなる。

災対法第60条第3項を根拠規定として、市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル5「緊急安全確保」を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

資料-78 住民への伝達方法（高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準・伝達経路）

(1/3)

避難指示(緊急)等の伝達は最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施する。

災害により危険が急迫した場合に、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。その後、人命保護・災害拡大防止処置上必要があるときは、危険地域の居住者に対して「避難指示」または「緊急安全確保」を出す。電話回線の不通、停電等を想定したうえで、防災行政無線の非常用電源の点検整備、戸別受信機の電池交換等を行い、災害時に機能を果たすように維持管理しておくものとする。伝達に際しては、警戒レベルを明確にすることにより、住民の積極的な避難行動を喚起する。

(1) 避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(2) 災害別の避難情報発令基準

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難（水位周知河川）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準

- 1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。
- 1：A川のB水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である〇〇mに到達した場合
- 2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
- ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
- ②A川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）
- ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）
- 3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- 4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

※水位が設定されていない場合、1、2の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記の①～③を参考に目安とする基準を設定し、発令することが考えられる
 ※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること

(2) 【警戒レベル4】避難指示（水位周知河川）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定

- 1～6のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。
- 1：A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である〇〇mに到達した場合（又は当該市町村・区域の個別に定める危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合）
 - 2：A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合
 - ①B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合
 - ②A川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準を大きく超過する場合）
 - ③B地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合（実況雨量や予測雨量において、累加雨量が〇〇mm以上、又は時間雨量が〇〇mm以上となる場合）
 - 3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
 - 4：氷川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
 - 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
 - 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

※夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。

※発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること

※発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保（水位周知河川）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～4のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- 1：A川のB水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達した場合
（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- 2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- 3：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）

（災害発生を確認）

- 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）

※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

3 土砂災害の発令基準

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難（土砂災害）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定

1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。

- 1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合
（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
- 3：警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討してもよい。

（2）【警戒レベル4】避難指示（土砂災害）**【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定**

1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。

- 1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合
（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）
- 2：土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合
- 3：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- 4：警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
- 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。

注 上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。

（3）【警戒レベル5】緊急安全確保（土砂災害）**【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定**

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～2のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

（災害が切迫）

- 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合
（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

（災害発生を確認）

- 2：土砂災害の発生が確認された場合

※発令基準例1を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の

居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

4 高潮の発令基準

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難（高潮）

【警戒レベル3】高齢者等避難の発令基準の設定

- 1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。
- 1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
(数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表)
 - 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が市町村に接近することが見込まれる場合
 - 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
 - 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合

(2) 【警戒レベル4】避難指示（高潮）

【警戒レベル4】避難指示の発令基準の設定

- 1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。
- 1：高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合
 - 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）

注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。

注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。

注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。

注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保（高潮）

【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の1～6のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

(災害が切迫)

- 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合
 - 2：潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合
 - 3：水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合
- ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市町村が避難情報の対象区域毎に設定する潮位

(災害発生を確認)

- 4：海岸堤防等が倒壊した場合
- 5：異常な越波・越流が発生した場合
- 6：水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合

※発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4～6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

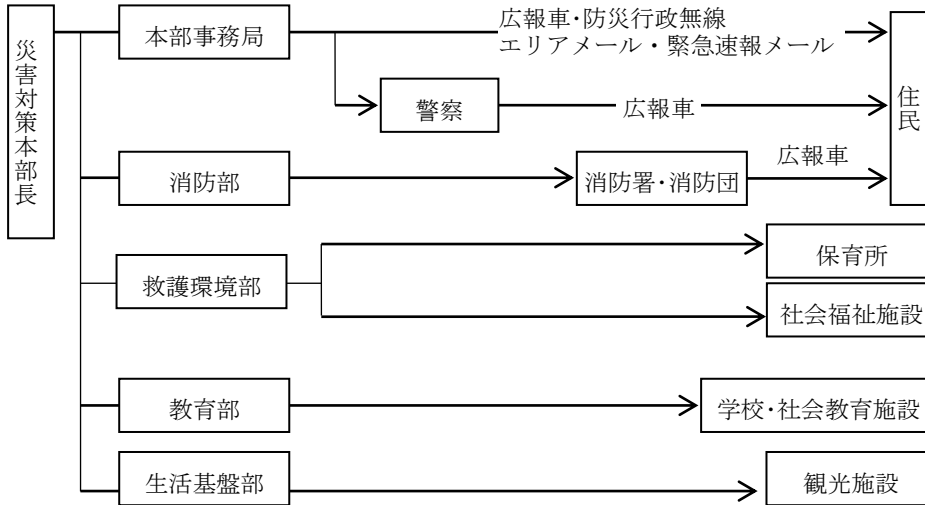
5 津波の発令基準**【避難指示の発令基準の設定】**

- 1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令する。
- 1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表
(ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。)
- 2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

6 避難指示等の情報伝達

伝達内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) 発令権者（氷川町長） (2) 災害レベル・高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の種別および理由 (3) 危険地域 (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所、経路 (5) 携行品、火気の始末、戸締まり、避難行動要支援者の早期避難等注意事項
伝達方法	<ol style="list-style-type: none"> (1) 予め定められた伝達系統組織（自主防災組織等）を通じ、又は防災行政無線若しくは全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び電話、口頭、携帯電話の緊急エリアメール等 (2) サイレン・戸別受信機（防災行政無線）による信号 (3) 広報車及び放送設備を装備する車輛 (4) 防災共有システム（Lアラート） (5) 氷川町ホームページおよびSNS (6) ラジオ、テレビ等（必要に応じて）
レベル3 高齢者等避難 伝達文（例文）	<p>・こちらは防災氷川町役場です。〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区に警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。〇〇地区にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、避難の準備を整えたとともに、必要に応じて自主的に避難してください。雨が激しくなる前、暗くなる前に安全な場所へ避難を終えてください。町では〇〇を避難所として開設しています。</p>
レベル4 避難動指示 伝達文（例文）	<p>・こちらは防災氷川町役場です。ただ今、〇〇川が増水し、氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に警戒レベル4「避難指示」を発令しました。〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅の近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。現在〇〇を避難所として開設しています。雨が激しくなる前、暗くなる前に安全な場所へ避難を終えてください。</p>
レベル5 緊急安全確保 伝達文（例文）	<p>・こちらは防災氷川町役場です。〇〇川が増水し堤防を越えて氾濫が発生または氾濫のおそれがありますので、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>

4. 避難指示等の伝達経路



資料- 79 警戒区域の設定権者及び要件・内容

災害発生時又は災害が発生しようとしている場合における警戒区域の設定権者及び基準は、次のとおりである。

設定権者	災害の種類	要件	根拠
町長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法 第63条第1項
知事	災害全般	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行えなくなった場合において、上記要件のとき。	災対法 第73条第1項
警察官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法 第63条第2項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合で特に急を要する場合	警察官職務執行法 第4条第1項
海上保安官	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長若しくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法 第63条第2項
消防吏員又は消防団員	災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法 第28条第1項 第36条第8項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防上緊急の必要がある場所において設定	水防法 第21条第1項
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその現場にいない場合に限り設定	災対法 第63条第3項

資料- 80 学校長がとるべき安全対策の措置

学校長は、学校の立地条件等も考慮した応急対応策により措置を講じる。また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれのある場合は、次の措置を講じる。

1. 学校行事・教職員の出張等の中止
2. 児童・生徒の安全確保・災害時の対応
3. 教育委員会・警察・消防署及び保護者への確実な連絡
4. 休日等時間外における、教職員の非常招集方法を定め教職員へ周知

資料- 81 救出・救助活動の原則、要領

1. 救助・救急活動の原則

救助・救急事案の内容から判断して町民の生命を守るための効果が大である事項を選択して実施する必要がある。

- (1) 火災現場における人命救助活動は最優先する。
- (2) 救命処置を必要とする負傷者及び要配慮者を優先し、その他の負傷者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関及び熊本県医師会、八代郡医師会等との連携のうえ実施する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助、救急活動は救命効率の高い事案を優先する。

2. 救助・救急活動要領

要領	方針
救助活動要領	情報収集の実施と分析を行い、救命が高いと判断したところから救助活動に当たる。
	救助活動では、二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。
	救助活動にあっては、活動が長期にわたるため必要に応じて交替要員を配置する。
	消防隊、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力のうえで救助活動を実施する。
救急活動要領	重傷者から順次搬送を実施する。
	救護所等の設置に伴い、負傷者の選別（トリアージ）及び負傷者の応急救護及び処置を行ったのち搬送を実施する。
	傷病者を搬送する救急隊は、負傷者の氏名、発生場所等の必要な事項を記録する。
	病院及び救護所に職員を派遣し、医療機関との連携に努め負傷者の把握を行うものとする。
	救護所の連絡体制を密にし、収容人員の確認、診療科目の確認等を実施するとともに、転院の要請に対処する。

資料- 82 医療救護活動の内容

(旧計画本文より抜粋)

1. 実施責任者

町長は、災害のため住民の医療が困難となった場合における被災地の住民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町は知事の補助機関としてこれを行う。

2. 実施機関

町長が行う。町限りで困難なときは、隣接自治体、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。

3. 救護体制の整備

町長は、八代郡医師会の協力を得て救護班を編成しておく。

4. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

診療（傷病者の障害等の程度の判別）、薬剤・治療材料の支給、処置手術、その他治療及び施術
病院または診療所への搬送（後方医療施設への転送の要否、転送順位の決定）、看護

(2) 助産の範囲

分娩の介助、分娩前、分娩後の処置、脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

5. 救護班及び医療班の編成等

(1) 救護班

医師 1～2 人、薬剤師 1 人、看護師 2～3 人、事務職員 1 人、診療車を有するときは運転手 1 人をもって編成する。班長は、医師のうち 1 人をもって定める。

団体名	構成機関名	所在地	電話番号	編成班数
保健所	八代保健所	八代市西片町 1660	33-3111	1
医師会	八代郡医師会	八代郡氷川町今 151-1 八代北部地域医療センター内	62-2212	5

(2) 医療班

医師 1 人、補助員（看護師を含む）、若干名をもって編成する。

6. 実施方法

(1) 救護班及び医療班の派遣による方法

災害現地で医療が必要のとき、地域防災計画に基づき現地に救護班又は医療班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関（医療施設）において医療を実施することが適当なときは、町長は医療機関または町長が収容委託した病院（診療所）に移送して行う。

(3) 県からの応援等

当該地域の機関によって十分な医療、助産、救助等の活動ができないと定めるときは、県にその旨を連絡するなど他機関の応援を求めて実施する。

(4) 災害救助法が適用された時の取り扱い

町長は、医療救助法の実施方法について県と協議の上行うものとする。

7. 災害救助法による実施

災害救助法が適用された時の基準は、「災害救助法施行細則」により実施する。

8. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担

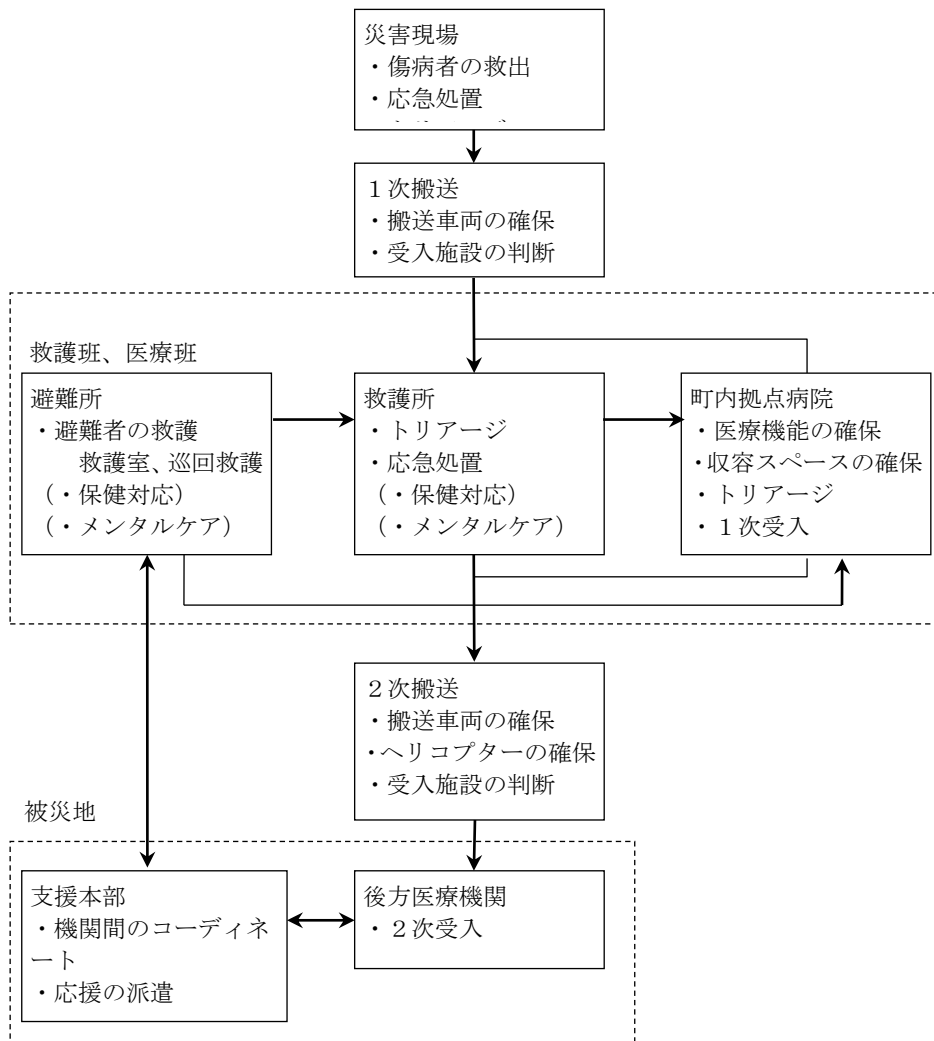
災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担する。

ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについてはこの限りではない。

- ・医療及び助産の費用については、災害救助法実施基準（費用の基準）に定めるところに準ずる。

- ・救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡又は負傷し疾病にかかり、又は障害者となった時の災害補償は、「熊本県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

資料- 83 救急医療全体システム図



資料- 84 消防計画

(旧計画本文より抜粋；1/3)

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の拡大を防止し、持って社会秩序の保持と公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、町内における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行う。

2. 消防活動計画

(1) 町は消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護すると共に、火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき消防計画を策定する。

(2) 町は、災害時における危険物等の保安について適切な処置を取るとともに、県危機管理防災課に状況を速やかに報告する。

(3) 林野火災における空中消火

町長は、大規模林野火災が発生し、また大規模となる恐れのある場合には、次の措置を行う。

- ① 町長又は消防長は、知事に対してあらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材、消火剤等の搬送の要請を行う。
- ② 町長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動資機材、消火剤等の搬送及び活動部隊の派遣を要求することができる。
- ③ 町長及び消防庁は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行う。

3. 消防広域応援計画

町長は、「熊本県市町村消防相互応援協定」（昭和46年4月1日締結）の円滑な実施を図るため、隣接市町村との連携を図り消防出動体制の確立を図るものとする。

(1) 応援要請は、次の事項を明示して行う。

- ① 災害の状況
- ② 応援車両の種類
- ③ 必要人員
- ④ 到着希望日時

(2) 応援消防隊の指揮は、その都度町長が特命する。

(3) 応援消防隊の指揮者は、特命指揮者のもとに防御活動に従事する。

(4) 応援部隊の費用の負担については、相互応援協定に基づき行う。

4. 緊急消防援助隊の要請等

(1) 緊急消防援助隊の出動要請

町長は、災害の状況により当該の消防力だけでは十分な対応が図れないと判断した場合は、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

(2) 応援等調整本部

町長は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、応援調整本部【災害対策本部相当】を県と協議し設置するものとする。

(旧計画本文より抜粋；2/3)

5. 消防組織

消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防力の基準等による本町の消防組織、機構を定める。

6. 消防施設整備状況

(1) 消防機械器具

現在の配備数は次の通り

分団名	部名	団員数	消防ポンプ車	積載車	小型動力ポンプ
本部分団	第1部	26	-	2	-
第1分団	第1, 2, 3部	44	-	3	-
第2分団	第1, 2, 3部	48	-	3	-
第3分団	第1, 2, 3, 4部	56	-	4	-
第4分団	第1, 2部	24	-	2	-
第5分団	第1, 2部	28	-	2	-
第6分団	第1, 2部	44	-	3	-
第7分団	第1, 2部	40	-	2	-
第8分団	第1, 2部	32	-	2	-
第9分団	第1, 2, 3部	48	-	3	-
第10分団	第1, 2, 3部	55	-	3	-
第11分団	第1, 2, 3部	66	-	3	-
第12分団	第1, 2部	34	-	2	-
第13分団	第1, 2, 3部	42	-	3	-
第14分団	第1, 2, 3部	46	-	3	-
計		633	0	40	-

(2) 消防水利計画

消防水利は、常時使用可能な状態に保管理するとともに、水利不足の地域においては、計画的に増設を図る。プール新設に際しては、消防用水利として有効に活用できるように増設を施す。また、用水路改修の際は、消防用ビットを設ける等、消防用水利施設の強化を図る。

7. 消防活動計画

(1) 消防活動計画

① 火災警報の発令

- ・町長は、火災気象通報が発せられた場合、又は気象の状態が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発する。
- ・火災警報の発令及び解除の伝達は、消防団及び関係機関へ速やかに連絡すると共に、掲示板への掲示、防災行政無線及び広報車による広報宣伝、サイレン等により、町全体に周知を図るものとする。

(2) 火災予防

① 異常気象時の消防対策

- ・強風注意報、乾燥注意報等の発令により、火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合等、大火に発展し易い異常気象時には、消防本部と協力し、防災行政無線、広報車等により、一般住民の警戒心の喚起に努め、警戒体制を強化するとともに、特別警戒体制を確立して万全を期すこととする

② 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

- ・火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、且つ大火を誘発させる恐れのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物などに対しては、地域及び対象物ごとに、消防活動計画を樹立し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期す

③ 危険防御対策

- ・危険物火災

(旧計画本文より抜粋；3/3)

危険物、準危険物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その状況に対応した防御活動により早期鎮圧を図る。消火方策の決定にあたっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え現場指揮者が決定する。

初期消火活動に必要な薬剤を備蓄するとともに、調達、輸送にあたっては、緊急車両による誘導、その他隣接の消防機関、八代警察署等に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

・爆発火災

爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては、人命救助など救助活動を主体とし、延焼防止、爆発被害の減少を図る。爆発災害現場においては、防御活動の安全と確保を図るため、当該施設の保安監督者などと協議し、応急危険防止策を確立し、防御隊員の安全確保を図る。

高圧ガス、液化石油ガスなど貯蔵施設等の防御活動にあたっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置を取らせた後、付近の施設又は対象物などへの延焼防止策を図る。

④自衛消防隊

・町内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成するものとする。

・自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携を取るとともに、災害現場においては、消防団長の所轄の下に行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防御、鎮圧に協力する。

(3)緊急避難体制

災害時における避難指示等は、災害対策基本法に基づき町長が発するが、緊急避難については常に第一線で防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防団員が的確に行う。

①勧告、指示（現避難情報でいう「避難指示」）の基準

- ・火災が拡大する恐れがあるとき
- ・爆発の恐れがあるとき
- ・その他居住者の生命または身体を災害から保護するため必要と認められるとき

②避難勧告（現避難情報でいう「避難指示」）（または立ち退きの指示を行った場合には、速やかにその旨を町長、八代警察署長に通報する。

(4)動員計画

①招集計画

- ・火災発生の場合の招集は、サイレンの吹鳴（消防法施行規則第34条）及び電話によることとする。
- ・消防団員は所属する消防機庫又は災害現場へ参集する。⇒人手が不足する。
- ・災害発生の場合においては、通信施設の可能な場合、若しくは非常連絡を必要とする注意報、電報等その他災害に関する緊急情報を受理した場合等においては、所定の場所に参集する。

②出動計画

- ・消防団員の出動は、氷川町消防団規則に規定するところに従う。

資料- 85 消防組織及び消防機構

(1) 消防組織 ※編掛部は宮原地区消防団

	団長	副団長	指導員	分団長	副分団長	班長	団員	計
本団	1	1	5	-	-	-	-	7
本部分団	-	-	-	1	1	6	18	26
第1分団	-	-	-	1	2	9	32	44
第2分団	-	-	-	1	2	9	36	48
第3分団	-	-	-	1	3	12	40	56
第4分団	-	-	-	1	1	6	16	24
第5分団	-	-	-	1	1	9	17	28
第6分団	-	-	-	1	1	9	33	44
第7分団	-	-	-	1	1	6	32	40
第8分団	-	-	-	1	1	6	24	32
第9分団	-	-	-	1	2	9	36	48
第10分団	-	-	-	1	2	9	43	55
第11分団	-	-	-	1	2	9	54	66
第12分団	-	-	-	1	1	6	26	34
第13分団	-	-	-	1	2	9	30	42
第14分団	-	-	-	1	2	9	34	46
計	1	1	5	15	24	123	471	640

(2) 消防機構



資料編 第3部 災害応急対策

資料- 86 交通規制の実施責任者別の対応内容及び根拠法

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。なお、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置が執られるよう配慮する。

1. 被災地域における交通規制

実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣・知事・市町村長)	災害時において道路施設の破損等により、交通の危険を防止するため、必要がある場合、その通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）するものとする。	道路法 第46条第1項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行の禁止・その他の道路における交通の規制を行う。	道路交通法 第4条第1項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急輸送に従事する車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。	災対法 第76条第1項
警察署長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会が行う規制のうち、適用期間の短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警察官	車両等の通行が著しく停滞し、道路が混雑するおそれがある場合において、その混雑緩和のためやむを得ない場合は、必要な限度において通行の禁止・制限等を行う。	道路交通法 第6条第2項
	道路の損壊、火災の発生等により交通の危険が生ずるおそれがある場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、必要な限度において一時的な通行の禁止・制限を行う。	道路交通法 第6条第4項

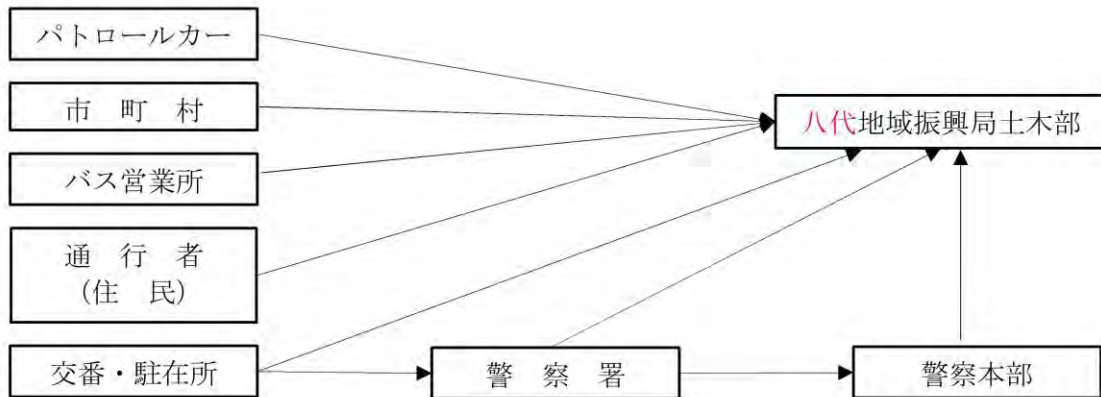
2. 通行禁止区域等における措置

実施責任者	範囲	根拠法
警察官	通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災対法 第76条の3第1項 第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災対法 第76条の3第3項 第4項
町長	災害発生時において、必要と認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止・又は退去を命ずる等により応急的な規制を行う。	災対法 第63条第1項

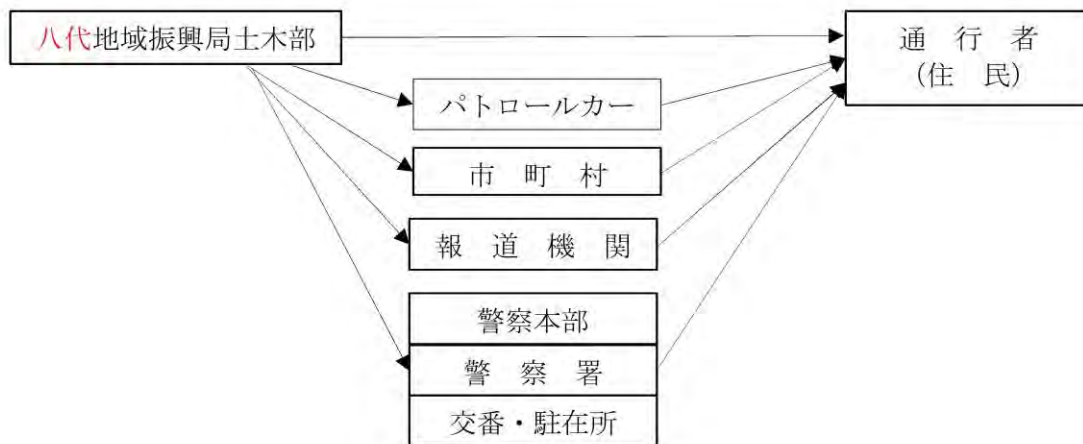
資料- 87 通行規制に係る相互連絡体制

道路管理者が災害等により交通規制を行った場合の各関係機関との相互連絡体制は次のとおりである。また、立看板・報道機関等を利用して交通関係団体業者及び一般住民に対して周知し、その便宜を図るとともに交通規制について協力が得られるよう適切な措置を講ずる。

(情報の収集体制)



(通行者に対する周知体制)



※平成 27 年度 熊本県地域防災計画 資料編 P44 より

※ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行う。

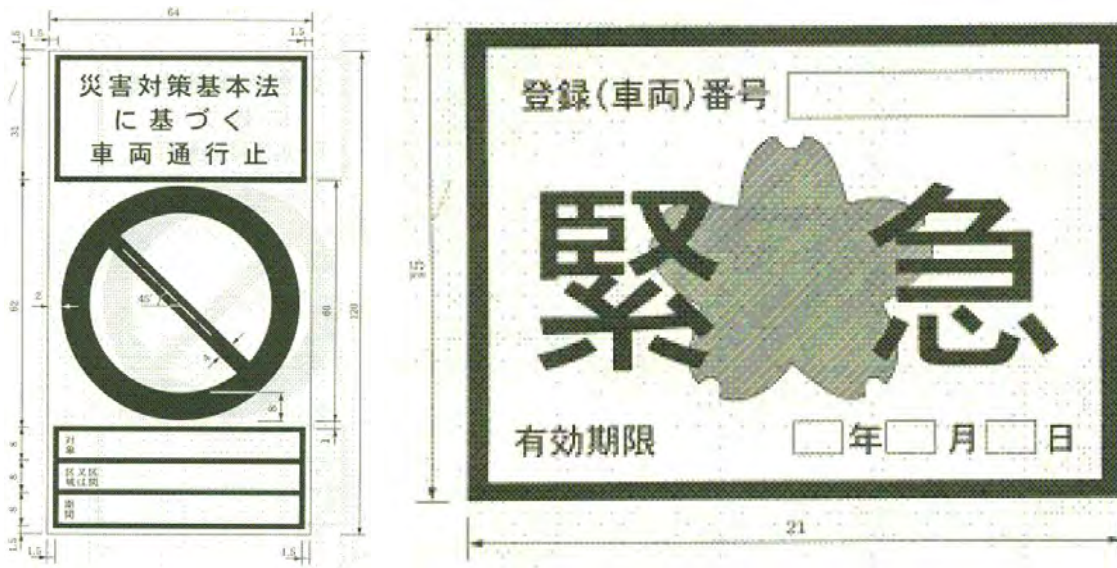
- ・ 禁止、制限の種別と対象
- ・ 規制する区域及び区間
- ・ 規制する期間
- ・ 規制する理由
- ・ 迂回路その他の状況

資料- 88 緊急輸送対象の想定

段階	輸送対象
<p>第1段階 (地震発生直後の初動期)</p>	<p>(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (3) 交通規制に必要な人員、物資 (4) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (5) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (6) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資</p>
<p>第2段階 (応急対策活動期)</p>	<p>(1) 第1段階の継続 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</p>
<p>第3段階 (復旧活動期)</p>	<p>(1) 第2段階の継続 (2) 災害復旧に必要な人員、物資 (3) 生活必需品</p>

資料- 89 緊急車両標章

(熊本県地域防災計画に準ずることとした (R4 年度))



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

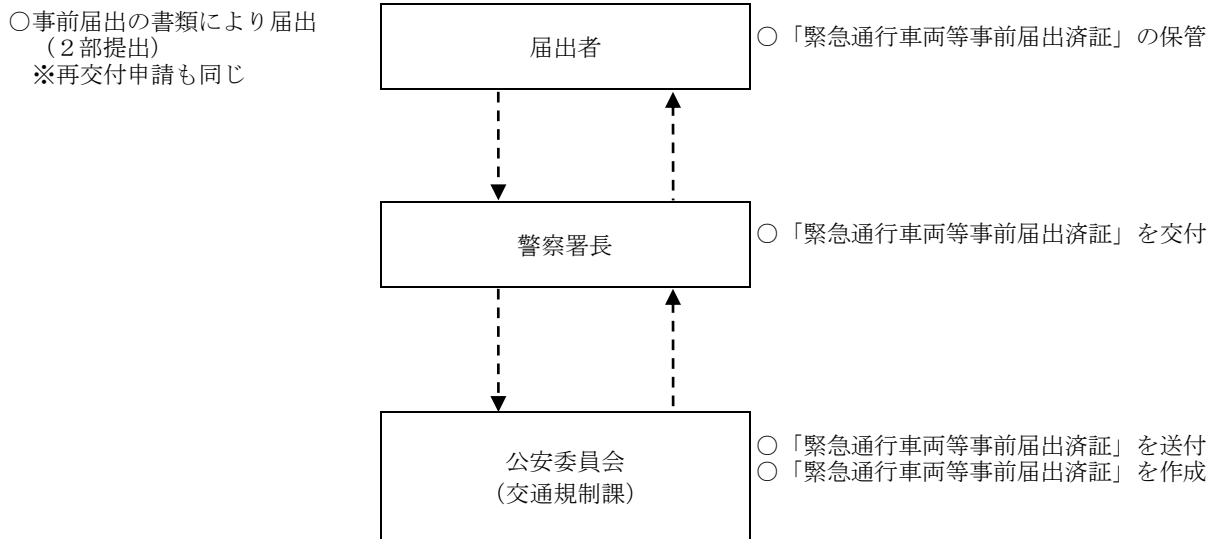
様式第3(第2関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明		知事 署長 公安委員会	
番号標に表 示されて いる番号			
車両の用途(緊急輸送)を行うに当たっては、人員又は品物の輸送(輸送名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

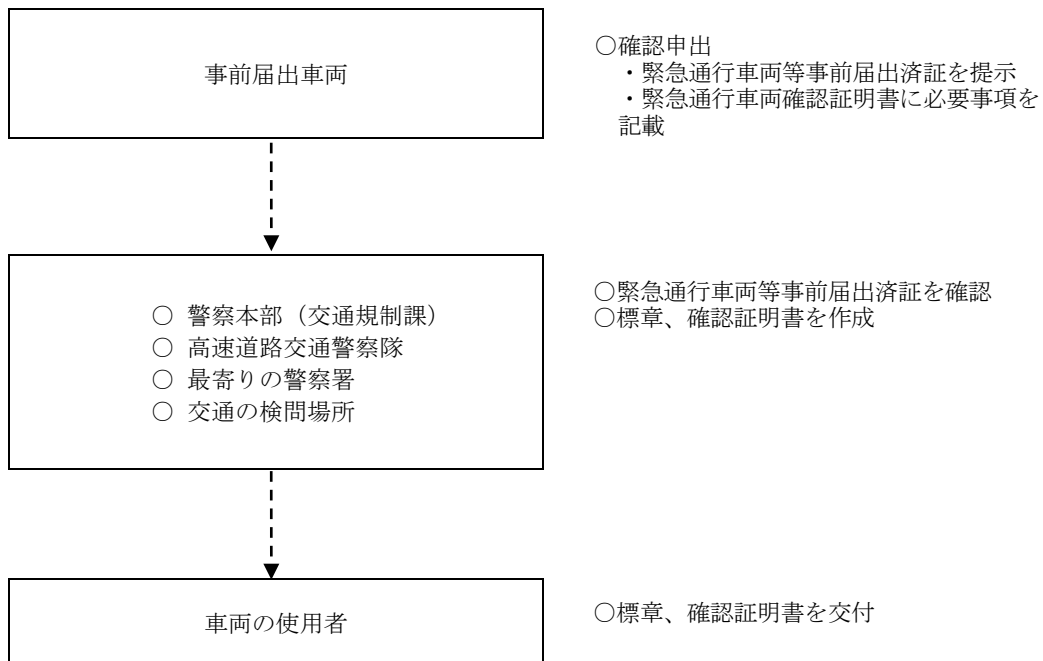
資料- 90 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャート

1 事前届出



※緊急通行車両の場合

2 災害時等における緊急通行車両等の確認



※緊急通行車両の場合

資料-91 緊急輸送対策計画

(旧計画より抜粋；1/2)

町が行う被災者及び災害応急要員の移送、並びに災害応急対策用物資資材の輸送の計画は、次に定めるところによる。なお、町の身では輸送力が確保されず、又は輸送の円滑が期待できないときは、県を通じて熊本県トラック協会等、輸送業者に要請するなど、他の期間の応援を得て実施する。緊急輸送に際しては、資料-90 に示す表示を車両内側全面左窓のみやすい箇所に貼付する。

輸送対策計画	
1 輸送力の確保	輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を十分に調査し、最も迅速かつ確実に輸送できるものをもって行う
2 物資の輸送	優先輸送される人員は、災害対策本部員、消防団員、消防職員、応急復旧作業員及び要員並びに被災者などとする。 物資の輸送については、緊急物資、食料および飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品並びに災害用復旧資材を優先に輸送する。
3 車両等の確保	総務課が担当。各課は必要時に総務課に配車要請する。
4 町有車両以外車両確保	町有の車輛が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げる。
5 鉄道による輸送	自動車による輸送が不可能なときは、JR等に緊急配車を依頼する。
6 船舶による輸送	陸上交通による輸送が困難な場合、又は途絶えたときは、人員・物資等の海上輸送を行う。
7 ヘリコプターによる輸送	災害による交通途絶、その他の事由により空中輸送が必要な場合は、「資料-109 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、ヘリコプターの出動要請を行う。
(消防防災ヘリの派遣要請方法)	1) 午前8時30分から午後5時30分までの時間帯 防災消防航空センター（以下「航空センター」という）に対して電話等にて速報後、熊本県防災消防ヘリコプター緊急運行要請書をFAXにて航空センターに提出する。【資料編】 2) 上記以外の時間帯 航空センターの所長又は隊長若しくは副隊長に電話等にて通報の後、緊急運行要請書をFAXにて航空センターに提出する。【資料編】 ■熊本県防災消防航空センター TEL:096-289-2255 FAX:096-289-2277
	緊急出動が決定した場合、要請者は、航空センターと緊密な連絡を図るとともに、災害現場等の指揮者に防災消防ヘリコプターに搭乗して運行を指揮する者と緊密な連絡を取らせるものとする。
8 人力による輸送	車輛等による輸送が不能な場合は、労務者による人力輸送を行う

関連事項

関連事項	内容
各輸送関係機関の推薦	県下のトラック、バス輸送業者、海上保安部、漁業協同組合、その他船舶輸送業者、JR等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。
費用の基準及び支払い	輸送業者による輸送或いは車輛等の借り上げ費用は、国土交通相の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。 なお、官公署及び公共機関保有の車輛使用については、燃料費負担程度とし、自家用車輛等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。
災害救助法による輸送の基準	1. 輸送及び移送の範囲 (1) 被災者を避難させるための移送 (2) 医療及び助産のための移送 (3) 被災者救出のための輸送 (4) 飲料水及び救助用物資の輸送 (5) 死体捜索及び死体処理のための輸送 2. 輸送の期間 各救助の実施期間中とする。
災害時における車輛の移動等	1. 道路交通等規制 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車輛等の移動について要請するものとする。 2. 道路啓開等 道路管理者は、放置車両や立ち往生車輛等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 国土交通大臣は、道路管理者である県及び市町村に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
救援物資の調達・輸送体制の構築（関係機関）	町は、輸送関係機関と連携し、車輛の確保及び配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。また、町は、救援物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から救援物資の集積拠点を選定しておくとともに大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

資料- 92 輸送業者

会社名	所在地	電話番号	車両等の区分
熊本県トラック協会	熊本市東区東町 4-6-2	096-369-3968	貨物自動車
熊本県建設業協会八代	八代市新町 3-9	0965-35-3743	特殊自動車

資料-3 いのちをつなぐ

資料- 93 食料供給計画

一般災害時、並びに大規模地震・津波発生時に被災者及び災害応急従事者等に供給する食料の確保と、炊出し、その他食品の供給は次の要領により実施する。

1. 実施機関

被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給は、町長が実施する。

町のみでは、実施が不可能な場合には、近隣自治体、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出しの実施

町は、避難所との食事をする場所に近い適当な場所において実施するが、原則として指定緊急避難所及び指定避難所内及び既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、自らまたは委託して炊き出しを行う。町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出しによる食料の供給の実施が困難と認めたときは、県及び近隣自治体に炊き出し等について協力を要請する。

炊出しの方法は、町がボランティア団体、自主防災組織等の協力を得て、学校の給食施設等の施設を利用して行うが、このとき必ず町職員等責任者が立ち会い、その実施について指導するとともに必要事項を記録する。

(2) 物資の確保

1) 町は炊出し、その他の食料供給のため必要な原材料、燃料等を確保するとともに被災の状況に応じ、乾パン、にぎりめし、缶詰等を確保する。

2) 町が米穀を米穀販売業者から買い受ける場合で、緊急を要するときは県に連絡し、管内または直近の米穀販売業者から購入する。なお、県へ次の事項を連絡する。

①市町村名、②災害地区名、③給食人員及び必要な応急米の概数 なお、事後において別に定める災害用応急米購入報告書を県に提出すること。

3) 町が九州農政局食料部から直接政府所有米の引渡しを受ける場合、災害の規模が大きく、且つ広範囲にわたり交通通信が途絶し、(2)の方法による食料の確保が困難な場合は、町長は「災害時における応急食料の緊急引渡し協定」に基づき確保する。なお、事後において別に定める災害用応急米穀引受報告書を県に提出する。

(3) 食料の配分

被災住民への食糧の配分にあたっては、次の事項に留意する。

1) 各指定緊急避難所及び指定避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適性を図るための責任者の配置

2) 住民への事前周知等による公平な配分

3. 応援の要請

町においては、炊出し等食料の供給ができないときは、県に応援等の要請をする。

ただし、緊急を要するときは、直接隣接自治体に応援等の要請をする。

(1) 応援等の要請において明示する事項

1) 炊出しの実施

必要食数(人数) / 炊出し期間 / 炊出し品送付先 / その他

2) 物資の確保

必要物資の種別、数量 / 物資の送付先及び期日 / その他

4. 食品衛生

町は炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊出し施設は、学校等の給食施設、公民館または神社等の既設施設を利用するほか、これが得難いときは、湿地、排水の悪い場所、じんかい、汚物処理場等から離れた場所を選定し設ける。

(2) 炊出し場所には手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

5. 災害救助法が発動された場合の米穀の調達・供給

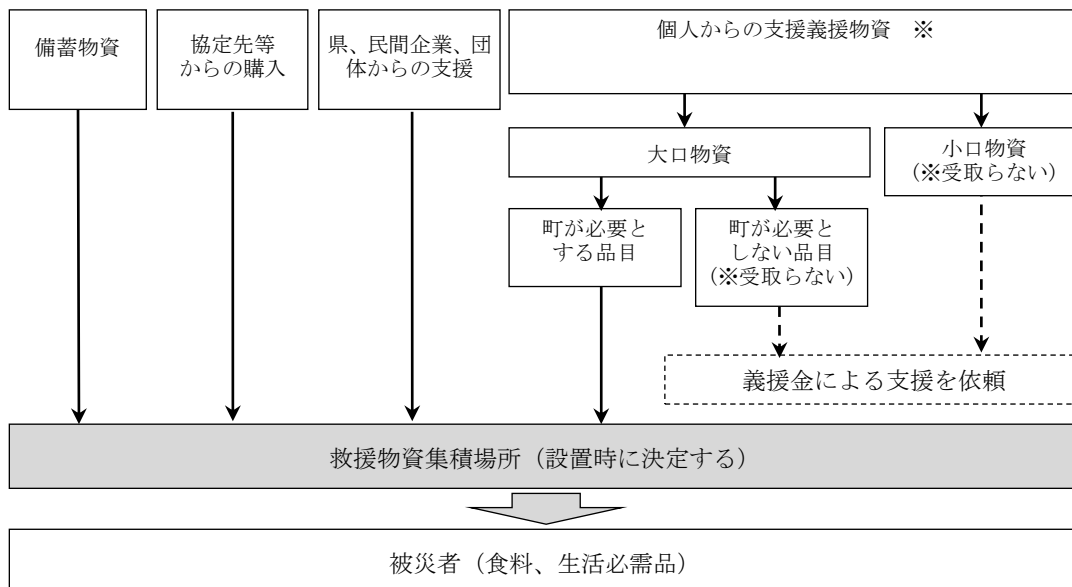
町民は、交通、通信の途絶により、災害救助用米穀の引き取りに関する知事の指示を受けることができず、早急に引き渡しを受ける必要がある場合は、九州農政局食料部長又は政府所有米穀を保管する倉庫責任者に対して、直接引き渡しを要請するものとする。

資料- 94 救援物資集積場所

名称	所在地	床面積(m ²)
氷川町防災備蓄倉庫 (竜北地区)	島地189	168
氷川町防災備蓄倉庫 (宮原地区)	宮原栄久69-1	93
氷川町防災備蓄倉庫 (氷川分署)	野津1533	300
道の駅竜北防災備蓄倉庫	大野887-3	40

上記施設が使用できない場合、又はスペースが不足する場合には、協定等に基づき民間施設（熊本県倉庫協会、農業協同組合等）を活用する。

資料- 95 応急物資等の調達方法イメージ



※個人から送られてくる支援物資は仕分け作業等に相当の労力が割かれてしまうため、基本的には受け取らないこととする。

資料- 96 給水計画・給水確保対策計画

(旧計画から抜粋)

災害により給水施設の破壊あるいは飲料水の干潟、汚染により飲料水に適する水を得ることができないものに対し、最小限必要な飲料水を供給し、被災者を保護するための計画である。

1. 実施責任者・実施体制

飲料水供給の実施は、町が行うものとする。なお、町限りで処理が不可能な場合は、近隣自治体、県及び国その他関係機関の協力を求めて飲料水の供給を実施するものとする。

2. 給水の対象者及び給水量

被災の為水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するため、飲料水が得られないものに対して飲料水として1日約3リットルを供給するものとする。

ただし、医療機関または福祉施設等への応急給水は最優先とする。

地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。なお、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

3. 応急飲料水の供給方法

(1) 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地または上水道から取水し、給水車、舟艇又は貯水槽、給水容器等を用いて搬送の上給水する。また町のみで確保できない場合、自衛隊その他関係機関に依頼し、付近の湖沼水、河川水または汚染度の少ない井戸水等をろ過し、あるいは化学的処理を加えて給水を行う。

(2) 被災者への給水

確保した飲料水は、給水車や給水容器積載車により給水所(拠点)へ搬送し、水袋やポリタンク等に入れ被災者に対し、供給するものとする。

(3) 応急飲料水以外の生活用水の確保についても、その必要最小限度の確保及び供給に努めるものとする。

4. 水道施設の被害状況把握と情報伝達

町は、簡易水道施設の被害状況等についての情報収集を行うものとする。

また、被災者に対し、防災行政無線、広報車等の活用、報道機関の協力等により、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報の提供を行うものとする。

5. 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線及び広報車により町民に対し広報する。

6. 災害救助法が適用された場合

災害救助法の適用がなされたときは、「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

資料- 97 生活必需品供給計画

(旧計画から抜粋)

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品等の確保と供給の迅速かつ円滑な運営を期するために定める。

1. 実施責任者

被災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与または貸与は、町が行う。ただし、町限りでは実施が不可能な場合には、近隣自治体、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。また、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により施行するが、物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割当及び支給は町において行う。

2. 衣料等物資の給与または貸与の対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、半焼及び床上浸水等の被害を受けた、次の事項に該当するものとする。

- (1) 日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他衣料品及び生活必需品を喪失又はき損した者
- (2) その他必需物資が無い場合、日常生活を営むことが困難な者

3. 衣料物資の範囲

次に掲げるもので、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団等）
- (2) 外衣（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 見回り品（タオル、運動着等）
- (5) 炊事用品（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ、缶切等）
- (6) 食器（茶碗、汁椀、皿、はし、哺乳瓶等）
- (7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯磨き粉、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、まき、木炭、乾電池、卓上ガスコンロ等）
- (9) その他（ビニールシート等）

4. 衣料品等物資の給与または貸与の方法

町は世帯別構成員別被害状況を把握し、救助法物資購入及び配分計画を樹立し、これにより必要物資を購入し給与または貸与するものとする。

物資の給与または貸し付けは、各地区の物資支給責任者を連絡員として、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、八代福祉事務所を通じて支給する。

5. 災害救助法が適用された場合

「災害救助法施行細則」に定めるところにより実施する。

資料- 98 住民への伝達方法

(旧計画から抜粋)

避難情報等の伝達は、もっとも迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、概ね次の方法によるものとする。また、電話回線の不通、停電等を想定したうえで、防災行政無線の非常用電源の点検整備、個別受信機の電池交換等を行い、災害時に機能を果たすように維持管理しておく。

1. 伝達方法

- (1) あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、又は防災行政無線もしくは全国瞬時警報システム(J-Alert)及び電話、口頭、携帯電話の緊急エリアメール等
- (2) サイレン(防災行政無線)による信号
- (3) 広報車及び放送設備を装備する車輛
- (4) 災害情報共有システム(L-Alert)

2. 町長は、本防災計画中の「避難計画」について、危険地区毎に避難情報等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の住民に周知徹底しておくものとする。

3. 伝達事項

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始(現避難情報でいう「高齢者等避難」、避難勧告、避難指示(緊急)(現避難情報でいう「避難指示等」)の種別及び理由
- (2) 指定緊急避難所及び指定避難所、経路
- (3) 避難に関する注意事項(持参品等)

4. 市町村は、避難勧告等(現避難情報でいう「避難指示等」)の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

なお、国土交通省及び県は、市町村から避難勧告等(現避難情報でいう「避難指示等」)(土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合におけるものに限る)の解除に関する助言を求められた場合には、必要な助言を行う。

資料- 99 防疫対策

(旧計画から抜粋)

町は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、避難所が臨時に多数の避難者を収容するため衛生状態が悪化し、感染症の発生の原因になる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒は重点的に強化し、防疫員の指導のもとに防疫活動を実施する。

また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成する等、その協力を得て防疫に努める。災害においての感染症の流行等を防止するために以下を定める。

1. 実施機関

町が行う。ただし、激甚災害のため町において十分な防疫活動ができない場合には、県に要請する。

2. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、被災地の防疫措置を迅速且つ強力に実施し、町は保健所と密接な連携のもとに、県、日本赤十字社熊本県支部、八代郡医師会、八代広域行政事務組合、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は、防疫実施の為に、次により防疫班を編成する。

1) 衛生技術者（班長）：1人 2) 作業員：5人 3) 助手（事務員）：2人

(3) 防疫班の業務及び実施の方法

1) 検疫調査及び健康診断：被災地区の自主防災組織を通じ、各庫を調査し、避難場所、避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、適切な予防措置を取る。

2) 避難所の防疫措置

- | | | | |
|--------------------|---|----------------------------|---|
| ・ 避難所の清潔、消毒の実施 | ／ | ・ 避難者に対する検疫調査の実施 | ／ |
| ・ 給食従事者に対する健康診断の実施 | ／ | ・ 配膳時の衛生保持、残・廃棄物等の衛生的処理の指導 | |
| ・ 飲料水等の水質検査の実施指導 | ／ | ・ 避難所内における衛生に関する自主組織編成の指導 | |

(4) 臨時予防接種及び消毒の実施

(5) 患者の収容

- ・ 感染症患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
- ・ 感染症指定病院に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

3. 消毒及び鼠族昆虫駆除

(1) 消毒の方法

被災地または避難所の状況に応じて、機械をもって防疫活動を実施する。

1) 床上浸水家屋

減水後ただちに床、壁はクレゾール石鹼液で拭浄し、器物は消毒、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、トイレの消毒等について衛生上の指導を行う。（1戸あたり石灰2kg、クレゾール石鹼液50g）

2) 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を措置し、清掃完了した地区より逐次、石灰を配布し散布を行う。

（1戸あたり石灰1kg、クレゾール石鹼液50g）

3) 下水又は避難所の状況に応じて、鼠族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

資料- 100 動物対策

1. 死亡獣畜の処理

町民課は、県、八代保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

町民課は、県、八代保健所等と連携して、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

3. ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。避難所において町民課は、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。

避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。動物救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。

なお、平成28年熊本県にて公表された「(案) ペットの受け入れに関する避難所運営の手引き」も参考にしながら的確な対応を図ること。

資料- 101 遺体捜索及び収容埋葬計画

(旧計画より抜粋)

災害のため現に行方不明の状態にあり、周囲の事情からして既に死亡していると推定されるものを捜索し、又は死亡者の遺体の処理を行い、民心の安定を図るための計画である。

1. 実施責任者

災害時に死亡した者の捜索、収容、遺体処理及び埋葬等の実施は、町長が行う。

ただし、警察官の検視を終えた遺体については、遺体安置所の開設を町内葬祭業者に協力要請し、安置する。大規模災害等で多数遺体がある場合の「遺体の処理及び安置に関する事項」は町長が別に定める。(本町だけでは十分な対応ができない場合、近隣自治体、自衛隊に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。)

2. 捜索及び収容、埋葬の方法

(1) 捜索の方法及び収容

1) 遺体捜索は、ボランティア等の協力団体により捜索に必要な舟艇、その他機械器具等を借上げて行い、町のみでは困難な場合は、八代警察署、消防署等他機関の応援を得て実施する。

2) 遺体の捜索期間は、災害発生後 1 週間以内とする。ただし、1 週間を経過してもなお捜索を必要とするときは、災害対策本部長の指示により捜索及び収容隊の規模を縮小して行う。

(2) 遺体の収容及び処理

1) 遺体の収容

発見された遺体については、死体取扱規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号)の規定により、警察官の検視の後、災害対策本部長が指示する場所(被害現場付近の適当な場所(寺院、公共建物)に遺体の収容所を開設など)に収容する。ただし、遺族において処理できるものについては、遺族に引渡す。

なお、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等の納棺用品を確保すること。

2) 収容後の処理

・ 遺体の洗浄、縫合わせ、消毒等 ・ 遺体の一時保存

3) 身元不明の遺体に対する措置

漂流した等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)の規定により処理する。

(3) 遺体の埋葬

1) 遺体の埋葬は、警察官の検視(検案)を待つて医療班または医師がボランティア団体等の方市により仮設の埋葬場所を借上げて行い、町のみで困難な場合は、他機関の所属の医療班等の応援を得て実施する。

2) 埋葬は、原則として火葬とする。また、棺、骨壺等現物を遺族に支給することにより行うこともできる。

3) 町は次により火葬の実施体制の確保を行う。

火葬場の被災状況の把握	／	死亡者数の確認	／	火葬相談窓口の設置	／	死体安置所の確保
火葬場へのアクセス道路の確保	／	遺体搬送体制の確保	／	棺、ドライアイス、骨壺の調達		
火葬用燃料の確保						

3. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により実施する。

資料- 102 清掃・廃棄物処理計画

(旧計画より抜粋)

災害発生による廃棄物処理を迅速、適正に行い、住民の生活環境の保全を図るための計画である。

1. 実施責任者

町長は、災害により汚染したごみ、し尿等の廃棄物を速やかに処理して清潔を保ち、生活環境を整備する作業を実施する。ただし、町のみでは処理できないときは、県または隣接自治体に応援または協力を要請して行う。

2. 被害状況調査、把握

(1)速やかに被害状況を把握するため、調査区域・調査対象施設・整備・調査者等を明確にした調査体制を整備する。

(2)町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、管轄保健所に報告する体制を整備する。

3. ごみ処理計画

(1)町は、各地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬処分の対策を講じる。

(2)町は、ごみ処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれるときは、近隣自治体への応援要請を行う。

(3)町は、住民が路上に廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう防災行政無線等において周知を行うとともに、路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。

(4)町は、防疫上、食物の残り等腐敗性のごみを優先して収集運搬する。

(5)損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら、町の定める場所へ搬入することが望ましいが、これが困難な場合又は、道路等に散在し緊急的に処理が必要な場合は、町が処理を行う。

(6)ごみ等の収集は、直営及び委託業者により行う。収集したごみは指定された焼却施設において処理する。なお、汚泥等の不燃物は県、保健所その他の関係機関と協議し、近隣の処理場へ応援を依頼して処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

4. し尿処理計画

(1)各地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿の排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処理能力を確認の上、収集、運搬、処分の対策を図る。

(2)し尿処理に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣自治体に応援を要請する。

(3)被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設便所を設ける等、適正管理の対策を講じる。

(4)し尿の収集は、直営及び許可業者により行い、原則として処理施設により処理する。

5. 死亡獣畜処理

(1)死亡獣畜は、原則として死亡獣畜取扱場で処理する。ただし、死亡獣畜取扱場において処理することが困難な場合には、知事の指示を受けて処理する。

6. 廃棄物処理施設の応急復旧

(1)町は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え、呼び資材の確保に努める。

(2)町は、被災時の被害により施設、設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行うものとする。また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、近隣自治体等の応援依頼等により効率的な処理を確保する。

(3)町は、要因、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは、県に応援要請を行う。

資料-4 災害復旧への足がかり

資料-103 住宅応急対策計画

(旧計画より整理)

災害により住家を失った被災者で、自らの資力では住家の確保ができないものに対して、仮設住宅を提供し又は住宅の応急修理をして、被災者の居住の安定を図るための計画である。

※災害発生直後における住居対策については、「避難収容計画」の定める避難所開設及び収容による

1. 実施責任者

町が実施する。(災害救助法が適用された場合、県が実施)

2. 応急仮設住宅の設置

応急仮設住宅の入居基準	1) 住宅が全焼、全壊または流出した者 2) 居住する住家が無い者 3) 次に掲げるもので自らの資力では住宅を建築することができない者 ・生活保護法の非保護者及び要保護者 ・特定の資産の無い失業者、未亡人、母子世帯、老人、病弱者又は障害者 ・特定の資産の無い勤労者、小企業者 ・上記に準ずる経済的弱者等である者	
建築基準	規模	1戸あたり 29.7 m ²
	建造	軽量鉄骨プレハブ（災害救助法基準内）
	設置戸数	災害により全焼、全壊または流失戸数の3割以内 ただし、被害状況の程度等により、やむを得ない場合はこの限りでない。
	費用	1戸当たり建設費（災害救助法の限度額以内）
	着工	災害の発生の日から20日以内
設置場所	原則として町長が選定する場所	
供与期間	完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項による期間内（最高2年以内）	

3. 住宅の応急修理

応急修理を受ける者	1) 住宅が半焼または半壊した者 2) 自らの資力で応急修理ができない者 3) 修理することにより、とりあえずの日常生活を営むことができる者	
修理基準	修理の範囲	世帯単位でなく、戸数単位で実施する。居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分の必要最小限度
	修理戸数	半焼、半壊戸数の三割以内とする（災害救助法の基準内）
	費用	1戸当たりの応急修理基準（災害救助法の限度額以内）
	修理期間	災害発生の日から1カ月以内
設置場所	原則として町長が選定する場所	
供与期間	完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項による期間内（最高2年以内）	

4. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」の定めるところにより実施する。

追記) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）（抄）も参考のこと

追記) 建築基準法では、緩和措置がある。

【仮設建築物に対する制限の緩和】第85条・・・応急仮設建築物の建築で、その災害した日から1ヶ月以内にその工事に着手するものについては建築基準法令の規定は適用しない。・・・

資料- 104 福祉仮設住宅概要

区分	入居基準
運営形態	介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても必要に応じて配置し、サービスを提供する。
対象者	入浴、炊事、衣服の着脱等の一部介助を要する程度の高齢者又は障がい者等
サービス内容	① 身体介助（食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助） ② 家事援助（掃除、洗濯、調理、買物等の介助） ③ 夜間における臨時的対応 ④ 生活相談

資料- 105 文教対策計画（応急教育対策）

（旧計画より抜粋）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、教育基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体および文教施設を災害から保護し、持って教育行政の確保を図る計画である。

1. 実施機関

- (1) 町立学校の文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。
- (2) 町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施し、その旨を災害対策本部に連絡する。

2. 応急教育対策

(1) 児童・生徒の安全措置

- 1) 災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、学校長は事故を未然に防止するために休校等適切な措置を講ずるものとする。
- 2) 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。避難予定場所の名称、所在地等については、常に自動・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合には保護者に自動・生徒の動向を連絡できる体制をも考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、八代教育事務所等の関係機関と密接な連携を取り、次の応急措置を行う。

- 1) 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い児童・生徒を収容する。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用する。
- 2) 火災以外の災害建物で大破以下の被災建物は、応急修理の上使用するが、この場合建築士の指示により水平力及び積載荷重に対し安全の確認を行った後使用する。
- 3) 被災後者が応急修理に依っても使用不可能な場合は、最寄の無災害又は被害僅少な地域の学校施設、公民館、公共施設、その他の民間施設等を借り上げることとするが、この場合児童・生徒の安全を確保するとともに教育的配慮を行うものとする。
- 4) 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充が不可能な場合には、無災害又は被害僅少な学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 災害に伴う学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、資力の有無に関わらず物品販売機構の一時的な混乱の為、これらの学用品をただちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対して町は教育委員会及び各学校長の協力を得ながら必要最小限度の学用品を支給し、それらの者の就学の便を図るものとする。

資料- 106 災害ボランティア活動計画

(旧計画より抜粋)

災害発生時の被災者の生活救援のためのボランティアの協力を得ることにより応急対策の推進を図る。

1. 実施体制の確立

大規模な災害が発生した後、ただちに社会福祉協議会等に受付窓口を設置し、一般ボランティア受入体制の確保を図る。この場合、受付窓口の活動内容は概ね以下の通りとする。

- 1) 町からの情報に基づき必要とするボランティア業務の把握
- 2) ボランティア活動の決定及びボランティア業務の割り振り
- 3) ボランティア活動用資機材の確保
- 4) ボランティアの受付
- 5) ボランティア連絡会議の開催
- 6) 町との連絡調整
- 7) その他ボランティア活動について必要な活動

2. 一般ボランティアの活動内容

一般ボランティアの活動内容は、概ね次の通り。

- 1) 災害情報、安否情報、生活情報等の収集、伝達
- 2) 避難生活者の支援（水汲み、炊出し、清掃、救援物資の仕分けおよび配布）
- 3) 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の確保）
- 4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、輸送）
- 5) その他被災者の生活支援に必要な活動

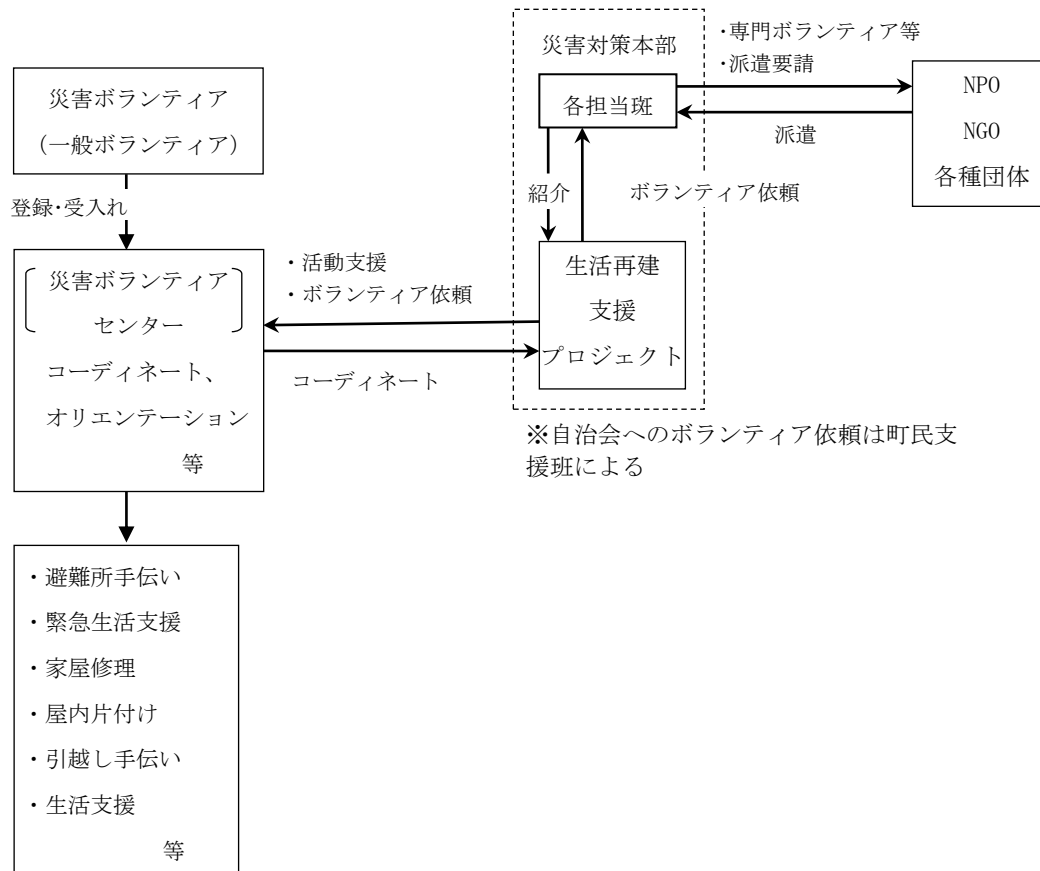
3. 情報提供

町は、ボランティア活動の円滑な推進に資するため、災害対策本部の中にボランティアに対する情報提供の窓口を設置し、必要なボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等の情報を提供する。

4. 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、支援に努めるものとする。

資料- 107 災害ボランティア活動支援体制



資料- 108 災害ボランティアの区分

災害ボランティアの区分	要請方法
専門ボランティア	救急・救助、医療、介護等の専門ボランティアの派遣については、各部から要請する。
海外からのボランティア	海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。
防災エキスパート	活用方法を確認（近畿地方整備局）
一般ボランティア ・災害情報、生活情報等の収集、伝達 ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・救援物資、資機材の配分、輸送 ・軽易な応急・復旧作業	被災者からの要請は、災害ボランティアセンターに依頼する。 行政からのボランティア要請は、各部より生活再建支援プロジェクトに要請する。要請を受けた生活再建支援プロジェクトは災害ボランティアセンターに依頼する。

資料- 109 労務供給計画（労働力の確保）

（旧計画より抜粋）

災害時において労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するための計画である。なお、災害時において応急対策を実施する場合は、職員を持ってこれに充てることとするが、特定作業あるいは労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

1. 実施機関

災害応急対策に必要な労務者の雇上げ等については、町長が実施する。

2. 労務者の雇上げの方法

特定作業に労力が必要なときは、八代地域振興局長に対し、文書又は口頭をもって要請し、雇用するものとする。

3. 労務者の作業内容

応急対策に使用しうる労務作業の範囲は次の通りとする。

- 1) 被災者の救出のための機械器具資材の操作
- 2) 医療助産の移送（医師等が到着しなければ、医療措置を講じられない重症患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶためにほかの方法が無い場合）
- 3) 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等
- 4) 救援物資の整理、輸送及び配分
- 5) 死体の搜索及びその処理

4. 賃金の基準

賃金の基準は、民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して災害対策本部長が定める。

5. 賃金の支給方法

賃金の支給は、各課において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し支払うものとする。

資料- 110 災害応急対策の従事命令・協力命令

災害対策を実施するための人員が不足し、特に必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を発し要員の確保に努めるが、その種類・執行者及び対象者等は次のとおりである。

対象区分	命令区分	執行者	対象者	根拠法律
災害応急対策作業	従事命令	知事	① 医師、歯科医師並びに薬剤師 ② 保健師、助産師並びに看護師 ③ 土木技術者及び建設技術者 ④ 大工、左官並びにとび職 ⑤ 土木業者、建築業者並びにこれらの従業者 ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者 ⑨ 船舶運送業者及びその従業者 ⑩ 港湾運送業者及びその従業者	災対法 第 71 条
	従事命令	知事等	同上	災害救助法 第 7 条
	協力命令	知事	救助を要する者及びその近隣者	災対法 第 71 条第 1 項
	協力命令	知事等	同上	災害救助法 第 8 条
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	市町村長	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災対法 第 65 条第 1 項
		警察官 海上保安官	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災対法 第 65 条第 2 項
		警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者	警察官職務執行法 第 4 条
消防作業	従事命令	消防吏員又は消防団員	火災の現場付近にある者	消防法 第 29 条第 5 項
水防作業	従事命令	水防管理者 消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者	水防法 第 17 条

資 料 編

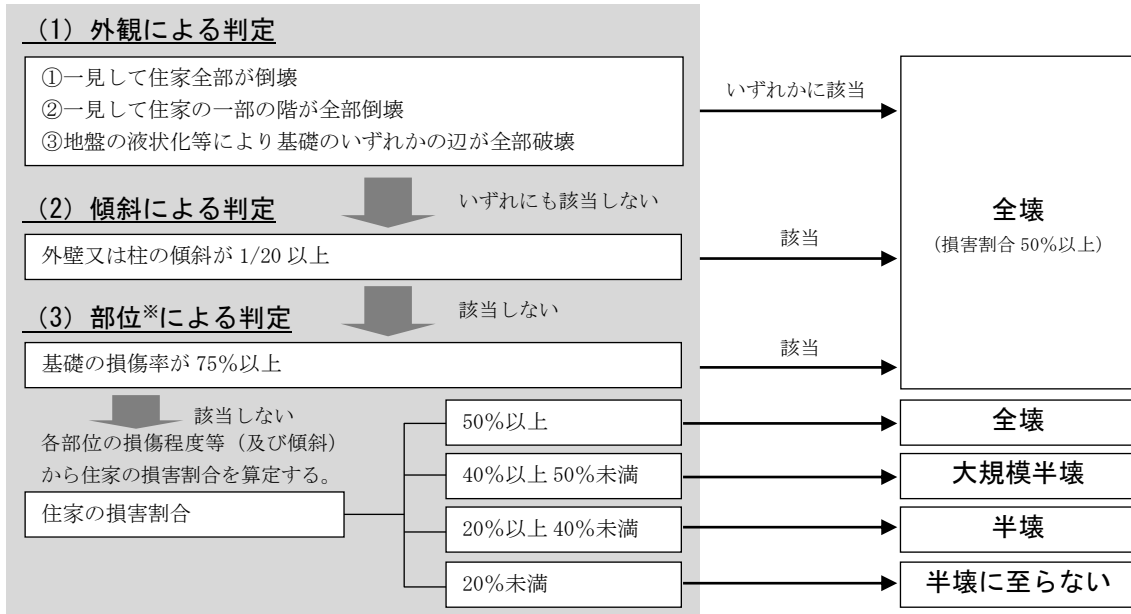
第 4 部 災害復旧・復興

第2章 被災者への生活支援

資料- 111 住家等被害判定手順

1. 地震：木造・プレハブ

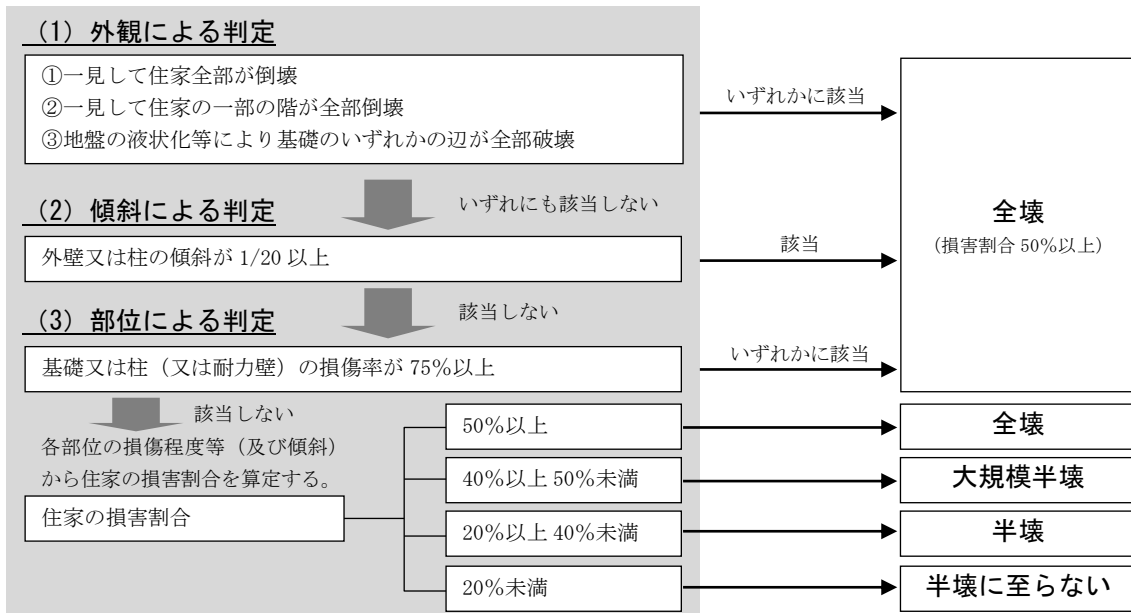
【第1次調査】



※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁（外壁）及び基礎とする。

【第2次調査】

被災者から申請があった場合



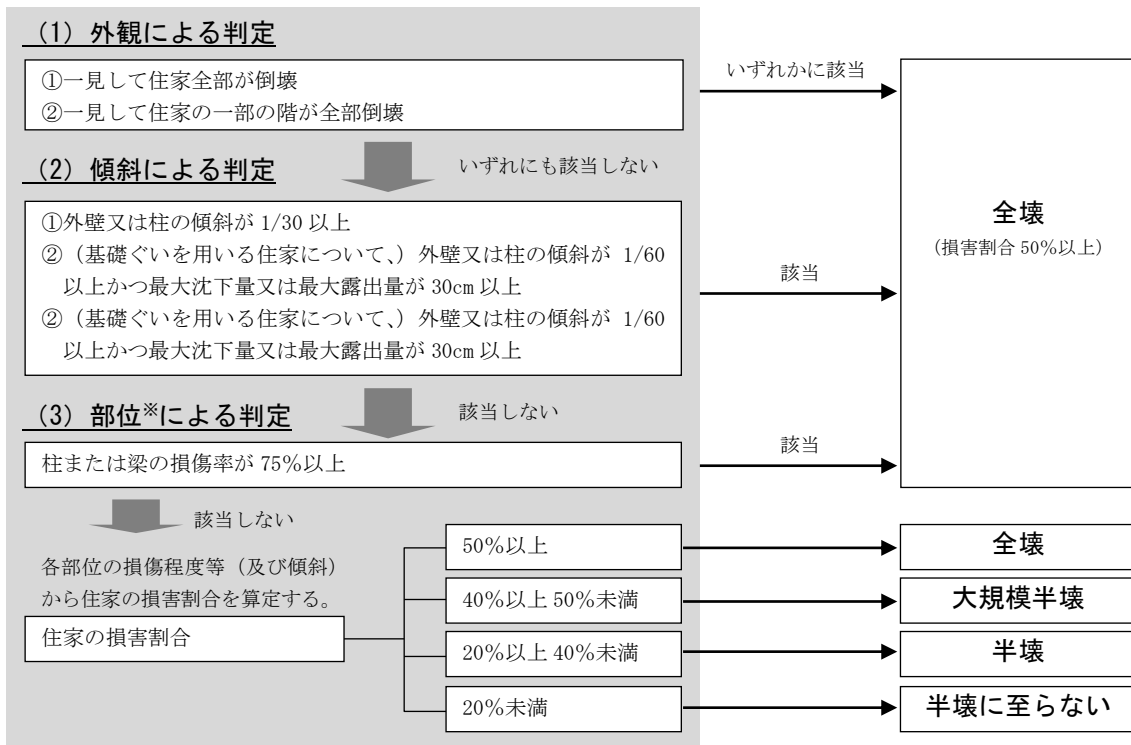
【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

2. 地震：非木造

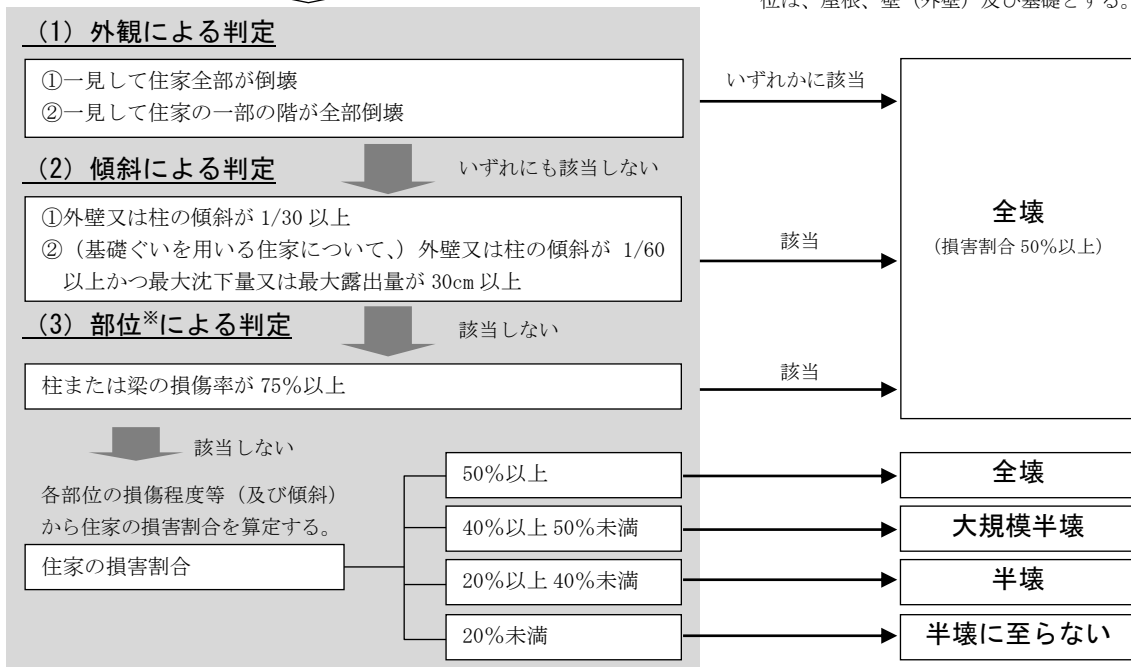
【第1次調査】



【第2次調査】

被災者から申請があった場合

※第1次調査における判定の対象となる部位は、屋根、壁 (外壁) 及び基礎とする。

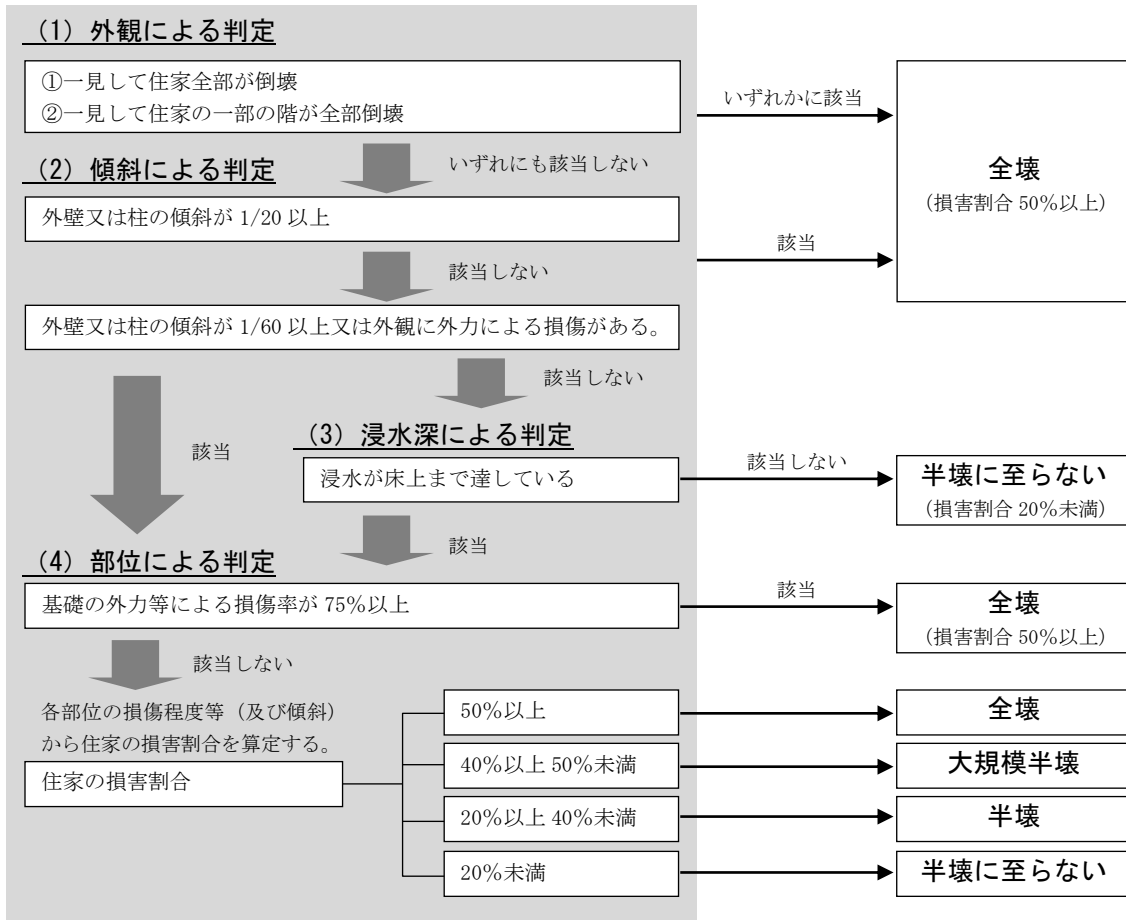


被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

3. 水害：木造・プレハブ

【調査】



【被災者から不服の申立てがあった場合の対応】

被災者から不服の申立てがあった場合

被災者の不服の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

資料編

第5部 法令等一覽

法令- 1 災害救助法

1. 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下の1～5のいずれかを満たした場合である。なお、表内の適用基準は災害救助法施行令第1条による。

番号	適用基準
1	氷川町内で、表1内の世帯以上の住家が滅失した場合
2	熊本県内で、表2（左側）内の世帯以上の住家が滅失し、かつ、氷川町内で表2（右側）内の世帯以上の住家が滅失した場合
3	熊本県内で表3内の世帯以上の住家が滅失し、かつ、氷川町内で多数の世帯の住家が滅失した場合
4	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ氷川町内で多数の世帯の住家が滅失した場合
5	発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害である場合

表1 市町村人口に応じた法適用となる住家滅失世帯数

市町村内人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

表2 都道府県人口及び市町村人口に応じた法適用となる住家滅失世帯数

都道府県内人口	住家滅失世帯数	市町村内人口	住家滅失世帯数
100 万人未満	1,000 世帯	5,000 人未満	15 世帯
100 万人以上 200 万人未満	1,500 世帯	5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
200 万人以上 300 万人未満	2,000 世帯	15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
300 万人以上	2,500 世帯	30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
		50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
		100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
		300,000 人以上	75 世帯

※双方の条件を同時に満たす必要がある

表3 都道府県人口に応じた法適用となる住家減失世帯数

都道府県内人口	住家減失世帯数
100 万人未満	5,000 世帯
100 万人以上 200 万人未満	7,000 世帯
200 万人以上 300 万人未満	9,000 世帯
300 万人以上	12,000 世帯

※表中の条件を満たし、市内で多数の世帯の住家が減失した場合

なお、表内の「住家減失世帯数」は次の被害状況から換算するものである。

<住家減失世帯数 換算の考え方>

- ・ 1 世帯 損壊・焼失・流失した部分の床面積が延床面積の 70%以上に達した程度のも、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも。
- ・ 1/2 世帯 損壊部分が延床面積の 20%以上 70%未満のも、またはその住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも。
- ・ 1/3 世帯 床上浸水や土砂の堆積等により一時的に居住できなくなったもの。

被災世帯の算定基準は、町では以下の基準をもちます。

1. 住家が減失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯を持って、それぞれの住家の減失した 1 世帯とみなす。
2. 住家の減失等の認定は、熊本県地域防災計画資料編第 4 被害報告の 1. 被害報告取扱要領に基づく。
3. 世帯及び住居の単位は、熊本県地域防災計画資料編第 4 被害報告の 1. 被害報告取扱要領に基づく。

適用手続きについて、町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当、又は該当する見込みがあるとき、町長はただちにその旨を八代地域振興局を經由して知事に報告しなければならない。

4. 2. 救助基準

(1) 一般基準

災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上

資料編 第5部 法令等一覧

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1. 規模応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20 日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2 年以内								
		○ 賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。								
炊き出しその他の食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は1/3 日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7 日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること								
					区分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	
					全壊・全焼・流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
						冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
					半壊・半焼・床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900	12,900	18,300	21,800		27,400	3,600					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損 等の実費 2. 病院又は診療所…国民 健康保険診療報酬の額 以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、 別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1. 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の 実費 2. 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内 の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、 別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2. 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明ら かにならない場合は、 以後「死体の捜索」と して取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途 計上
被災した住宅 の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)若 しくはこれらに準 ずる程度の損傷を 受け、自らの資力に より応急修理をす ることができない 者 2. 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難であ る程度に住家が半 壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊 又は半壊若しくは半焼の 被害を受けた世帯 655,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程 度の損傷により被害を受 けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から 3カ月以内 (災害対策基本 法第23条の3第1 項に規定する特定 災害対策本部、同 法第24条第1項 に規定する非常災 害対策本部又は同 法第28条の2第1 項に規定する緊 急災害対策本 部 が設置された 災 害にあっては、6 ヵ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に 届出又はその承認を受 けて使用している教材、 又は正規の授業で使用 している教材実費 2. 文房具及び通学用品は 1人当たり次の金額以 内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び 通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は 個々の実情に応じて 支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡 した者であっても対象と なる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は、別 途計上 2. 災害発生後3日を経 過したものは一応死 亡した者と推定して いる。

資料編 第5部 法令等一覧

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
		一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内		
		検案 救護班以外は慣行料金		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 6. 通信運搬費 7. 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>		

(2) 特別基準

災害の種類、態様によっては、上記一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、災害の実情に即した救助を実施するため、県知事は内閣総理大臣に速やかに協議を行い、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

法令-2 激甚災害法

1. 激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条・第4条）	(1) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (2) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%かつ ① 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25%…の県が1以上又は ② 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%…の県が1以上
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）	(1) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (2) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%かつ ① 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4%…の県が1以上又は ② 一の都道府県の査定見込額 > 10億円…の県が1以上
農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例（第6条）	① 第5条の措置が適用される場合 又は ② 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、①②とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第8条）	農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 0.5%…の県が1以上 ただし、(1)(2)とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日など被害の実情に応じて個別に考慮する。
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第15条）	(1) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% (2) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06%かつ ① 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2%…の県が1以上 又は ② 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円…の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条） 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条） 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）	(1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸 (2) ① 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割以上…の市町村が1以上又は ② 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上…の市町村が1以上 ただし、①②とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

2. 局地激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条・第4条）	<p>(1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額＞当該市町村の標準税収入×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条） 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例（第6条）	<p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）</p>
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条） 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条） 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第15条）	<p>中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

資料編 第5部 法令等一覧

法令- 3 高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免・猶予
支援の内容	災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除するもの
活用できる方	地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象
お問い合わせ	熊本県、教育委員会、学校

法令- 4 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
制度の内容	災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与
活用できる方	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）、高等学校の生徒・学生
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）、独立行政法人日本学生支援機構

法令- 5 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
制度の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じるもの
活用できる方	障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	企画財政課、学校教育課

法令- 6 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができる 2 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができる 3 期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2カ月以内の範囲で申告等の期限が延長される
活用できる方	災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象
お問い合わせ	熊本県、税務課

法令-7 国税の特別措置

支援の種類	減免、猶予、延長
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2カ月以内の範囲でその期限が延長される。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがある 2 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる 3 予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができる 4 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を經由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる 5 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、（1）所得税法に定める雑損控除の方法、（2）災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署に確認が必要
活用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 1 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などを行うことができないと認められる方を対象とする 2 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方を対象とする 3 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方を対象とする 4 給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などを対象とする 5 雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方を対象とする。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方を対象とする
お問い合わせ	八代税務署

資料編 第5部 法令等一覧

法令- 8 医療保険、介護保険料の保険料等の減免・猶予

支援の種類	減免・猶予	
支援の内容	医療保険、介護保険の保険料等について、減免・猶予を講じるもの	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料等の減免・猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料等の減免・猶予が講じられる場合がある
	健康保険料の納期限の延長・猶予等	健康保険料の納期限の延長・猶予等が講じられる場合がある
	介護保険料等の減免・猶予	介護保険料等の減免・猶予が講じられる場合がある
活用できる方	災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料等の支払いが困難と認められる方	
お問い合わせ	総務課、福祉課、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合	

法令- 9 生活保護

支援の種類	給付、現物支給・現物貸与		
制度の内容	<p>1 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要かつ最低限度の保護を行うもの</p> <p>2 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が前提となる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される</p> <p>3 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成される。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付を原則とする</p> <p>4 保護の基準は、厚生労働大臣が設定する</p>		
		東京都区部等	地方郡部等
	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380円	129,910円
	高齢者単身世帯（68歳）	79,790円	64,480円
	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,200円	96,330円
	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140円	158,170円
	（平成27年4月～）		
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも保護の基準を下回るもの		
お問い合わせ	熊本県、福祉課		

法令- 10 放送受信料の免除

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがある 2 免除にあたっては、NHK が調査を実施した上で、免除の対象者を確定する
活用できる方	1 受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方 2 このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある
お問い合わせ	日本放送協会

法令- 11 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等を軽減・免除するもの 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある
活用できる方	対象者については、熊本県、氷川町、関係事業者が定める
お問い合わせ	熊本県、関係各課、関係事業者

法令-12 未払賃金立替払制度

支援の種類	立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払うもの 2 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。 3 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する
活用できる方	<p>次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用者が、 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと (2) 1年以上事業活動を行っていたこと (3) ①法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある ②事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要である 2 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6カ月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

法令- 13 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給するもの 2 災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施する
活用できる方	災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象
お問い合わせ	公共職業安定所

法令- 14 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができるもの 2 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある
活用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 1 以下の要件を満たす方が対象 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 (2) 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 (3) 入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） 被災市街地復興推進地域に指定された地域では、同居親族要件、入居収入基準はない ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合がある
お問い合わせ	熊本県、建設下水道課

法令- 15 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができるもの
活用できる方	災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
お問い合わせ	熊本県、建設下水道課

法令- 16 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付・還付
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給。また、訓練生に対して訓練手当などを支給するもの 2 事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日） 3 訓練期間は、6カ月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内とする。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内
活用できる方	<p>職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次の（1）から（5）に該当する事業主に委託して行う</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）職場適応訓練を行う設備があること （2）指導員としての適当な従業員がいること （3）労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること （4）労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること （5）職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

法令- 17 恩給担保貸付

支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	1 恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの		
	2 貸付限度額等は次のとおり		
	貸付限度額	恩給	250万円以内、ただし恩給の年額の3年分以内
		共済年金	250万円以内、ただし共済年金の年額の2.8年分以内（生活費は100万円以内）
	対象経費	住宅などの資金や事業資金	
保証人等	恩給等の証書を預けると共に、1名以上の連帯保証人が必要		
	※1 金利については株式会社日本政策金融公庫に確認		
	※2 共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内まで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行う。		
活用できる方	恩給等の受給者の方を対象とする		
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 各支店		

法令- 18 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付・還付
制度の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助するもの
活用できる方	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。 また、避難をされている方。
お問い合わせ	熊本県、教育委員会、学校

法令- 19 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する
活用できる方	幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができる）
お問い合わせ	熊本県、教育委員会、幼稚園

資料編 第5部 法令等一覧

法令- 20 特別支援学校等への就学奨励事業

支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に、通学費、学用品費を援助する
活用できる方	被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	熊本県、教育委員会、学校

法令- 21 大学等授業料等減免措置

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行う ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なる
活用できる方	各大学等において、減免等を必要とすると認める方
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

法令- 22 国の教育ローン

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する	
	2 貸付限度額等は次のとおり	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
	保全	（公財）教育資金融資保証基金
※金利については株式会社日本政策金融公庫に確認のこと。		
活用できる方	世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり	
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 国のローンコールセンター 電話 0570-008-656	

法令- 23 職業訓練

支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	1 災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられる。 2 また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される制度もある
活用できる方	災害により離職した者が、再就職のための職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者を対象とする
お問い合わせ	公共職業安定所

法令- 24 職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付・還付
制度の内容	<p>1 就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給される</p> <p>(1) 広域求職活動費 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給</p> <p>(2) 移転費 就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給</p> <p>(3) 訓練手当 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40 日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される</p>
活用できる方	激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など
お問い合わせ	公共職業安定所など 公共職業安定所又は熊本県労働局、熊本県

法令- 25 法的トラブル等に関する情報提供

支援の種類	サービス
制度の内容	全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内する
活用できる方	利用に際して制限なし（法的トラブルかどうかわからない方も、問い合わせ可能）
お問い合わせ	<p>1 法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374^{おなやみなし}</p> <p>2 法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ (http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html) を確認のこと</p>

法令-26 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）																								
制度の内容	<p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） 2 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替（「代理援助」） 3 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」） 																								
活用できる方	<p>次の要件を満たしている場合に援助を受けることが可能 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要がある</p> <p>（1）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断する</p> <p>① 月収が一定額以下であること</p> <table> <tr> <td>単身者</td> <td>182,000円以下（200,200円以下）</td> </tr> <tr> <td>2人家族</td> <td>251,000円以下（276,100円以下）</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>272,000円以下（299,200円以下）</td> </tr> <tr> <td>4人家族</td> <td>299,000円以下（328,900円以下）</td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準 ※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算（東京都特別区については、別途定めあり）</p> <table> <tr> <td>単身者</td> <td>／41,000円</td> <td>2人家族</td> <td>／53,000円</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>／66,000円</td> <td>4人家族以上</td> <td>／71,000円</td> </tr> </table> <p>② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たすこと必要</p> <table> <tr> <td>単身者</td> <td>／180万円以下</td> <td>2人家族</td> <td>／250万円以下</td> </tr> <tr> <td>3人家族</td> <td>／270万円以下</td> <td>4人家族</td> <td>／300万円以下</td> </tr> </table> <p>※3カ月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除</p> <p>（2）勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含む</p> <p>（3）民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できない</p>	単身者	182,000円以下（200,200円以下）	2人家族	251,000円以下（276,100円以下）	3人家族	272,000円以下（299,200円以下）	4人家族	299,000円以下（328,900円以下）	単身者	／41,000円	2人家族	／53,000円	3人家族	／66,000円	4人家族以上	／71,000円	単身者	／180万円以下	2人家族	／250万円以下	3人家族	／270万円以下	4人家族	／300万円以下
単身者	182,000円以下（200,200円以下）																								
2人家族	251,000円以下（276,100円以下）																								
3人家族	272,000円以下（299,200円以下）																								
4人家族	299,000円以下（328,900円以下）																								
単身者	／41,000円	2人家族	／53,000円																						
3人家族	／66,000円	4人家族以上	／71,000円																						
単身者	／180万円以下	2人家族	／250万円以下																						
3人家族	／270万円以下	4人家族	／300万円以下																						
お問い合わせ	<ol style="list-style-type: none"> 1 法テラス・サポートダイヤルについては、0570-078374 2 法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ（http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html）を確認のこと 																								

法令- 27 民事調停の申立手数料の免除

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	1 民事調停の申立手数料を免除 2 特定非常災害に起因する民事に関する紛争に限られる
活用できる方	被災地に、特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた方
お問い合わせ	最寄りの裁判所

法令- 28 災害弔慰金

支援の種類	給付・還付
制度の内容	1 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する 2 災害弔慰金の支給額は次のとおり (1) 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 (2) その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給
活用できる方	1 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）の遺族 2 支給の範囲・順位は、 死亡した方の（1）配偶者、（2）子、（3）父母、（4）孫、（5）祖父母
対象災害	次の各号のいずれかに規定する災害 (1) 町内で5世帯以上の住宅が滅失した災害 (2) 県内で災害救助法による救助が行われた災害 (3) 前2号と同等の災害と認められる特別の事情がある場合で、厚生労働大臣が特に定める災害
国、県の助成	要する費用につき、その3/4を補助する（国1/2、県1/4）
お問い合わせ	福祉課

法令- 29 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う。貸付限度額等は次のとおり		
	貸付限度額	(1) 世帯主に1カ月以上の負傷がある場合 ①当該負傷のみ.....150万円 ②家財の3分の1以上の損害.....250万円 ③住居の半壊.....270万円 (350万円) ④住居の全壊.....350万円 (2) 世帯主に1カ月以上の負傷がない場合 ①家財の3分の1以上の損害.....150万円 ②住居の半壊.....170万円 (250万円) ③住居の全壊（エの場合を除く）.....250万円 (350万円) ④住居の全体の滅失又は流失.....350万円 ※カッコ内の金額は、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
		貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
		据置期間	3年以内（特別の場合5年）
		償還期間	10年以内（据置期間を含む）
活用できる方	以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主を対象とする (1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1カ月以上 (2) 家財の1/3以上の損害 (3) 住居の半壊又は全壊・流出 なお、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額が、同一の世帯に属する者の人数により下記の限度額であること。ただし、その世帯の住居が滅失した場合1,270万円		
	世帯人員	町民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
対象災害	県内で災害救助法による救助が行われた自然災害		
県の助成	町が貸付の財源として必要とする金額に該当する金額に貸し付ける		
お問い合わせ	福祉課		

法令- 30 災害援護金の支給

支援の種類	給付・還付																																																														
制度の内容	災害義援金は日本赤十字社や県など、受け入れ窓口が全国の有志から義援金を受け付け集金した後、各被災地（赤十字社の場合各被災都道府県）に設置された義援金配分委員会に送金される。そのうち、委員会の決定に基づき、管下の配分対象市町村へ義援金が送金される。そののちに被災者からの申請に基づき、各市町村から義援金が届けられる構図になっている。																																																														
活用できる方とその金額例	<p>災害義援金は義援金の額や状況によって左右されるので都度対応が変化する。 平成 28 年熊本地震の際に、熊本市が定めたものを参考例示する。</p> <p>1 災害により以下の被害を受けた方と市の義援金配分金額例</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="5">熊本市災害義援金配分金額</th> </tr> <tr> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> <th>4次</th> <th>4次配分までの合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">人的被害</td> <td>(1) 死亡者</td> <td>22万円</td> <td>60万円</td> <td>20万円</td> <td>なし</td> <td>102万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 重傷者</td> <td>2.2万円</td> <td>6万円</td> <td>2万円</td> <td>なし</td> <td>10.2万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">住家被害</td> <td>(3) 全壊</td> <td>22万円</td> <td>60万円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>82万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 大規模半壊</td> <td>11万円</td> <td>30万円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 半壊</td> <td>11万円</td> <td>30万円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 一部損壊 (修理100万以上)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>10万円</td> <td>なし</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>(7) 一部損壊 (非課税)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>(8) 一部損壊 (ひとり親)</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>3万円</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者及び行方不明者を除く) (5) 自然災害により負傷者（重傷）が生じたとき</p>	被害区分		熊本市災害義援金配分金額					1次	2次	3次	4次	4次配分までの合計額	人的被害	(1) 死亡者	22万円	60万円	20万円	なし	102万円	(2) 重傷者	2.2万円	6万円	2万円	なし	10.2万円	住家被害	(3) 全壊	22万円	60万円	なし	なし	82万円	(4) 大規模半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円	(5) 半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円	(6) 一部損壊 (修理100万以上)	なし	なし	10万円	なし	10万円	(7) 一部損壊 (非課税)	なし	なし	なし	3万円	3万円	(8) 一部損壊 (ひとり親)	なし	なし	なし	3万円	3万円
被害区分				熊本市災害義援金配分金額																																																											
		1次	2次	3次	4次	4次配分までの合計額																																																									
人的被害	(1) 死亡者	22万円	60万円	20万円	なし	102万円																																																									
	(2) 重傷者	2.2万円	6万円	2万円	なし	10.2万円																																																									
住家被害	(3) 全壊	22万円	60万円	なし	なし	82万円																																																									
	(4) 大規模半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円																																																									
	(5) 半壊	11万円	30万円	なし	なし	41万円																																																									
	(6) 一部損壊 (修理100万以上)	なし	なし	10万円	なし	10万円																																																									
	(7) 一部損壊 (非課税)	なし	なし	なし	3万円	3万円																																																									
	(8) 一部損壊 (ひとり親)	なし	なし	なし	3万円	3万円																																																									
対象災害	災害義援金の募集が行われる規模の災害																																																														
お問い合わせ	福祉課																																																														

法令- 31 熊本県災害障害見舞金

支援の種類	給付・還付		
制度の内容	熊本県に居住する者で、自然災害（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）（以下「法」という。）第2条に規定する災害（以下「自然災害」という。）による災害）に支給する		
	被害程度	支給対象	金額
	自然災害により住家が全壊（焼）又は、流失したとき	1世帯当たり	10,000円
	自然災害により住家が半壊（焼）したとき	1世帯当たり	5,000円
	自然災害により住家が床上浸水したとき	1世帯当たり	5,000円
	自然災害による死亡者及び行方不明者が生じたとき（但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者及び行方不明者を除く）	1人当たり	50,000円
	自然災害により負傷者（重傷）が生じたとき	1人当たり	5,000円
活用できる方	1 災害により以下の被害を受けた方 (1) 自然災害により住家が全壊（焼）又は、流失したとき (2) 自然災害により住家が半壊（焼）したとき (3) 自然災害により住家が床上浸水したとき (4) 自然災害による死亡者及び行方不明者が生じたとき (但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者及び行方不明者を除く) (5) 自然災害により負傷者（重傷）が生じたとき		
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずること（災害弔慰金の支給等に関する法律第2条に規定）		
お問い合わせ	熊本県		

法令- 32 生活福祉資金貸付制度による貸付

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの	
	2 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）がある。これらの貸付限度額等は次のとおり	
	(1) 福祉費	
	貸付限度額	150万円（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6カ月以内
	償還期間	7年以内（目安）
	(2) 緊急小口資金	
	貸付限度額	10万円
	貸付利率	無利子
据置期間	2カ月以内	
償還期間	8カ月以内	
活用できる方	1 低所得世帯 2 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外	
お問い合わせ	熊本県、福祉課、氷川町社会福祉協議会	

資料編 第5部 法令等一覧

法令- 33 母子父子寡婦福祉資金貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの 災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸し付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる
活用できる方	<ol style="list-style-type: none"> 母子父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 母子福祉団体（法人） 父母のいない児童（20歳未満） 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） <ol style="list-style-type: none"> 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問い合わせ	町民課

法令- 34 年金担保貸付、労災年金担保貸付

支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ol style="list-style-type: none"> 恩給・共済年金、国民年金、厚生年金保険、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの 貸付限度額等は次のとおり <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>次のうち最も低い額 ・年金額の1.0倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内 (原則2年半で返済できる額) ・250万円以内（一部の用途は100万円以内）</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> 金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認が必要 	貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の1.0倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内 (原則2年半で返済できる額) ・250万円以内（一部の用途は100万円以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	次のうち最も低い額 ・年金額の1.0倍以内 ・各支払期の返済額の15倍以内 (原則2年半で返済できる額) ・250万円以内（一部の用途は100万円以内）						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	年金受給者の方が対象						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構						

法令- 35 被災者生活再建支援制度

支援の種類	給付																											
制度の内容	<p>1 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給するもの</p> <p>2 支給額は、下記の2つの支援金の合計額（最大300万円）となる。 なお、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4とする</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 給 額</td> <td></td> <td>100万円以内</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支 給 額</td> <td></td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円とする</p>			住宅の被害程度				全壊等	大規模半壊	支 給 額		100万円以内	50万円			住宅の再建方法					建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）	支 給 額		200万円	100万円	50万円
		住宅の被害程度																										
		全壊等	大規模半壊																									
支 給 額		100万円以内	50万円																									
		住宅の再建方法																										
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅を除く）																								
支 給 額		200万円	100万円	50万円																								
活用できる方	<p>1 住宅が全壊した世帯</p> <p>2 住宅が半壊又は住宅の敷地被害により、やむを得ず解体した世帯</p> <p>3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯</p> <p>4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>※なお、被災時に現に居住していた世帯が対象となるため、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象外</p>																											
適用災害	<p>1 災害救助法に該当する（各市町村別に住宅の減失がある一定規模以上発生）被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>2 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</p> <p>3 100世帯以上の住宅が全壊した都道府県における自然災害</p> <p>4 1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市における自然災害</p>																											
お問い合わせ	熊本県、福祉課																											

法令- 36 災害復興住宅融資（建設）

支援の種類	貸付（融資）			
制度の内容	<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方、住宅を建設する場合に受けられる融資 ※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が住宅を取得する場合に受けられる融資</p> <p>2 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅</p> <p>3 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</p> <p>4 この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる</p>			
		構造等	融資限度額	返済期間
	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
		木造住宅（一般）		25年
	特例加算額（一般分）		450万円	併せて利用する基本 融資額の返済期間と 同じ返済期間
	土地取得資金		970万円	
整地資金		390万円		
※金利については、独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要				
活用できる方	本人が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象			
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構			

法令-37 災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

支援の種類	貸付（融資）																																						
制度の内容	<p>1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資</p> <p>※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資</p> <p>2 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は70㎡以上、リ・ユースプラスマンションは50㎡以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要</p> <p>3 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要</p> <p>4 この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる</p> <p>(1) 新築住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>構造等</th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本融資額</td> <td>耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）</td> <td rowspan="2">2,430万円</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td>木造住宅（一般）</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td></td> <td>450万円</td> <td>併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中古住宅の購入</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額</th> </tr> <tr> <th>リ・ユース</th> <th>リ・ユースプラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,130万円</td> <td>2,430万円</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>450万円</td> <td>450万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建て方</th> <th>種別</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建て等</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>35年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">マンション</td> <td>リ・ユースマンション</td> <td>25年</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td>35年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要</p>		構造等	融資限度額	返済期間	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,430万円	35年	木造住宅（一般）	25年	特例加算額		450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間		融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	基本融資額	2,130万円	2,430万円	特例加算額	450万円	450万円	建て方	種別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	25年	リ・ユースプラス住宅	35年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年
		構造等	融資限度額	返済期間																																			
	基本融資額	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,430万円	35年																																			
		木造住宅（一般）		25年																																			
	特例加算額		450万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間																																			
		融資限度額																																					
		リ・ユース	リ・ユースプラス																																				
	基本融資額	2,130万円	2,430万円																																				
	特例加算額	450万円	450万円																																				
	建て方	種別	返済期間																																				
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年																																					
	リ・ユースプラス住宅	35年																																					
マンション	リ・ユースマンション	25年																																					
	リ・ユースプラスマンション	35年																																					
活用できる方	本人が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方であって、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象																																						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構																																						

法令- 38 災害復興住宅融資（補修）

支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資 ※平成21年6月14日以前に罹災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が住宅を補修する場合に受けられる融資 2 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要 3 この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できる（ただし、返済期間は延長できない）		
		融資限度額	返済期間
	基本融資額	640万円	20年
	整地資金 引方移転資金	390万円	併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要		
活用できる方	本人が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象		
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構		

法令- 39 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）			
制度の内容	1 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの 2 支援の内容の概要は次のとおり （1）返済金の払込みの据置 1～3年間 （2）据置期間中の金利の引下げ 0.5～1.5%の金利引下げ ※フラット35を除く （3）返済期間の延長 1～3年 3 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決定されるため、住宅金融支援機構又は取り扱いの金融機関に相談が必要			
	活用できる方	以下のいずれかに該当する方が対象		
		1 地震、津波又は噴火により、借入金で取得した建物又は敷地が損害を受け、その復旧に相当の自己資金が必要となり、そのため返済能力が著しく低下した方 2 大規模地震等（機構が定める地震、津波又は噴火）の場合に該当する対象者 （1）融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 （2）債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 （3）商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方		
お問い合わせ				
	独立行政法人住宅金融支援機構又は取り扱いの金融機関			

法令- 40 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるもの	
	2 貸付限度額等は、次のとおり	
	貸付限度額	200万円以内
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6カ月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
	償還期間	7年
活用できる方	住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯が対象	
お問い合わせ	熊本県、福祉課、氷川町社会福祉協議会	

法令- 41 宅地防災工事資金融資

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される	
	2 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資するもの	
	融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
	償還期間	15年以内
	※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要	
活用できる方	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方を対象とする	
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関	

法令-42 地すべり等関連住宅融資

支援の種類	貸付（融資）					
制度の内容	1 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合に利用できるもの 2 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある					
	地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋				
	土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋				
	密集市街地関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋				
	3 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要					
			融資限度額		返済期間	
			移転資金 又は 建設資金	土地取得資金		
	建設	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）		1,460万円	970万円	35年
		木造住宅（一般）				25年
	購入	新築	耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	2,430万円		35年
木造住宅（一般）			25年			
中古		リ・ユース住宅	2,130万円		25年	
		リ・ユースマンション			25年	
		リ・ユースプラス住宅	2,430万円		35年	
		リ・ユースプラスマンション				
※いずれの場合も、特例加算額450万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になる ※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認が必要						
活用できる方	関連事業計画または勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方を対象とする					
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関					

法令- 43 生活福祉資金貸付制度による貸付（住宅の補修等）

支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	1 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。	
	2 貸付限度額等は次のとおり	
	貸付限度額	250万円以内（目安）
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
	据置期間	6カ月以内
	償還期間	7年以内（目安）
対象者	1 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が対象 2 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外	
お問い合わせ	熊本県、福祉課、氷川町社会福祉協議会	

法令-44 天災融資制度

支援の種類	融資																																																	
<p>制度の内容</p>	<p>1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図るもの</p>																																																	
	<p>2 天災融資制度の内容は次のとおり (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)</p>																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th>(1) 損失額の%</th> <th>(2) 万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td></td> <td>55</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td></td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td></td> <td>45</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td></td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td></td> <td>80</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td></td> <td>50</td> <td>500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td></td> <td>50</td> <td>200</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>					区分		融資限度額	(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額		(1) 損失額の%	(2) 万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		55	500	2,500	一般農業者		45	200	2,000	林業者			45	200	2,000	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金		80	500	2,500	水産動植物養殖資金		50	500	2,500	一般漁業者		50	200	2,000
	区分		融資限度額	(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額																																														
				(1) 損失額の%	(2) 万円																																													
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		55	500	2,500																																												
		一般農業者		45	200	2,000																																												
	林業者			45	200	2,000																																												
	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000																																												
		漁船建造・取得資金		80	500	2,500																																												
水産動植物養殖資金			50	500	2,500																																													
一般漁業者			50	200	2,000																																													
<p>3 被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律)</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">融資限度額</th> <th colspan="2">(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額</th> </tr> <tr> <th>(1) 損失額の%</th> <th>(2) 万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td></td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td></td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td></td> <td>80</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td></td> <td>60</td> <td>600</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td></td> <td>60</td> <td>250</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table>					区分		融資限度額	(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額		(1) 損失額の%	(2) 万円	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		80	600	2,500	一般農業者		60	250	2,000	林業者			60	250	2,000	漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金		80	600	2,500	水産動植物養殖資金		60	600	2,500	一般漁業者		60	250	2,500	
区分		融資限度額	(1) 又は (2) のうちどちらか低い金額																																															
			(1) 損失額の%	(2) 万円																																														
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者		80	600	2,500																																													
	一般農業者		60	250	2,000																																													
林業者			60	250	2,000																																													
漁業者	漁具購入資金		80	5,000	5,000																																													
	漁船建造・取得資金		80	600	2,500																																													
	水産動植物養殖資金		60	600	2,500																																													
	一般漁業者		60	250	2,500																																													
<p>4 貸付利率、償還期限は次のとおり</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">資格者</th> <th>貸付利率</th> <th>償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 被害農林漁業者</td> <td>損失額が30%未満</td> <td>6.5%以内</td> <td>3年、4年、5年以内</td> </tr> <tr> <td>損失額が30%以上</td> <td>5.5%以内</td> <td>5年、6年以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 特別被害農林漁業者</td> <td>3.0%以内</td> <td>6年以内</td> </tr> </tbody> </table>					資格者		貸付利率	償還期限	(1) 被害農林漁業者	損失額が30%未満	6.5%以内	3年、4年、5年以内	損失額が30%以上	5.5%以内	5年、6年以内	(2) 特別被害農林漁業者		3.0%以内	6年以内																															
資格者		貸付利率	償還期限																																															
(1) 被害農林漁業者	損失額が30%未満	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																															
	損失額が30%以上	5.5%以内	5年、6年以内																																															
(2) 特別被害農林漁業者		3.0%以内	6年以内																																															
<p>活用できる方</p>	<p>次の基準に該当する氷川町長の認定を受けた方を対象とする</p>																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(1) 被害農林漁業者</th> <th>(2) 特別被害農林漁業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 ② 樹体の損失額が30%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上</td> </tr> </tbody> </table>					(1) 被害農林漁業者	(2) 特別被害農林漁業者	① 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 ② 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上																																									
	(1) 被害農林漁業者	(2) 特別被害農林漁業者																																																
① 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 ② 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 ② 林業施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上</td> </tr> <tr> <td>① 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 ② 水産施設の損失額が50%以上</td> <td>左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上</td> </tr> </tbody> </table>					① 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 ② 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上	① 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 ② 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																										
① 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 ② 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																																	
① 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 ② 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																																	
<p>お問い合わせ</p>	<p>農業振興課</p>																																																	

法令-45 株式会社日本政策金融公庫による資金貸付

支援の種類	融資
制度の内容	<p>1 株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っている</p> <p>(1) 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの</p> <p>(2) 農林漁業施設資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資するもの</p> <p>(3) 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資するもの</p> <p>(4) 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資するもの</p> <p>(5) 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資するもの</p> <p>2 上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸し付けがあるため、各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫に確認が必要</p>
活用できる方	農林漁業者
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫

法令-46 災害復旧貸付

支援の種類	融資														
制度の内容	<p>1 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資するもの</p> <p>2 災害復旧資金貸し付けは、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受け付けを行う</p> <p>3 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">(1) 国民生活事業</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>(2) 中小企業事業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>(3) 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>設備資金 10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <p>4 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なるため、詳しくは各社に確認が必要</p>	(1) 国民生活事業		貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償還期間	設備資金 10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち2年以内の据置可能）
(1) 国民生活事業															
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額														
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）														
貸付限度額	1億5千万円以内														
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）														
貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額														
償還期間	設備資金 10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金 10年以内（うち2年以内の据置可能）														
活用できる方	中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等														
お問い合わせ	株式会社日本生活金融公庫、株式会社商工組合中央金庫														

法令- 47 高度化事業（災害復旧貸付）

支援の種類	融資						
制度の内容	<p>1 大規模な災害により、既往の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設等が罹災し、当該施設の復旧を図る場合又は施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金を貸し付けるもの</p> <p>2 支援の内容は、次のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>3 資本金や業種等の条件があるため、詳しくは熊本県に確認が必要</p>	貸付割合	90%以内	償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸付利率	無利子
貸付割合	90%以内						
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸付利率	無利子						
活用できる方	<p>事業協同組合等であって、以下のいずれかに該当する場合を対象とする</p> <p>(1) 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が罹災した場合</p> <p>(2) 施設等の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合</p>						
お問い合わせ	熊本県、独立行政法人中小企業基盤整備機構						

法令- 48 災害関係保証

支援の種類	信用保証
制度の内容	<p>1 金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度</p> <p>2 融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%</p> <p>3 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用可能</p>
活用できる方	地震、津波等により直接被害を受けた方及び原発事故に係る警戒区域等の区域内の方を対象とする
お問い合わせ	信用保証協会

法令- 49 マル経融資

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度</p> <p>【通常枠】</p> <p>①貸付限度額 1,500万円</p> <p>②貸付金利 平成25年11月1日現在1.60%（日本公庫基準金利から▲0.3%） （貸付期間、措置期間は震災対応特枠と同じ）</p>
活用できる方	<p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

法令- 50 生活衛生改善貸付

支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<p>生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受けることによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。</p> <p>①貸付限度額 1,500万円</p> <p>②貸付金利 平成25年11月1日現在1.60%（日本公庫基準金利から▲0.3%）</p>
活用できる方	<p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下の法人・個人事業主</p> <p>2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
お問い合わせ	最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

法令- 51 セーフティネット保証

支援の種類	信用保証
制度の内容	<p>1 震災被害に限らず、業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度</p> <p>2 融資額の全額を保証（100%）し、保証料率は概ね0.7%～1.0%</p> <p>3 無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できる</p>
活用できる方	売上高の減少等、業況が悪化している業種の中小企業者が対象。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

資 料 編

第 6 部 協定等一覽

協定-1 締結協定一覧

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
1	災害協定	災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定	(社)熊本県産業廃棄物協会	災害時に発生した廃棄物の処理	平成23年 1月20日	町民課
2	災害協定	大空町との災害時相互応援協定	北海道大空町	災害時における被災者に対する救護等の応援体制	平成24年 8月27日	総務課
3	災害協定	氷川町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省 九州地方整備局	大規模災害時の職員の応援に関する協定	平成23年 7月19日	総務課
4	災害協定	災害発生時における物資等の緊急輸送にかかる協定書	公益社団法人熊本県トラック協会	災害時における物資の緊急輸送	平成27年 2月16日	総務課
5	消防応援	熊本県消防相互応援協定	熊本県の市町村、消防の一部事務組合並びに消防を含む一部事務組合及び広域連合	県内において火災その他の災害が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減する	平成27年 4月1日 施行	総務課
6	消防応援	九州自動車道における消防相互応援協定	熊本市、八代市、水俣市、宇城市、合志市、和水町、南関町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、山江村、有明広域行政事務組合、人吉市下球磨消防組合、水俣芦北広域行政事務組合、八代広域行政事務組合、宇城広域連合、菊池広域連合、上益城消防組合	熊本県内の九州自動車道、九州中央自動車道および南九州自動車道において災害が発生した場合に、協定市町村の相互の消防力を活用して、災害による被害を軽減する。	平成27年 4月1日 施行	総務課
7	災害協定	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリービバレッジ(株)	災害時における飲料の供給	平成22年 5月1日	総務課
8	災害協定	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給	平成23年 7月27日	総務課
9	災害協定	災害発生時における氷川町と氷川町関係郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 宮原郵便局 竜北郵便局 八代郵便局	緊急車両等としての車両の提供、避難先リスト等の情報の相互提供、広報活動、災害特別事務取扱及び援護対策、道路損傷状況の報告、避難所における郵便取扱、その他	平成27年 11月1日	総務課
10	災害協定	災害により損壊した建築物等の解体撤去の支援に関する協定	(社)熊本県解体工事業協会	災害により被災した建築物の解体撤去	平成30年 9月4日	町民課
11	災害協定	災害時における廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	熊本県清掃事業協議会	災害時における廃棄物の収集運搬	平成30年 12月14日	町民課
12	災害協定	氷川町地区災害復旧に関する協定	九州電力送配電(株)八代配電事業所	災害・気象・停電・道路情報共有 災害復旧・電力復旧	令和元年 11月11日	総務課

資料編 第6部 協定等一覧

番号	種類	協定書名	相手方及び施設名	内容	締結日	担当課
13	災害協定	災害時レンタル機材の提供に関する協定	(株) アクティオ	レンタル機材の優先有償提供	令和2年 2月14日	総務課
14	災害協定	災害にかかる情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	災害情報のメールなどの発信	令和2年 3月26日	総務課
15	災害協定	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	住宅地図、広域図、住宅地図インターネット配信サービスの提供	令和2年 12月16日	総務課
16	災害協定	災害時における応急対策活動に関する協定書	氷川町建設業協会 18社	災害時における応急対策活動	令和3年 4月1日	総務課
17	災害協定	災害時における物資供給に関する協定	(株) ナフコ	災害時における支援物資の調達	令和3年 4月1日	総務課
18	災害協定	熊本県町村災害時相互応援に関する協定	熊本県町村会	単独では応急の復旧及び復興対策ができない場合の相互応援	令和3年 5月19日	総務課

資料編

第7部 様式一覧

県の報告様式

県の報告様式- 1

様式第1号

災 害 情 報			
災害の種別		災害発生日時	
災害発生場所	(グリッド番号)		
発信機関		受信機関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注 意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

資料編 第7部 様式一覽

県の報告様式- 2

(様式第2号)

被害状況報告(速報・確定)

市町村名

報告者名

災害名

年 月 日 時 分 現在

市町村名		〇											計	摘要		
区分																
1	人的被害	死者	人										0			
		うち 災害関連死者	人										0			
		行方不明者	人										0			
		重傷者	人										0			
		軽傷者	人										0			
5		分類未確定	人									0				
6-23	住家被害	全壊	棟										0			
			世帯										0			
			人										0			
		半壊	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		床上浸水	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		床下浸水	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		一部破損	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		分類未確定	棟												0	
			世帯												0	
			人												0	
		24-26	非住家	公共建物	棟											0
				その他	棟											0
				分類未確定	棟											0
		27		り災世帯数	世帯										0	
		28		り災者数	人										0	
29		災害警戒本部等設置日時										0				
30		災害警戒本部等廃止日時										0				
31		災害対策本部設置日時										0				
32		災害対策本部廃止日時										0				
33		消防職員出動延人数										0				
34		消防団出動延人数										0				

区分		市町村名										摘要	
		□	□	市	町	村							
35	首長の安否	確認済											
		未確認											
36	職員の参集状況	充足											
		不足											
37	本庁舎の使用の可否	可・否											
38	電力の確保状況	本庁	通電										
			停電										
39	支所等	通電											
		停電											
40	水の確保状況	職員用	充足										
			不足										
41	住民用	充足											
		不足											
42	食料の確保状況	職員用	充足										
			不足										
43	住民用	充足											
		不足											
44	孤立地域の有無	有											
		無											
45	電話	異常なし											
		不通											
46	F A X	異常なし											
		不通											
47	インターネット	異常なし											
		不通											
48	防災行政無線	異常なし											
		不通											
49	防災情報ネットワーク	異常なし											
		不通											

様式第4号

住民避難等報告書

市町村名(担当者名)	
報告日・時間	

地区名	種別	原因	避難所名 避難場所名	世帯数	人数	左のうち 車中避難者数	避難者名簿作 成の有無	避難指示等日時	帰宅、解除等日時

- ・種別欄には、緊急安全確保(緊急)、避難指示(指示)、高齢者等避難(高齢者)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。
- ・世帯数、人数の欄には、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令した人数ではなく、報告時点の実質避難者数を記載すること。
- ・解除日時・帰宅時は、最終結果報告の中で記載するものとする。
- ・避難者名簿作成の有無については、ドロップダウンリストから○作成済み、△作成中、×未作成のいずれかを選んで回答すること。

県の報告様式- 5

様式第5号 災害年報

都道府県

発生年月日		災害名							計
区分									
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
田	流失・埋没	ha							
	冠水	ha							
畑	流失・埋没	ha							
	冠水	ha							
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

都道府県

発生年月日		災害名								計
区分										
その の 他	電 話	回線								
	電 気	戸								
	ガ ス	戸								
	ブロック塀等	箇所								
火災 発生	建 物	件								
	危 険 物	件								
	そ の 他	件								
	り 災 世 帯 数	世帯								
	り 災 者 数	人								
	公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小	計	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公共施設被害市町村数	団体								
その の 他	農 産 被 害	千円								
	林 産 被 害	千円								
	畜 産 被 害	千円								
	水 産 被 害	千円								
	商 工 被 害	千円								
	そ の 他	千円								
	被 害 総 額	千円								
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日		
	災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
	災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
	消防職員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	人	
	消防団員出動延人数	人	人	人	人	人	人	人	人	

災害救助法の様式

災害救助法の様式番号は、国の様式と番号を合わせている。
そのため、国の様式で「削除扱い」となっている「様式-4」
は存在していない。

災害救助法の様式-1 被害状況調

被害状況調

被害の状況		法適用市町村名		〇〇市	〇〇町	〇〇村	計	
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重症						
		軽症						
		小計						
	計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊、全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
	床下浸水	世帯						
人員								
災害発生日								

- ※1. 負傷のうち「重症」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽症」とは、1月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること。
2. 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること。
3. 「一部破損」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする。
4. 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
5. 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 2 災害救助費概算額調

災 害 救 助 費 概 算 額 調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被 服 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	世 帯			
(5) 医 療 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 賃				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 金	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

災害救助法の様式-3 市町村別被災世帯状況調

市町村別被災世帯状況調

(救助の種目名)

市町村	区分 市町村 民税課 税状況		被災 世帯 総数 A	被災世帯内訳							救助 対象外 世帯	基準 対象 数 (A ×割 合)	B - A
				救助対象世帯									
				被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯	そ の 他 の 世 帯	計 B			
〇〇市	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	
〇〇市	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	
〇〇市	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	
〇〇市	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	
〇〇市	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	
計	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
計												%	

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 4 年度災害救助基金報告書

年度災害救助基金報告書

都道府県

概況	災害救助基金現在高 (平成 年4月1日)		A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額		B	円	
	差引過△不足額		$A - B = C$	円	
	当該年度要積立額		D	円	
	当該年度積立予定額		E	円	
(災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳))	法第41条第1号の方法			円	
	同条第2号の方法			円	
	同条第3号の方法			円	
	計			円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (平成 年4月1日)		F	円	
	災害救助基金最少額		G	円	
	差引過△不足額(F-G)		H	円	
	要積立額		I	円	
	積立額		J	円	
	支出額		K	円	
	応急仮設住宅 払下収入金	基金繰入額		円	
		その他		円	
	生業資金額 返還	基金繰入額		円	
		その他		円	

※「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること。

災害救助法の様式- 5 救助の種目別物資受払状況

救助の種目別物資受払状況

市町村名 氷川町

救助の種目別	年月日	品目	単位呼称	摘要	受	払	残	備考
避難所用								
炊き出しその他による食品給与用								
給水用機械器具								
燃料								
浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救出用								
機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

※1. 「摘要」欄に購入又は受払入及び払出先を記入すること。

2. 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。

3. 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4. 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

なお「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 6 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

市町村名 氷川町

避難所の名称	種別	開設期間 月 日 ～ 月 日	実人員 人	延人員 人	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
計								

- ※ 1. 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

災害救助法の様式-7 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

市町村名 氷川町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

※1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 「構造区分」は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 8 炊出し給与状況

炊出し給与状況

市町村名 氷川町

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計									

※「備考」欄は、給食内容を記入すること。

災害救助法の様式-9 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

市町村名 氷川町

供給 月日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具								実 出	支 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕			燃 料 費			
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要				
	人			円	月 日	円		円	円			
計												

※1. 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による倍にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主要な修繕箇所を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 10 物資の給与状況

物資の給与状況

市町村名 氷川町

住宅被害 程度区分	世帯 氏名	主名	基礎とな った世帯 構成人員 人	給与月日 月 日	物資給与の品名				実支出額 円	備考
					布団	毛布				
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- ※1. 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
- 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3. 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

災害救助法の様式- 11 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区)町村名	患 者 数	措 置 の 概 要	死 体 検 案 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

※「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式-12 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名 氷川町

診療機関名	患者氏名	診期	療間 月 日	診療区分		診療報酬点数		金額 円	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

※「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

災害救助法の様式- 13 助産台帳

助産台帳

市町村名 氷川町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 時 日	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
			月 日 ~ 月 日	円	
計					

災害救助法の様式- 14 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

市町村名 氷川町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出	支額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費				
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕月日	修繕費		修繕の概要			
月日	人				円	月日	円		円	円		
計												

- ※1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2. 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3. 「修繕の概要」には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

災害救助法の様式- 15 住宅応急修理記録簿

住宅応急修理記録簿

市町村名 氷川町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
		月 日	円	
計 世帯				

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式-16 生業資金貸付台帳

生業資金貸付台帳

市町村名 氷川町

貸付を受けた者		保 証 人			事 計 概	業 画 要	貸 与 期 間	貸 金 与 額 円	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業					
	計 世帯								

- ※1. 「貸与期間」欄は「 年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
- 2. 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

災害救助法の様式-17 学用品の給与状況

学用品の給与状況

市町村名 氷川町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

令和 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

印

※1. 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2. 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

災害救助法の様式- 18 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

市町村名 氷 川 町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者 との 関 係	氏 名	棺 (附 属) を 含 む 円	埋葬又は 火 葬 料 円	骨 箱 円	計 円	
計										

- ※1. 埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2. 市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

災害救助法の様式- 19 死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

市町村名 氷川町

処 理 年 月 日	死 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 名 氏	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死 亡 者 と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 20 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 氷川町

住家被害程度 区分	区 分	除 去 に 要 し た 期 間 月 日 ~ 月 日	実 支 出 額 円	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

災害救助法の様式- 21 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

市町村名 氷川町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		修繕				燃料費	実出	支額	備考	
			使用 車 等	金 額	故 車 等	障 等	修 繕 月 日	修 繕 費					故 障 の 要 概
				円					円		円		

- ※1. 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2. 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。
3. 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4. 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。
5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 22 実施弁償の従事状況 (第1~4号)

(実費弁償)

(1) 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従 業 員 数		従 事 場 所 (市町村)	従 事 期 間	実 支 出 額				算 定 基 準 に よ る 額	備 考
	実 人 員	延 人 員			日 当	旅 費	時 間 外 務 勤 手	計		
医師及び 歯科医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師										
保健師・ 助産師・ 看護師										
土木技術者 建築技術者										
大工左官 及びとび職										
計										

※「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

災害救助法の様式- 23 実施弁償の従事状況（第5～10号）

(実費弁償)

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業種	業者数	従業者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実出	支額 円	備考
		実人員	延人員					
土木建築業者		人	人					
地方鉄道業者								
軌道経営者								
自動車 運送事業者								
船舶運送業者								
港湾運送業者								
計								

※「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

災害救助法の様式-24 扶助金の支給状況

(3) 扶助金の支給状況

扶 助 金 種 類	件 数	実 支 出 額	積 算 基 礎	備 考
		円		
計				

- ※1. 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
2. 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

災害救助法の様式- 25 損失補償費の状況

(4) 損失補償費の状況

種 類	実 支 出 額	積 算 基 礎	備 考
	円		
計			

※1. 「種類」欄には、法律26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。

2. 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。

3. 「備考」欄には、損失補償費の概要を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 26 法律19条の補償費の状況

災 害 救 助 法 第 1 9 条 の 補 償 費 の 状 況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
		円	円	
1 人件費				
(1) 旅費				
(2) 役務費				
(3) 時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1) 消耗器材費				
(2) 借上料				
3 救護諸費				
(1) 薬剤費				
(2) 衛生材料費				
(3) その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1) 輸送費				
(2) 修繕費				
(3) 借上料				
(4) 燃料費				
5 人夫賃				
(1) 医療				
(2) 助産				
(3) 死体処理				
6 扶助金				
7 事務費				
(1) 消耗品費				
(2) 電話料				
(3) 電報料				
計				

※「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

災害救助法の様式- 27 死体の捜索状況記録簿

災害救助法の様式- 28 死体の捜索状況記録簿

死体の捜索状況記録簿

年月日	捜索人員	名称	検 索 用 機 械 器 具						実支出額	備考
			借上費又は購入費		修理月日	修繕費		燃料費		
			所有者(管理者) 氏名	金額		修繕費	修繕の概要			
					数量			円		
		計								

※1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2. 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合は「金額」欄に記入すること。
 3. 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料編 第7部 様式一覧

災害救助法の様式- 28 救助実施記録日計票

1 / 2

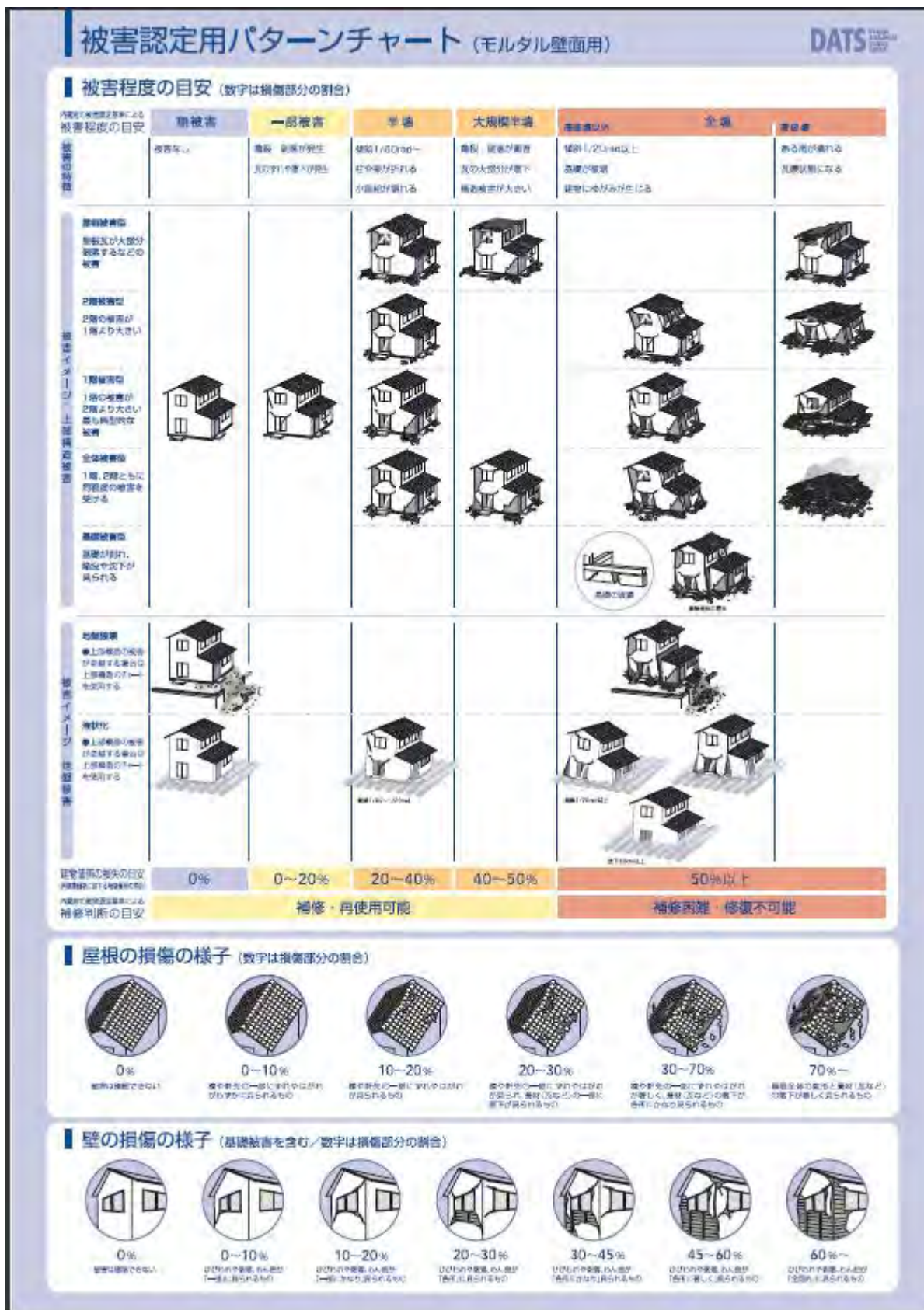
救 助 実 施 記 録 日 計 票

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告時限 月 日 時現在				受信時間 月 日 時			
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被 供 服 寝 具 生 活 必 需 品 与	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日		本 日 支 給	全失世帯数	(世帯) 点
	既存建物	個 所 数	カ所			翌 日 へ の 繰 越 量	半失、床上 浸水世帯数
		収容人員	人		点		
野外施設	個 所 数	カ所	医 療 機 関	翌 日 へ の 繰 越 量		点	
	収容人員	人		点			
炊出期間	開始月日	月 日	医 療 機 関	医 療 班 出 動 数	カ班		
	終了予定日	月 日		救 助 地 区			
炊出し	炊出個所数	カ所	医 療 機 関	診 療 者 数	医 療	人	
	炊出人員	朝			人	助 産	人
		昼		人	医 療 機 関	施 設 数	カ所
		夕		人			診 療 人 員
計	人	助 産	施 設 数	カ所			
給水	供給地区数		地区	被 災 者 救 出	救 助 終 了 予 定 月 日		月 日
	供給実人員		人		救 出 地 区	救 出 地 区	
	供給水量		ℓ		救 出 を し た 人 員	人	
	供給期間	開始月日	月 日		今 後 救 出 を 要 す る 人 員	人	
		終了予定日	月 日		救 出 終 了 予 定 月 日	月 日	
給水方法			救 出 の 方 法				

学 用 品 支 給	県より受入又は 前日よりの繰越量		点	死 体 の 処 理	死亡原因別人員					
	本 日	小 学 生	全壊世帯		(人) 点	死 体 理	死処	死体洗浄	体	
			半壊(床上浸水) 世帯		(人) 点		死保	死体縫合	体	
	支	中 学 生	全壊世帯		(人) 点	死 体 存	死体消毒	体		
			半壊(床上浸水) 世帯		(人) 点		既存建物利用	カ所		
	給	高 校 生	全壊世帯		(人) 点	障 害 物 除 去	仮設建物	カ所		
			半壊(床上浸水) 世帯		(人) 点		死体処理機関			
	翌日への繰越量		点		輸 送	今後死体処理 を要する死体	体			
	埋		点			死体処理終了予定月日	月	日		
	葬	前日までの埋葬			点	賃 金 職 員 等	障害物除去を 要する戸数	戸		
		本日埋葬	大		人		体	本日除去した戸数	(計戸)	戸
			小		人		体	障害物除去の終了予定月日	月	日
計			体	公用車使用	台					
翌日以降の要埋葬数		体	借上者使用	台						
埋葬終了予定月日		月	日	救助の 種類						
死 体 の 捜 索	搜索地区			備 考	人夫雇上数	人				
	死 体	搜索を要する死体			体	従事作業				
		本日発見死体			体	その他				
		今後の要搜索死体			体					
	搜索の方法									
搜索終了予定月日		月	日							
建 設 の 合	着工月日	月	日	戸						
	竣工月日	月	日	戸						
賃 貸 の 合	契約月日	月	日	戸						
	入居月日	月	日	戸						
住 修 宅 理	着工月日	月	日	戸						
	竣工月日	月	日	戸						

町の様式

町の様式-1 被害認定用パターンチャート



被害認定用パターンチャート (ボード壁面用)

DATS

被害程度の目安 (数字は損傷部分の割合)

被害程度の目安	無被害	一部被害	半壊	大規模半壊	崩壊等以外	全壊	倒壊
倒壊の危険性	発生なし	発生し、崩落が想定 法が定めず落下が想定	倒壊し/50%以上 柱が壊れが想定 小屋根が崩れる	崩壊し/50%以上 柱の大部分が壊れ 小屋根が壊れ	倒壊し/20%以上 崩壊が想定 倒壊し/50%以上	発生し/20%以上 崩壊が想定 倒壊し/50%以上	ある部分が壊れる 倒壊が想定になる
屋根被害							
壁被害							
柱被害							
基礎被害							
その他被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							
被害イメージ (上部被害)							
被害イメージ (下部被害)							
基礎被害							
柱被害							
壁被害							
屋根被害							

町の様式-4 住家被害調査票（地震被害・非木造用）

非木造 1次 1地震動調査票

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票<その1>

調査日時 西暦 20 年 月 日 時 分

居住者名 連絡先
所有者名 連絡先
調査員名

物件所在地

調査結果

調査番号

点数（数値を記入し、対応箇所には印を付ける）

2 図面等

図面等記入欄

VER. 1600-1

非木造 1次 3-1地震動調査票

地震被害／非木造用（内閣府指針準拠）
住家被害調査票<その2>

簡易調査 建物全体の判定

START

判定結果

詳細調査 部位の判定

調査結果

調査点数の集計

3-2 地震動 補助票

建物の傾斜判定シート

傾斜判定結果

特記事項

VER. 1600-1

町の様式- 6 被災証明書【原本】

被災証明書（願）

被災日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃

被災場所 熊本県八代郡氷川町

被災物件

被災状況

上記のとおり被災したことを証明願います。

令和 年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所

氏名

印

上記のとおり被災したことを証明する。

令和 年 月 日

氷川町長

印

町の様式- 7 リ災証明書【原本】

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	熊本県八代郡氷川町			
世帯主氏名				
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢	備 考
罹災の原因	年 月 日の による			
被災住家の所在地	熊本県八代郡氷川町			
住家の被害の程度				
浸水区分				
その他特記事項				

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

氷川町長

印

※「住家の被害の程度」欄については、その判定区分に応じて「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」を記載する。

※「浸水区分」欄については、該当がある場合、その区分に応じて「床上浸水」・「床下浸水」を記載する。該当がない場合は「-」で表示する。

その他の様式

その他の様式- 1 部隊等の派遣要請要求書

	番 号
	日 付
熊本県知事 殿	
氷川町長	印
部 隊 等 の 派 遣 要 請 要 求 書	
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、部隊などの災害派遣要請を 要求します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣要請を要求する理由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
(1) 区 域	
(2) 活動内容	
4. その他	

その他の様式- 2 部隊等の撤収要請

	番 号
	日 付
熊本県知事 殿	
	氷川町長 印
部 隊 等 の 撤 収 要 請	
年 月 日災害派遣を受けた部隊などの撤収を下記のとおり要請 いたします。	
記	
1. 撤 収 日 付	
2. 撤収を要請する理由	

その他の様式-3 緊急通行車両事前届出済書

別記様式第1 災害 地震防災 原子力災害 国民保護 対策用 措置用	災害 地震防災 原子力災害 国民保護 対策用 措置用	第 号 緊急通行車両事前届出済証	年 月 日 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	年 月 日 熊本県公安委員会 印
緊急通行車両事前届出書		緊急通行車両事前届出済証		
熊本県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		左記のとおり事前届出を受けたことを証する		
番号 表示 用途 (緊 急 輸 送 人員 又は 品名)	住所	() 局 番	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届けて再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
出 発 地		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。				

資料編

第8部 地区防災計画

初版 1300.4.1

氷川町 ○○地区防災計画 2023.4 地区内版

■ 本計画は、災害対策基本法第42条の2に規定された、「地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に對し、市町村地域防災計画に地区防災計画を提案することができる。」という文章に基づき、沖塘地区の人命・財産を守り、安全で安心な暮らしを送る為の「備え」として、作成したものです。

■ 本計画は、役員改選毎や必要に応じて地区住民で更新することとし、いつにおいても○○地区の防災に役立つ計画とします。

■ 本計画は、地区の住民に周知し、運用を図ります。地区の住民は、本計画を分かりやすくし、常日頃から自然災害に備えるものとします。

■ 本計画には、地区の抱える喫緊の課題や目指すべき目標、要望も明記・共有することで、「災害に強い地区づくり」に取組む沖塘地区の絆を深めます。

※令和5年4月現在

1) 計画対象地区	○○地区
2) 計画策定主体	区長：、ほか 役員 名 消防団 名
3) 世帯数・人口	○○世帯 ○○人
4) 事業所数・人員	

5) 知っておくべき地区の特性

【地形・地勢】

- 氷川川の 位置します。

【災害】(マップ)

- 平成28年の熊本地震では、
- 激しい揺れにより、家庭や小屋の損壊やブロック塀の倒壊等が生じました。
-
- 公民館に消防団が待機しました。

【暮らし・備えなどの現状 (H30.4 現在)】

- 消防団 箇所
- 消防団員は実質的な活動者は 人です

6) 災害(地震、台風、大雨)に對しての心構え

本地区においては、地震、台風、大雨、火災等の災害が想定されます。

- 地震について
 - ①地震については、突然、強い揺れに襲われることが想定されます。まずは、自分の身や家族を守ることを優先しましょう。そのためには、普段から各家庭において、家具転倒防止対策をする、揺れた時に身を隠す場所を確保する、などの備えをしましょう。
 - ②地震の揺れがおさまったら、火の元を確認して出口を確保しましょう。普段から各家庭において、災害用の備え品・持ち出し用品等を備えておきましょう。
 - ③地震発生後は、ラジオやテレビ、防災無線等から正しい情報を収集し、的確に判断・行動することが大事です。地域ぐるみの防災訓練を通して、防災知識の普及や啓発に努めるとともに、危険箇所や避難場所等のポイントを確認しておき、いざという時に判断・行動できるようにしておきましょう。
- 大雨・台風について
 - ①大雨(集中豪雨)・台風については、予想進路や雨量の動きが、ラジオ・テレビや防災行政無線等で、気象情報が入り込みます。早め早めの準備・避難等を心掛けましょう。
- 火災について

7) 災害に強い地区づくりのための行動計画

今後、災害に強い地区づくりのために以下取組みます。

- ① 資機材の備蓄
 - ア、災害時に必要とする資機材については、公民館、倉庫、ポンプ車庫等に担架・簡易救助高機材セット、土のう袋・チェーンソー等の備蓄があるものまたは十分にない状況です。
 - イ、今後、地区ですべての資機材を揃えることを早急に進めたい。町にお願ひするものを早急に進めたい。
- ② 消防団の強化
 - ウ、住民個人としての備蓄品として、最低3日分の食料と水・医薬品等を入れた防災袋を常に準備するように心掛けたい。
 - ア、地元消防団員は、動員が難しく困難な状況であるため、地元を中消防団OB等を中心に体制を整えていきます。
 - イ、今後は、消防団員以外の町民を対象にした消防ポンプ・資機材等の取組、訓練を定期的実施して地区の防災力を高めたいと考えています。
- ③ 避難方法
 - ア、避難スペースの確保
 - 平成28年の熊本地震では、地区でも多くの車中泊の人がいた。今後の地震を想定し、地区内の空き地や駐車場を地区民の了解を得て事前に得て車中泊用の駐車スペースとして確保します。
 - イ、災害時要支援等の補助
 - 熊本地震においては、消防団を中心に支援活動を実施したが、今後は、更に組織を広げて支援活動を実施します。
- ④ 定期的な避難訓練
 - ア、地区防災訓練は、毎年定期的に回数実施している。今後は、沖塘地区防災計画に基づき、地区の皆さんで、取組めるような訓練を取り入れて地区内住民の災害に対する意識向上に努めます。なお防災訓練は、防火訓練、炊き出し訓練、消防ポンプ取組の取組も実施し、実践的な内容とします。

8) 避難の要領

- ・突然起こる「地震」は、悪化に陥りやすくなる危険を感じたらすぐに避難しましょう。
- ・町役場からは、防災無線放送や消防団を通じ、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」や、「避難所の開設情報」が放送されます。これらも参考にし、慌てずにおおついでに避難を心がけましょう。

＜避難の目安＞

- ・「停電の避難所開設」の放送で避難を開始します。
- ・震度5以上の地震 ... 家具の倒壊の恐れがあります。
- ・避難に関する放送 ... 台風や大雨の予報、地震時に放送されます。
- ・ニュースやラジオ ... 大雨警報などの情報に注意しましょう。
- ・停電や消防団からの声かけ ... 速やかに従いましょう。

(※次ページの防災運営体制も参考にしてください)

9) 避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

- ① 一時避難場所(車中泊駐車スペース)
- ② 地区内に公民館があります。災害によっては使用できない場合があります。
- ③ 地区外へ避難した場合は、捜索対象者とならないように、区長さんに連絡することとします。

10) 地区内の防災資機材

＜用語解説＞

避難情報については次ページ参照。

＜用語解説＞

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。町が指定します。

指定避難所：災害発生時に被災者が一時的に避難生活を送るための施設。町が指定します。

福祉避難所：災害時に被災者や高齢者、外国人などが避難するための施設。

＜用語解説＞

要配慮者：災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。具体的には、高齢者、障害者、若年性認知症を有する者、重症心身障害児・者、生活支援が必要な難病等患者、常時特別な医療等を必要とする者(毛髪障害、乳幼児・児童、妊産婦、外国人など)が想定されます。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、避難かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者のことです。

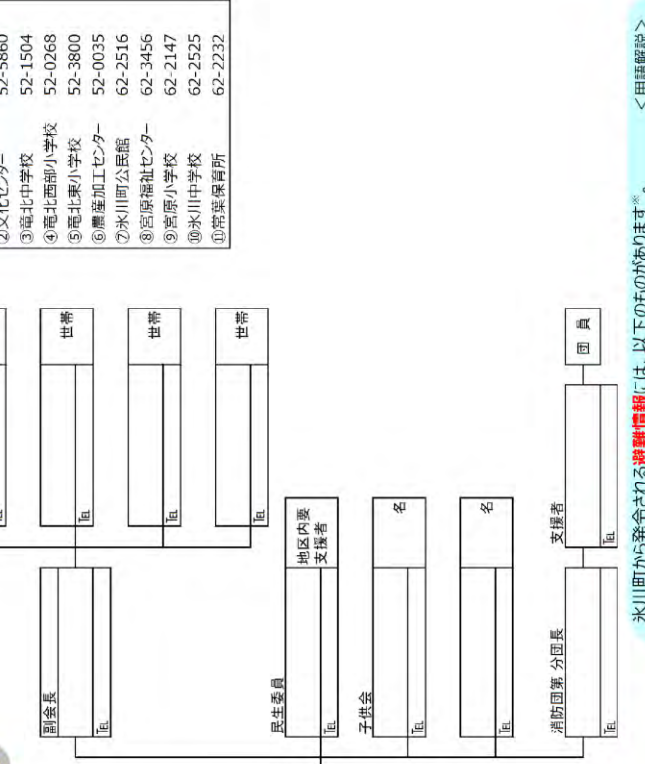
(X)

11) 地区の運営体制・連絡体制 (R5年度)
 ・〇〇地区は区長1人、役員名、消防団名で構成されます。
 ・防災運営体制は、「総務班」、「消火・安全点検・防犯巡回班」、「給食・給水班、物資配分班」、「衛生・清掃班」、「避難誘導班」で構成し、班長の主な役割は各班の統率、指示、連絡等です。活動は各班で連携して行います。
 ・防災活動は、「地震」「大雨・台風」などの災害の種類によっても異なりますが、当面、右の基準で運用します。

〇〇地区運営体制

区長	正副班長名	平常時の役割	災害時の役割
自主防災委員会	正 区長	全体調整 要配慮者の把握 情報の収集・共有・伝達	全体調整 被害・避難状況の把握 情報の収集・共有・伝達
	副 区長		
消防班	正 班長	備品点検・防災広報 危険箇所の巡回・点検	初期消火活動 集積場等の救出・救護活動
	副 班長	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動 二次災害防止のための広報
給食・給水班	正 班長	備品点検 個人備品等の啓発活動	水・食料等の配分 炊き出し等の燃料確保
	副 班長		給食・給水活動 物資配分・物資需要の把握
衛生・清掃班	正 班長	こみ処理対策の検討 仮設トイレの対策検討	こみ処理の指示 防汚対策・し尿処理
	副 班長		
避難誘導班	正 班長	避難路・指定緊急避難場 所・指定避難所の確認	住民の避難誘導活動
	副 班長		

〇〇地区連絡体制



〇〇地区 災害時の体制移行判断基準 (H30.4作成)
 地震時は氷川町・八代市で「震度5以上」で行動します。
 水害時は、役場の避難所開設の放送で行動します。
 その他、区長の号令による行動開始も可します

- ◆指定緊急避難場所・指定避難所
- ①道弁センター 52-5121
 - ②文化センター 52-5860
 - ③高北中学校 52-1504
 - ④高北西部小学校 52-0268
 - ⑤高北東小学校 52-3800
 - ⑥慶豊加工センター 52-0035
 - ⑦氷川町公民館 62-2516
 - ⑧宮原福祉センター 62-3456
 - ⑨宮原小学校 62-2147
 - ⑩氷川中学校 62-2525
 - ⑪常盤保育園 62-2232

その他の緊急連絡先

氷川町役場 総務課	52-7111
防災担当(生活安全係)	
八代警察署	33-0110(110)
氷川幹部交番	62-4110(110)
鎮消防署	52-1313(119)
鎮消防署氷川分署	46-9111
八代広域消防	0180-999-194
災害情報ダイヤル	
八代北部地域	53-5111
医療センター	
九州電力送配電所	0120-986-606
八代配電事業所	
生活環境事務組合	62-2049
(上水道関係)	
NITEL(災害伝言ダイヤル)	171
NITEL西日本	113(0120-444-113)

役立ち情報 (ホームページ等)

- ・氷川町役場 <http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/>
- ・熊本県防災情報 <http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/>
- ・内閣府防災情報 <http://www.bousai.go.jp/index.html/>
- ・八代広域行政事務組合 <http://www.yatsushiro-fd.com/>
- ・気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

氷川町から発令される避難情報は、以下のものがあります*。
 (平成28年12月、「避難準備情報」の名称変更がありました。)

避難準備・高齢者等避難開始

いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、避難を開始しましょう。

避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)は避難を開始しましょう。

避難勧告

避難場所へ避難をしましょう。

地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難をしましょう。

避難指示(緊急)

まだ避難していない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。

外出することによって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

※必ずしも、この順番で発令されるとは限りません。また、これらの情報が発令されなくても、身の危険を感じた場合は避難を開始してください。

出典：総務省 HP (<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/hinanjumbijoho/>)

